

生命保険協会会報

2025年度

通巻第292号

2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日



一般社団法人

生命保険協会

I 主な活動

II 生保各社の動向

III 審議会・行政および関係団体等の動向

IV 関係法令

V その他

<資料編>

は じ め に

2025年は、昭和元年から数えて100年という節目を迎えるなか、大阪・関西万博の開催や、史上初となる女性総理の誕生、日経平均株価が過去最高水準を更新するなど、経済・社会の両面で象徴的な動きがみられる年となりました。こうした環境下において、国内では物価上昇が続く一方で賃上げの動きが広がり、景気の持ち直しが緩やかに進展しました。

一方、海外に目を向けると、米国における政権交代を受けた通商政策の見直しや、各地で継続する地政学的緊張の影響により、国際経済の先行きには不透明感が残りました。また、日本銀行による金融政策の正常化が進展するなど、金融・資本市場においても重要な局面を迎えました。

こうした中、生命保険業界においては、相次ぐ自然災害への対応や人口減少・高齢化の進行といった構造的課題に直面するなかで、監督環境の高度化を踏まえ、業務運営の適切性や内部管理態勢の重要性が改めて認識されました。業界全体として、法令等遵守やガバナンスの実効性確保を通じた市場からの信頼確保に努めるとともに、「顧客本位の業務運営」の一層の定着に向けた取組が求められた一年となりました。

生命保険協会はこの1年、「1. 顧客本位の業務運営の推進」、「2. 持続可能な社会とよりよい未来への貢献」、「3. 生命保険業の健全な発展に資する情報発信」の3点を軸にさまざまな活動を行ってまいりました。

- ・政府への規制改革要望の提出
- ・IAIS（保険監督者国際機構）等への意見提出
- ・「令和8年度税制改正」に関する要望活動
- ・関係省庁のパブリックコメント等に対する意見提出
- ・「せいほ意見交換会」の開催等によるお客さまの声・苦情情報等の活用
- ・金融ADR機関としての裁定審査会の運営
- ・代理店業務品質評価運営を通じた乗合代理店の顧客本位の業務運営 等

当協会の活動を記録した「生命保険協会会報」2025年度版（通巻292号）が、当協会の活動に対する理解を深め、生命保険事業の社会的責任の遂行、健全な発展、業界の信頼向上に貢献できれば幸いです。

2026年9月

生 命 保 険 協 会

生命保険協会会長就任にあたって（所信）

2025年7月18日

一般社団法人 生命保険協会
会長 高田 幸徳



～確かな安心と信頼を広げ、よりよい未来に貢献するために～

生命保険協会は「わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与すること」を目的として活動しております。

こうした中、近年、わが国の国民生活を取り巻く環境は過渡期を迎えています。

米国の経済政策がもたらす影響に引き続き注視が必要な中で、原材料・エネルギー価格の高騰や物資の不足等による物価上昇が続いており、各地で頻発する様々な自然災害の脅威など、予測不能で不確実性の高い環境が国民生活を脅かしています。

また、今年2025年はいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり、医療・介護ニーズの高まりに合わせて社会保障費が増加するとともに働き手不足が深刻化するなど、諸国が未だ経験したことのない難局が、やがて国民生活に影を落とすかもしれません。

このような時代の変わり目にある今こそ、将来への確かな備えと安心を提供してきた生命保険業界が使命を果たすときであり、誠実で着実な事業推進の下で存分にその機能を発揮し、国民生活の向上に一層貢献していくことが重要であると考えております。

また、一生涯に亘る長期的な時間軸で皆さまに寄り添い続けてきた生命保険業界であるからこそ、この不確実性が高い環境下にあっても一人ひとりが豊かな人生を実現し、「よりよい未来」を切り拓いていくためのお力になれるのではないかと考えております。

こうした認識のもと、確かな安心と信頼を広げ、一人ひとりのよりよい未来に貢献していくために、今年度は次の3点を軸に取り組んでまいります。

1. 顧客本位の業務運営の推進

お客さまから信任をいただきながら将来への確かな安心をお届けし続けていくために最も重要となるのが、お客さまの最善の利益を追求する「顧客本位の業務運営」です。これは、生命保険業界が事業の礎として絶えず推進し続けていかなければならないものであり、何より優先すべき考え方です。

このため、2023年2月に公表し、フォローアップを継続してきた「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」に基づいて、好取組事例の共有を図るとともに、会員各社の態勢整備に向けた推進を継続してまいります。

また、代理店チャネルにおける乗合代理店の保険販売については、お客さまの適切な商品選択の機会を確保することが何よりも重要であると認識しております。昨今の生命保険業界に対するご指摘や課題を真摯に受け止め、代理店との適切な関係性の構築を推進するとともに、先般の国会で成立しております「保険業法の一部を改正する法律」の施行に向けた体制整備の後押しや、外貨建て一時払保険等のプロダクトガバナンスの充実の観点から保険会社と販売会社間の建設的なコミュニケーションを推進することで、代理店を含む業界全体として、お客さまの最善の利益の追求に努めてまいります。

2. 持続可能な社会とよりよい未来への貢献

生命保険協会では、持続可能な社会の実現に貢献するため、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点項目を定め、会員各社の対応を後押しする様々な取組みを実施してまいりました。今後、より一層国民生活の向上に寄与していくためには、こうした現在の延長線上にある「持続可能な社会」を実現することに加え、現在を超えてプラスになるような「よりよい未来」を目指すことも視野に入れた取組みを推進していくことが重要です。

このため、国の豊かさを示す新たな指標の1つとして国際的に議論されているWell-beingという考え方について、その現状やこれからの可能性についての認識を共有するとともに、政府が推進する資産運用立国の実現や国民一人ひとりの「Financial Well-being」の向上に資する取組みを中心とした、生命保険業界の貢献のあり方などについて考え、発信していくためのシンポジウムの開催を予定しております。

また、生命保険業界における女性の更なる活躍を推進するとともに、働く誰もがWell-beingを実感できる業界の実現を目指し、会員各社におけるアンコンシャス・バイアス解

消のための取組事例の調査や、会員各社の女性リーダー候補者を対象としたネットワーキングイベントの実施、および性別にかかわらず職業生活における活躍推進の障害の一因とされている「介護離職問題」に関する業界の取組状況等を取りまとめた報告書の作成を予定しております。

なお、引き続き、ESG投融資やスチュワードシップ活動を通じた、投融資先企業の企業価値向上や持続可能な経済成長への貢献に向けた取組み等を継続することにより、持続可能な社会の実現に向けてさらなる役割を発揮してまいります。

3. 生命保険業の健全な発展に資する情報発信

予測不能で不確実性の高い環境の中にあっても、生命保険業界が揺るがず安定して事業を継続し、お客さまに安心を提供し続けていくためには、生命保険業界が誠実で着実な事業推進の下で健全な発展を遂げるとともに、皆さまに我々の様々な活動をご理解いただき、ご賛同いただくことが重要です。

このため、会員各社が取り組む社会貢献活動について、生命保険協会を通じた情報開示のあり方を整備し、円滑な情報発信を推進することによって、生命保険業界の社会貢献活動をよりわかりやすく身近なものとして皆さまにお伝えしていくことを考えております。

また、生命保険募集人は、性別や年齢等にかかわらず幅広い人材が多数活躍しておりますが、こうした生命保険募集人を総称する親しみやすい呼称を公募することで、生命保険募集人の多様性や意義についてのご理解を深めていただくとともに、生命保険募集人の更なる活躍を後押ししたいと考えております。

これらに加え、国民の皆さまの生命保険の理解を促進し、保険分野における金融リテラシーの向上に貢献するための取組みや、「昭和100年」を迎えることを記念した昭和時代の生命保険事業に関する情報発信、今年度決算より導入される「経済価値ベースのソルベンシー規制」に関する消費者向け情報開示など、生命保険や生命保険業界のことをご理解いただくための様々な情報発信を行ってまいります。

更にこれら3点の取組みの軸に加え、生命保険業界がお客さまからの信頼を維持し、健全に発展していくための基盤整備に継続して取り組んでまいります。

税制面では、国民の皆さまが必要とする多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度の拡充を引き続き要望してまいります。

かんぽ生命における業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げ等については、中長期的に消費者利益を向上させるためには公正な競争条件の確保が不可欠であるとの考えのもと、市場への影響等を見極めつつ、必要に応じて意見を表明してまいります。

また、会計や規制に関する諸課題については、国際動向や我が国の生命保険事業の特性を踏まえた検討を行い、積極的に意見発信してまいります。加えて、当会の国際活動について、国内外に周知してまいります。

以上、協会長就任に際し、所信の一端を申し述べました。

不確実性が高い環境の中にある今こそ、将来への確かな安心や付加価値を提供してきた生命保険業界の社会的使命を果たし、国民生活の向上に一層貢献するために、この一年間、全力で諸課題に取り組んでまいります。

皆さまにおかれましても一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

目次

はじめに

生命保険協会長就任にあたって（所信）

I 主な活動

〔各種意見表明・要望活動〕

1. 規制改革に向けた対応	1
（1）経団連の「2025年度規制改革提案調査」に対し要望提出	1
（2）内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出	1
2. 郵政民営化への対応	2
（1）「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」について	2
3. IAIS（保険監督者国際機構）の動向と意見提出	3
（1）IAISに対する意見提出	3
4. GFIA（国際保険協会連盟）の動向と意見提出	6
（1）GFIAとして意見提出	6
5. ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を巡る動きと意見表明	14
（1）ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2号の修正案）」 に対し意見提出	14
（2）ISSB公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に対し意見提出	14
（3）ISSB公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に 対し意見提出	15
6. 令和8年度税制改正	16
（1）令和8年度（2026年度）税制改正要望	16
（2）当協会要望項目に対する金融庁要望への反映状況	17
（3）政府税制調査会および与党税制調査会における審議経過と結果の概要	18
（4）令和8年度税制改正に関する法案	20
7. 金融庁のパブリックコメント等に対する意見提出	21
（1）「保険会社向けの総合的な監督指針」改正（案）に対し意見提出	21
（2）「大蔵省告示第四十八号等の一部改正（案）」に対し意見提出	21
（3）「令和7年保険業法改正に係る政令（案）」に対し意見提出	22
（4）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の 一部改正（案）に対し意見提出	23
（5）「令和7年保険業法改正（1年以内施行）に係る保険業法施行規則等の一部改正 （案）、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）等」に対し 意見提出	23
8. 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の 実現」に向けた取組みについてのレポートを公表	24

9. 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部を改正する命令案に対し意見提出	25
10. 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出	25
11. ASBJ（企業会計基準委員会）の公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等に対し意見提出	26
12. SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対し意見提出	26
13. FSB（金融安定理事会）の市中協議文書「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」に対し意見提出	27
14. 内閣府の「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令案」に対し意見提出	28

〔広報活動〕

1. 広報活動等	28
（1）協会長定例記者会見	28
（2）記者発表	29
（3）ディスクロージャーの充実	30
（4）ホームページ、X等における情報発信	30
2. 自助の日	31
3. 生命保険募集人の呼称公募	31
4. 大学実学講座	31

〔お客さまの声・苦情情報等の活用〕

1. お客さまの声・苦情情報等の活用	32
（1）消費者（関連）団体等との意見交換会	32
（2）当協会、生命保険文化センター共催のせいほ意見交換会	32
（3）意見・要望等の分析・情報共有	33
2. お客さま本位推進会議の活動	33

〔生命保険相談活動〕

1. 2025年度裁定諮問委員会の活動状況	34
2. 2025年度裁定審査会の活動状況	35
（1）裁定申立の状況	35
（2）審理結果等の状況	36
3. 2025年度生命保険相談所における受付状況	36

〔社会貢献活動〕

1. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動	39
2. 介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度	40
3. 生命保険協会留学生給付型奨学金	40

4. 地方CR活動	41
5. 心身障害者扶養者生命保険	42

〔生命保険販売等に係る諸施策〕

1. 生命保険契約照会制度の利用料金改定を公表	43
2. 金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドラインの改正	44
3. 2025年8月28日付で金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正されたことにもなう対応	44
4. 自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ	45
5. 生命保険乗合代理店業務品質評価運営「2025年度認定代理店」の公表	46
6. 災害地の被災者に対する特別措置	46
7. 2025年度機構団信保険の状況	55

〔生命保険募集人等の教育〕

1. 業界共通教育課程試験等テキストのデジタル化	56
2. 業界共通各課程試験	56
3. トータル・ライフ・コンサルタントの認定	57
4. 生命保険講座試験	57
5. 生命保険面接士試験	58
6. 生命保険支払専門士試験	58

〔調査研究〕

1. 調査研究活動による報告書の作成等	59
2. 「保険INDEX」の発行	59
3. 図書室	59

〔国際対応〕

1. IFRS財団主催「統合思考・統合報告カンファレンス」への後援	60
2. OLISセミナーへの参加	60
3. GFIA総会への参加	60
4. OECD保険・私的年金作業部会（WPIP）保険会合への参加	61
5. 太平洋保険会議（PIC）への参加	62
6. 東アジア保険会議（EAIC）理事会の開催	62
7. FALIAセミナーへの参加	62
8. IAIS年次会合への参加	63

〔総会・理事会等〕

1. 第12回定時社員総会	63
2. 臨時社員総会	63
3. 理事会	66
4. 2026年新年賀詞交歓会の開催	72

5. 2025年度全国地方事務局長会議の開催	73
〔その他〕	
1. 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる 着眼点」の更新について公表	73
2. 「SR報告書2025」を発行	73
3. 「2024年度生命保険協会会報」を作成	74
4. 「生命保険の動向2025年版」を作成	74
5. 「生命保険事業概況（CD-ROM）2024年度版」を発行	74
6. 「昭和100年」関連施策の一環として、「昭和時代の生命保険事業について」を 公表	74
7. 女性の更なる活躍推進に向けた取組み～「アンコンシャス・バイアス調査報告書」 および「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」を公表	75
8. LINC基盤更改	75
9. 情報セキュリティ対策の向上に向けた取組み	76
（1）「セプターカウンシル」	76
（2）「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」	76

Ⅱ 生保各社の動向

〔合併・組織変更等〕

＜社名変更＞

イオン・アリアンツ生命	77
-------------	----

〔本社の移転〕

T&Dフィナンシャル生命	77
大樹生命	77
楽天生命	77

〔社長の交代〕

SOMPOひまわり生命	77
大樹生命	78
太陽生命	78
東京海上日動あんしん生命	79
日本生命	79
富国生命	80
マニユライフ生命	80
ライフネット生命	80
みどり生命	81
ジブラルタ生命	81
明治安田トラスト生命	82
クレディ・アグリコル生命	82

プルデンシャル生命	82
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命	83
ニッセイ・ウェルス生命	83

〔叙勲・褒章〕

友野紀夫氏（FWD富士生命 元代表取締役社長）	84
-------------------------	----

Ⅲ 審議会・行政および関係団体等の動向

〔審議会・行政等の動向〕

1. 金融審議会の開催状況	85
（1）金融審議会総会	85
（2）金融審議会金融分科会	86
2. 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	86
3. 金融庁、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」を 更新	87
4. その他金融庁の動向	121

〔関係団体の動向〕

＜生命保険文化センター＞

1. 第63回中学生作文コンクール入賞者決定	123
2. 「生命保険判例集第29巻」を発行	123

＜日本アクチュアリー会＞

2025年度定時会員総会を開催	123
-----------------	-----

＜日本保険学会＞

2025（令和7）年度全国大会・総会を開催	123
-----------------------	-----

＜日本保険医学会＞

第122回定時総会を開催	124
--------------	-----

＜生保労連＞

第57回定期大会を開催	124
-------------	-----

＜生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会＞

第55回定時総会を開催	124
-------------	-----

＜トータル・ライフ・コンサルタント会＞

第54回定時総会を開催	124
-------------	-----

＜生命保険アンダーライティング学院＞

1. 第50期卒業式を開催	124
2. 第51期入学式を開催	124

＜生命保険修士会＞

第51回定時総会を開催	125
-------------	-----

〔隣接業界の動向〕

＜金融・保険関係団体＞

金融・保険関係団体の会長の交代	125
-----------------	-----

＜日本損害保険協会＞

1. 2024年度損害保険代理店統計を公表	125
2. 「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」を策定	126
3. 「募集コンプライアンスガイド」を改定	126
4. 「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を改定	126
5. 「代理店業務品質に関する評価指針」を改正	127

IV 関係法令

1. 関係法令一覧	128
2. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正	131

V その他

〔諸統計〕

1. 2025年度生命保険事業概況（全41社合計）	132
2. 2026年3月末現在の企業年金の受託概況	133
〔日誌〕	135

【資料編】

資料1－1 令和8年度税制改正に関する要望	152
資料1－2 不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について	178
資料1－3 生命保険協会の要望項目以外の項目で業界に関係する主なもの	180

I 主な活動

〔各種意見表明・要望活動〕

1. 規制改革に向けた対応

規制改革については、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制改革を含む）を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として、2016年9月7日に規制改革推進会議が設置され、検討が行われている。

（1）経団連の「2025年度規制改革提案調査」に対し要望提出

経団連では、2025年度規制改革要望の取りまとめに向け、規制改革提案に関する調査を実施した。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、5月12日、同調査に対して規制改革要望を提出した。

<要望項目>

- ・ 本人確認手続における「ワ方式」での補完書類提出の容認

その後、経団連は9月16日、「2025年度規制改革要望」を公表した。

詳細は、URL（<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/059.html>）参照。

（2）内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出

当協会では、内閣府が実施する「規制改革・行政改革ホットライン」に対応し、2025年10月31日、内閣府規制改革推進室宛に以下の要望を提出した。

<金融庁関係>

1. クーリング・オフに係る説明書面の電磁的交付方法の拡大
2. 顧客への情報提供における書面交付原則の見直し

<その他省庁関係>

1. 定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い
2. 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用
3. 確定給付企業年金の年金支給義務を移転させる仕組みの導入
4. 確定給付企業年金における組織再編に伴う受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和
5. 確定給付企業年金および確定拠出年金の給付設計要件の柔軟化

6. 確定拠出年金における支給要件の緩和
 7. 確定給付企業年金の規約変更時における「軽微な変更」の基準緩和
 8. 確定拠出年金の運用の方法の除外に係る要件緩和
 9. 事業主による個人情報利用範囲の拡大
 10. 運用の方法の除外手続き時に事業主から加入者への案内を可能とする
 11. 企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置の見直し
 12. 退職一時金制度の脱退一時金のiDeCoへの移換（ポータブル）を可能とする
 13. 企業型DCの規約に資格喪失後に移換するiDeCoの運営管理機関を事前に規定することを可能にする
 14. 確定拠出年金における企業型加入者掛金の変更に関する規制の緩和
 15. マイナポータル期間連携APIにおける本人同意に基づく連携期間の延伸
 16. 外為法上の子会社における役員選任議案の議決権行使にかかる行為時事前届出についての免除制度の拡大
 17. 外為法上の子会社における役員選任議案の議決権行使にかかる行為時事前届出についての免除制度の新設
 18. 指定業種・コア業種にかかる判断基準の明確化
 19. 外為法上の役員選任議案の議決権行使にかかる行為時事前届出のうち、他者提案議案についての届出基準の緩和
 20. 株式取得時や議決権行使時における「密接関係者」に該当する役員の範囲の限定
 21. 独禁法上のスタートアップ企業への出資規制の緩和
 22. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の自治体が定めた事前避難対象地域の定期的な公表
- ※詳細な意見等は記載省略

規制改革ホットラインに提出された要望に対する関係省庁の回答は、URL（https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html）参照。

2. 郵政民営化への対応

（1）「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」について

6月17日、自由民主党、公明党および国民民主党により、「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」が衆議院へ共同提出された。これを受け、当協会は6月18日、同法律案について意見表明を行った。

当協会は、引き続き、民間生命保険会社との公平な競争条件の確保等の観点から、郵政

民営化の動向を注視し、必要な対応を行うこととした。

詳細は、URL (<https://www.seiho.or.jp/info/news/2025/20250618.html>) 参照。

3. IAIS（保険監督者国際機構）の動向と意見提出

IAIS（保険監督者国際機構）は、1994年に設立され、約200の管轄区域の保険規制者および保険監督者を代表する国際機構であり、日本では、金融庁が正式メンバーとなっている。

IAISは、国際保険監督基準の策定を行っており、保険監督、ソルベンシー制度、ディスクロージャー制度等について原則・基準等を公表し、保険監督者の監督行政に資するとともに、加盟国（特に新興市場国）における保険制度の確立支援を行っている。また、金融の安定を促進するために、他の国際機関と緊密に協力している。

当協会は、2002年以降、IAISに対し種々の意見表明を行っている。

（1）IAISに対する意見提出

① IAIS「生保セクターの構造的変化に関する論点書案」に対する意見提出

2025年3月19日付で、IAISが公開した「生保セクターの構造的変化に関する論点書案」に対し、当協会として、以下の意見を5月30日付で提出した。

- 本論点書は、全体としてオルタナティブ投資や資産集約型再保険（AIR）に関するメリットや監督面での懸念事項をバランスよく記述している。
- 今後、監督上の対応に関する検討（ICP等のIAISの監督文書のレビューを含む）を進める場合には、オルタナティブ資産およびAIRの取引が、各国の市場・規制環境や各企業のビジネスモデル等に応じた個別性が高いことを考慮し、各国および各企業での取引実態を十分に踏まえるべきである。
- 仮に国際的に共通の規制要件（資本賦課や準備金の積立てを含む）を検討する場合でも、例えば第2の柱による対応といった選択肢も含め当局と保険会社のコミュニケーションの充実を図ったうえでリスクの程度に見合った内容とすべきである。
- また、その際には、①本論点書に記載されている通り、オルタナティブ投資やAIRが有する経済社会全体へのメリットを過度な規制により損ねることがないように配慮すること、②プロポーショナリティに考慮しつつ各法域における規制当局の対応に大きな差異が出ないように留意すること、③銀行、証券等の各セクターと比べ保険セクターの規制が過度な規制とならないよう留意することが必要である。
- 上記②については、法域間で大きな差異があると、レベルプレイングフィールドが確保されない懸念があるだけでなく、規制の歪みに着目したアービトラージが生まれ、リスクがより複雑化する可能性もある。このため、各法域における規制当局

の対応にはプロポーショナリティを考慮しつつも大きな差異が出ないように留意する必要がある。

- 上記③については、金融セクター全体のシステミックリスクの削減の観点からは、今回のオルタナティブ資産およびAIRについて、保険セクターのみに偏った過度な規制が導入された場合、保険という形態をとらない銀行や証券やファンドなどを通じた同様の取引によって、システミックリスクが増大して結果的に保険セクターを含む金融セクター全体にも大きな影響が生じるリスクがある。ついては、セクターごとのビジネス形態、リスク管理手法を精査のうえ、各セクターにone size fits allの規制とならないよう留意しつつ、銀行・証券・ファンドなどに係る規制と比較して保険セクターだけに過度な規制とならないよう留意して検討を進めるべきである。

※詳細な意見は記載省略。

② IAIS「IIM評価手法の見直しに関する市中協議」に対する意見提出

2025年6月19日付で、IAISが公開した「IIM評価手法の見直しに関する市中協議」に対し、当協会として、以下の意見を8月13日付で提出した。

- レベル3資産（保険会社自身が評価モデルを使って価値を算定する資産）指標の定義の見直し自体には賛同するが、分子と分母の更新が重なると、IIM（IAISによる個別の保険会社に対する年次モニタリング）のスコアが大きく変動し、継続性が失われることを懸念する。この懸念を解消するため、2025年のデータを新しい定義で算出し、新旧のスコアを比較できる換算方法を公表することや、2026年には新旧両方のスコアを算出してその差を可視化すること等を提案する。

- 複雑性がシステミックリスクに与える影響を測る指標を検討することに異論はないが、レベル3資産は複雑性が高いことが見込まれ、独立したカテゴリーとして検討する場合は同一リスクを重複して勘案し、過度にスコアが高く出る可能性があることに注意したい。また、複雑性についてはICS（国際保険資本基準）の見直しを含めて総合的に議論すべきである。

※詳細な意見は記載省略。

③ IAIS「ICS（国際保険資本基準）に関連するICP9、20のCOMフレーム等の改正に関する市中協議」に対する意見提出

2025年11月25日付で、IAISが公開した「ICSに関連するICP9、20のCOMフレーム等の改正に関する市中協議」に対し、当協会として、以下の意見を2026年2月5日付で提出した。

【ICP9コムフレーム】

- 内部モデルと標準的手法の二重報告は、誤解を招く可能性があるほか、IAIGにとって大きな負担となり、内部モデルを導入することのメリットを大きく損ないかねない。
- 以上の懸念から、IAIGに対し内部モデルと標準的手法の二重報告を義務付けることは望ましくない。

【ICP20コムフレーム】

- ICP9コムフレームと同様に、内部モデルと標準的手法の二重報告は、誤解を招く可能性や、IAIGにとって大きな負担となる懸念がある。
 - 特に一般の情報利用者にとっては内部モデルと標準的手法の二重報告は誤解を招きやすく、内部モデルと標準的手法の定量的な差異の開示は行うべきではない。
- ※詳細な意見は記載省略。

④ IAIS「再建計画および破綻処理に関する適用文書（改訂案）」に対する意見提出
2025年11月25日付で、IAISが公開した「再建計画および破綻処理に関する適用文書（改訂案）」に対し、当協会として、以下の意見を2026年2月24日付で提出した。

- 保険セクターに精通したIAISが主体となって再建・破綻処理要件を検討・策定すべきであり、FSBはセクター間の整合性の確保という役割に徹すべきである。基準がFSBとIAISの両文書に分散することで参照コストや混乱が生じるため、IAISの文書へ情報を集約すべきである。

【再建計画】

- 各国地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とするプロポーショナリティの適用を支持する。また、実務負担の軽減に向けた、継続的な事例等のアップデートを期待する。
- 再建計画を要求する際の考慮要素について、IAISとFSBで用いられる用語や概念に細かな違いがあるため、読み手の誤解を招かないよう統一を求める。
- EUの事例（IRRDR）が詳細に紹介されていることで、将来的な国際水準であると誤認される懸念があるため、他地域の事例も併記することで、あくまで一例であることを明確化すべきである。
- 各国子会社の計画がグループ全体の再建計画と整合するよう、監督カレッジ等を通じた当局間のコミュニケーションの重要性を追記することを求める。

【破綻処理】

- 破綻処理において再保険（特にAIR）の影響を考慮する重要性は理解するが、メリッ

トも存在することを踏まえ、特定の形態を必要以上に強調して言及することは不要である。

- 解消可能性評価（Resolvability assessments）において、他の当局から入手可能な情報を最大限活用し、保険会社への重複した情報要請を回避することを求める。また、重要な変化がない場合の更新頻度を緩和するなど、実務上の配慮を提案する。
- 企業の構造や規制差が大きく影響するため、プロポーショナリティを前提とした柔軟な運用を求める。また、破綻処理の障害要因を解決するための、具体的な事例共有を期待する。

※詳細な意見は記載省略。

4. GFIA（国際保険協会連盟）の動向と意見提出

2012年10月9日、米国ワシントンDCにおいて、全世界の保険市場の87%を占める31の保険協会から構成されるGFIA（Global Federation of Insurance Associations、国際保険協会連盟）が創設された。GFIAは、国際的な監督規制の議論における保険業界のプレゼンスの向上および各国の保険協会の連携強化を目的として、各国の保険協会の集まりであるINIA（International Network of Insurance Associations、国際保険協会ネットワーク）をベースに創設された法人格を有する組織である。2026年現在、当協会を含む43の正会員と3つのオブザーバー会員が加盟している。

（1）GFIAとして意見提出

- ① インドにおける外資保険仲介業者への配当規制等に関するインド財務省へのレター送付

インド財務省（金融サービス局）に対し、GFIAとして、インドにおける外資保険仲介業者への配当規制等に関する見解を示したレターを2025年4月16日付で送付した。

○GFIAは、IRDAI（インド保険規制開発庁）が保険規制枠組みの近代化に向けて取り組んでいることを評価する。一方、IRDAIは現在、外国直接投資（FDI）比率が50%を超える保険仲介業者に対して配当および関連当事者間支払の上限規制を適用しているが、同制限は保険会社や国内保険仲介業者には適用されておらず、不公平な競争条件を生み出していると懸念する。

○これらの制限は、外資仲介業者による将来の投資を減少させ、顧客への革新的なリスク管理ソリューションの提供を妨げるため、保険契約者の利益を損なうおそれがある。

○GFIAおよびその会員協会は、長年にわたり保険市場の自由化と全市場参加者に

とっての公平な競争条件を強く推進してきており、開放的で競争的な市場が最終的に保険契約者と市場参加者双方にとってより良い条件を生むと確信している。

○IRDAIに対し、FDI比率50%超の保険仲介業者への配当および関連当事者間支払にかかる現行の制限を再考し、インド保険市場における公平な競争を阻むあらゆる障壁を撤廃するよう強く要請する。

○加えて、IRDAIの承認要件は簡素化・合理化されるべきであり、設立、運営、人事任命等の各段階における重複した承認要件は保険関連事業の立ち上げを困難にしている。承認件数の削減と承認プロセスの合理化により、外国投資の誘致を促す効率的な規制環境を構築することが望まれる。

※詳細な内容は記載省略。

② 年金のプロテクションギャップに関するIAISへのレター送付

IAISに対し、GFIAとして、年金のプロテクションギャップに関する見解を示したレターを2025年5月16日付で送付した。

○年金・退職貯蓄のプロテクションギャップは高齢化の進行とともに世界的に拡大しており、GFIAが2023年に発行したレポートでは気候変動リスク以上の大きな課題と位置付けられている。

○こうしたギャップの放置は将来世代の財政的安定を脅かす要因となり、適切な対応によって年金制度の強化や社会的負担の軽減が期待される。

○また、民間保険会社の役割強化は、インフラ投資や経済成長に資する資金の活用にもつながる。

○IAISは国際的な基準設定主体として年金のプロテクションギャップへの対応を主導する立場にあるが、現行の戦略計画やロードマップには高齢化や年金のプロテクションギャップに関する具体的な記述がない。

○IAISが年金のプロテクションギャップを明確な優先課題として位置付けることで、監督当局や業界に対応の方向性を示すことができる。

※詳細な内容は記載省略。

③ IAIS「生保セクターの構造的変化に関する論点書（案）」に対する意見提出

2025年3月19日付で、IAISが公開した、「生保セクターの構造的変化に関する論点書（案）」に対し、GFIAとして、以下の意見を6月2日付で提出した。

- GFIAは、長期的なマクロ経済・人口動態・資本市場のトレンドへの対応として、生保会社によるオルタナティブ資産および資産集約型再保険（AIR）の利用が増加していることを認識する。これらは、特に退職・長期貯蓄分野における社会的プロテクションニーズへの対応能力の向上に寄与しており、監督上の対応は、相応かつリスクベースで、管轄区域の違いを考慮したものであるべきである。
- オルタナティブ資産について、エクスポージャーは限定的かつ少数の管轄区域に集中しており、画一的な分類の導入は市場の実態や確立されたリスク管理慣行を反映せず、十分に理解され健全に管理されている資産まで過度に広範に捕捉するおそれがあるため、慎重であるべきである。
- AIRについて、その利用拡大は、高齢化社会や資本市場の構造的変化のもとで保険会社が資本にアクセスし長期負債を効果的に管理する必要性を反映しており、主要管轄区域の既存枠組みは既に堅固な監視を提供している。IAISはこれらの慣行を認識し、イノベーションやグローバルなリスク共有を阻害しうる規範的なガイダンスを避けるべきである。
- ICPはオルタナティブ資産およびAIRから生じうるリスクを広く包含するように設計されており、GFIAはICPの修正に反対する。規制・監督は事業特性に応じてリスクベースであるべきであり、業界のイノベーションと創意工夫を支援すべきである。
- IAISが現在のトレンドは重大な金融安定リスクをもたらしていないと結論付けたことを支持し、今後の監督上の動向は、エビデンス、影響度評価、管轄区域の多様性の認識に基づくものとすべきである。

※詳細な意見は記載省略。

④ OECD「保険業のガバナンスに関するガイドライン」改訂に対する意見提出

OECDが検討している「保険業のガバナンスに関するガイドライン」の改訂に対し、GFIAとして、以下の意見を2025年6月27日付で提出した。

- GFIAは良好なガバナンスとリスク管理の重要性に同意するが、ガバナンス規制・監督における適切なバランスの確保が引き続き課題である。グローバルに調和したアプローチの欠如、新興課題への対応のためのマンドート増加による負担・コスト、コンプライアンスコストの上昇が中小保険会社に不均衡に影響する可能性等を踏まえ、いかなる監督・規制も実施前にコストベネフィット分析の対象とすべきである。
- OECDガイダンスは「OECDの効果的・効率的な金融規制のための政策枠組み」（最も負担が少なく効果的な規制オプションが選択されるべき）に明示的に言及すべき

である。また、監督者の取締役会への参加など、監督者と被監督事業体の境界を曖昧にしようる概念には慎重であるべきである。

- ESGリスク、DEI、企業文化に関する監督について、シングルマテリアリティの概念は金融規制の基盤であり、ここからの逸脱はリスクを増加させ、財務的サステナビリティを低下させうる。改訂ガイドラインは管轄区域差を認識し、より高い柔軟性を認めるべきである。
- 気候リスク開示について、TCFDフレームワークの一般的採用を評価する一方、メトリクスや目標等の将来予測的な情報の開示は、意図のない予測未達の場合にもグリーンウォッシングや訴訟の指摘を招くリスクがあり、管轄区域ごとの法令の違いへの配慮が必要である。
- プロダクトガバナンスおよび市場行動について、規範的すぎる規制は保険商品や保険会社の間でのイノベーションと消費者選択を不要に制限し、かえって消費者の利益を損ないうる。
- デジタル化、AI・機械学習について、新技術には既存の行動基準を適用するアプローチを支持し、AI固有の論点については既存ガバナンスで効果的に対処できない真に新規な側面に限定すべきである。「バイアス」概念は保険のリスク移転メカニズムとしての独自の役割の文脈で適用されるべきであり、価格は移転されるリスクを反映すべき。サードパーティー・ベンダーの利用に過度な負担を課すべきでない。
- サイバーセキュリティはIT部門に委ねるのみでは不十分であり、全体的なガバナンスシステムに組み込むべきである。クレーム管理におけるAIの活用は速度・コスト見積もりの精度・不正検知に寄与する一方、不正が疑われる場合等では人間の関与が引き続き不可欠である。
- 既存のOECD枠組みは有用かつ柔軟なグローバル・ガイダンスとして機能しており、新興課題は既存のガバナンス構造・プロセスの中で対処するアプローチが最も効果的である。新規の課題別マンドートの追加は、不必要なコストと画一的モデルの強要を招くおそれがある。プロポーショナリティおよび各国の歴史・文化、法令、基準の違いへの配慮が必要である。

※詳細な意見は記載省略。

⑤ グローバル・ミニマム課税ルール（Pillar 2）に関するOECDへのレター送付
OECDに対し、GFIAとして、Pillar 2に関連して保険業界が直面している具体的な課題と簡素化案に関する見解を示したレターを2025年8月12日付で送付した。

- 保険業界にとって、ファンドへの投資は事業の要となり、監督当局の監視下にある。ファンドに投資する保険会社が、ファンドの投資価値の年間変動分を実効税率（ETR）の計算に含めることを選択できるようにすることで、ファンド自体のETRや未分配利益を個別に計算する必要がなくなり、事務負担が軽減される。
 - GloBE（グローバル税源浸食防止）ルールにおける課税分配方式の適用期間（４年間）は、保険会社の事業ニーズや、ドイツやフランス等の一部の国内法と矛盾している。この期間を最低10年間、または各国の税法に合わせる形で延長するべきである。
 - GloBEルールのセーフハーバーのETR計算において、「代替的な所得税（in lieu of income taxes）」や評価性引当金の影響を除外するための調整を可能にすべきである。これにより、セーフハーバーの適用資格が不当に影響を受けるのを防ぐことができる。
 - G7およびG20の声明を受けて、米国とOECDが設計したグローバル・ミニマム課税が円滑に共存するための枠組みが早急に必要である。特に米国の多国籍企業や米国親会社のサブグループを持つ企業では、ルール適用に関する疑問が生じている。
- ※詳細な内容は記載省略。

⑥ IAIS「IIM評価手法の見直しに関する市中協議」に対する意見提出

2025年6月19日付で、IAISが公開した、「IIM評価手法の見直しに関する市中協議」に対し、GFIAとして、以下の意見を8月18日付で提出した。

- GFIAは今回の市中協議を歓迎するが、提案されている変更には定量的な裏付けがないため、変更の影響を評価することが複雑になっている。
 - 複雑性指標の導入は現行の議論に含めるべきではなく、別途の協議が必要である。事業体の複雑性は地域や国の特性により当局間で大きく異なる。拙速な対応は、評価手法の潜在的なバイアスにより特定の事業者に過度な負担を強いる可能性がある。
 - IIM絶対評価手法の分母の更新について、現行の分母は（再）保険市場の実態を反映しておらず、市場参加者の代替可能性など一部の側面を歪めて評価することになるため、分母の更新は不可欠である。
 - IAISがIIMに参加する可能性のある保険グループを特定するために総資産の明確な閾値を設定することは支持する。しかし、閾値を「約650億米ドル」から550億米ドルに下げるとは過度である。
- ※詳細な意見は記載省略。

⑦ IAIS「オペレーショナル・レジリエンスの目標とツールキットに係る適用文書（案）」に対する意見提出

2025年7月1日付で、IAISが公開した、「オペレーショナル・レジリエンスの目標とツールキットに係る適用文書（案）」に対し、GFIAとして、以下の意見を9月29日付で提出した。

- オペレーショナル・レジリエンスは業界にとって重要な課題であり、IAISがこのグローバルに重要なテーマに継続的に注力していることを評価する。
 - GFIAはプロポーショナリティの原則とリスクベース・アプローチの認識を支持するが、「オペレーショナル・レジリエンス」の定義を明確にすべきである。
 - 一部の推奨事項は、特にサードパーティー・ベンダーの管理に関して、一部の管轄区域における現行の監督権限を超えて拡大する懸念がある。
 - 一部の管轄区域では規制当局が監督の推奨事項を効果的に適用するための技術的専門知識を欠いている。規制当局の技術的専門知識の強化は不可欠である。
 - 危機管理コミュニケーションはガイダンス内でより多くの注意を払うべきである。最近のサイバー関連の混乱は、不適切なコミュニケーションが顧客やステークホルダーへの被害を増幅させることを示している。
- ※詳細な意見は記載省略。

⑧ 付保可能性に関するGFIAペーパーを公表

2025年10月1日付でGFIAは、付保可能性に関するペーパー「保障への道筋：付保可能性における課題を好機に変える」を公表した。

○総論

- ・ 保険は経済的レジリエンスと社会の安寧に不可欠であるが、自然災害の頻発化・激甚化、サイバー脅威、地政学的不安定、経済の不確実性等を背景に、多くの地域・人口層においてプロテクションギャップが依然として存在している。本ペーパーでは、Awareness（認識）、Accessibility（利用可能性）、Affordability（購入可能性）、Availability（供給可能性）からなる「4つのA」フレームワークを通じて、生命保険および損害保険の両分野におけるプロテクションギャップの課題と解決策を分析している。
- ・ 保険業界は革新的な商品、デジタルプラットフォーム、金融リテラシーキャンペーン等への投資を進めているが、業界の取組みのみではギャップを解消できず、政策・規制環境が保険の効率的な販売、的確な価格設定、必要とする層への提供可否に決定的な影響を及ぼす。本ペーパーは、認識向上のための公共教育・年金や

サイバーリスクに関する早期エンゲージメント、利用可能性向上のための規制サンドボックスやデジタルツール活用、購入可能性向上のためのオープンな保険・再保険市場の維持とリスクベース価格設定、供給可能性向上のためのレジリエンスインフラ投資や適切に設計された官民パートナーシップ等の具体的な政策提言を示している。

※詳細な内容は記載省略。

⑨ IAIS「ICSに関連するICP9、20のCOMフレーム等の改正に関する市中協議」に対する意見提出

2025年11月21日付で、IAISが公開した、「ICSに関連するICP9、20のCOMフレーム等の改正に関する市中協議」に対し、GFIAとして、以下の意見を2026年2月5日付で提出した。

- 2024年12月にICSがPCR（規定資本要件）として採択されたことを歓迎し、グループ横断的監督における国際的に整合した枠組みの構築に向けた進展を評価する。
- CF 9.4およびCF 20.10の協議文書に示された詳細性および規範性の水準は、ICPに適切と考えられる範囲を大きく上回っており、また、多くの管轄区域においてICSが既存のローカルフレームワークを通じて実装される事実とも整合しない。
- 協議文書の草案はIAIGに二重報告を求めると解釈されかねないため、CF 9および20を修正し、同等の数値を報告すべきこと、および「同等性」が実施評価の段階で定義されるべきことを明確にするよう強く求める。
- 監督報告とパブリックディスクロージャーの整合性は、同一情報が双方の目的に資する場合には適切であるが、整合性自体が目的化することは避けるべきである。監督報告は健全性監督を支えるための詳細・高粒度の情報が必要である一方、ディスクロージャーは外部ステークホルダーへの明確で意思決定に資する情報提供に重点を置くべきであり、両者を単純に複製すべきでない。
- COMフレーム評価手法のパラグラフ47の追加により評価プロセスが明確化された点は歓迎するが、当該手法はプリンシプルベースかつプロポーショナリティを備えたものであるべきであり、また実施状況の評価が各管轄区域の事情に左右されることを明記すべき。
- 協議期間に関する重大な懸念がある。現行の60日間に休日期間15日間を加えても、提案の複雑性に照らせば十分でなく、IAISの協議が同時期に重複する状況も恒常化している。主要な基準に関する協議期間を少なくとも90日に延長し、協議の時期重複を避けるよう調整することを強く求める。

※詳細な意見は記載省略。

⑩ FSB「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」に対する意見提出

2025年11月25日付で、FSBが公開した、「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」に対し、GFIAとして、以下の意見を2026年2月6日付で提出した。

- 保険分野の専門知識を持つIAISが国際基準の策定を主導すべきであり、実際の導入にあたっては各国の実情に応じた柔軟な運用が必要である。
 - 保険業のリスクは銀行業とは異なる。広範な企業に適用すべき「再建計画」と、システム上の混乱を招く特定企業だけに絞るべき「破綻処理計画」を明確に区別し、過度な負担を避けるべきである。
 - 単一の指標で判断せず、事業の複雑性や再保険の活用が「リスク分散（レジリエンスの向上）」に寄与している側面を正しく評価すべきである。また、ヘッジ目的のデリバティブ利用等をリスクの増大要因とみなすべきではない。
 - 金融システムや実体経済に影響を与える機能の定義が拡大されすぎると、システム上の重要性が低い中小保険会社まで対象に含まれる恐れがあるため、真に重要な機能に限定すべきである。
- ※詳細な意見は記載省略。

⑪ IAIS市中協議「再建計画および破綻処理の適用文書（改訂案）」に対する意見提出

2025年11月25日付で、IAISが公開した、「再建計画および破綻処理の適用文書（改訂案）」に対し、GFIAとして、以下の意見を2026年2月25日付で提出した。

- 保険分野の専門知識を持つIAISが国際基準の策定を主導すべきであり、実際の導入にあたっては各国の実情に応じた柔軟な運用が必要である。
 - 保険業は銀行業とリスク特性が異なり、過度に高い水準でのトリガー設定や即時介入の概念は馴染まない。破綻処理には保険業に適した手法を優先すべきである。
 - 詳細な再建・破綻処理計画の要件はIAIG等のシステム上重要な保険会社に限定すべきである。小規模・非複雑な保険会社には既存のERM・ORSAプロセスで十分であり、プロポーショナリティ原則を実効的に適用すべきである。
 - ガバナンス要件の過剰な官僚主義化を避けるべきである。内部監査・外部検証の義務付けは不要であり、情報提供義務は当局間で完結させ、保険会社への直接要求は最小限に留めるべきである。
- ※詳細な意見は記載省略。

5. ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を巡る動きと意見表明

ISSB (International Sustainability Standards Board、国際サステナビリティ基準審議会) は、ドイツ・フランクフルトに拠点を置き、2021年より資本市場向けのサステナビリティ開示の包括的なグローバルベースラインの開発に取り組んでおり、当協会では、ISSBが公表する公開草案等に対して意見提出を行っている。

(1) ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 (IFRS S2号の修正案)」に対し意見提出

ISSBより2025年4月28日付で公表された公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正 (IFRS S2号の修正案)」に対し、当協会として、以下の意見を6月26日付で提出した。

- デリバティブ、ファシリテイティッド・エミッション、保険の引受に係るGHG排出量の測定については、確立された方法論がないことから、測定・開示の対象から除外することが妥当であり、本容認規定を定める趣旨である公開草案の提案に賛成する。
- デリバティブおよび他の金融活動に関して、アマウントの開示を企業に求める公開草案の提案について、以下の理由から反対する。
 - ・デリバティブの利用目的や価格変動の大きさ、マーケットとの相互関係を考慮すれば、デリバティブ自体のアマウントは気候関連のリスク・機会を測定するための指標になじまない。
 - ・数値の独り歩きを助長し、安易な企業間比較を誘発する恐れがある。
- どの産業分類システムを用いるかについての要求事項に係る公開草案の提案について、世界分類基準 (GICS) の採用に妥当性がないこと、jurisdictional reliefの一貫性が確保されていないこと等の観点から反対する。
- 法域の当局又は企業が上場する取引所がGHGプロトコル以外の異なる方法を要求する場合、当該方法を認めるとする容認規定について、報告企業全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることを明確にする、という公開草案の提案に賛成する。

※詳細な意見は記載省略。

(2) ISSB公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に対し意見提出

ISSBより2025年7月3日付で公表された公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に対し、当協会として、以下の意見を11月28日付で提出した。

- 「SASBスタンダード」の修正案の目的、及び焦点を当てる関連する領域について、反対する。生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）及び人的資本に関しては、テーマ別基準の開発を先んじることで手戻りが発生しないのではないかと考える。テーマ別基準開発後に特定のセクターに固有の指標等をSASBスタンダードで定めるという順序で対応する方が、基準の適用支援に資するガイダンスを作成できる可能性が高いと考えるためである。
 - 今後新たなトピック別基準の策定において産業別要求事項の導入を検討する際や「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の適用の義務化を検討する際には、産業別に定める要求事項の取扱いについて、各法域の実務・実態を考慮できるよう、一定の柔軟性を確保すべきである。
 - 公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対するステークホルダーからの意見も踏まえたうえで、SASBスタンダードと産業別ガイダンスとが整合的な内容となるよう、検討いただきたい。
- ※詳細な意見は記載省略。

（３）ISSB公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対し 意見提出

ISSBより2025年7月3日付で公表された公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対し、当協会として、以下の意見を11月28日付で提出した。

- 「SASBスタンダード」の修正を行うにあたって、IFRS S2号の産業別ガイダンスに対して結果的修正を行うべきであることに同意する。「結論の根拠」のBC11からBC14に記述されているとおり、SASBスタンダードとIFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスとの整合性を確保することは、利用者及び作成者に便益を提供する。
- 早期適用を容認するというアプローチに同意する。作成者の負担を考慮した発効日の検討が行われていることは、望ましい。
- 本公開草案は、公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に基づく結果的修正を提案するものであることから、当該公開草案のBC161（a）－（d）の問題（「SASBスタンダード」の変更に備えるために時間を必要とする、等）が生じていないかをモニタリングしていただき、IFRSサステナビリティ開示基準の適用支援という目的が果たされるよう、発効日の延期を含む、必要に応じた対応を検討いただく必要がある。

6. 令和8年度税制改正

(1) 令和8年度（2026年度）税制改正要望

当協会は、2025年7月18日開催の理事会で、「令和8年度税制改正に関する要望」を決定した。

重点要望項目の1点目として、「生命保険料控除制度の拡充」を掲げた。具体的には、令和7年度税制改正にて、令和8年の所得税について、23歳未満の扶養親族を有する場合に一般枠を4万円から6万円に、2万円引き上げる措置が手当てされたが、子育て世帯が安定的に保障を継続できる環境を整備する観点からは、本拡充は恒久的であるべきであり、「子育て世帯にかかる拡充の恒久化」を要望した。

重点要望項目の2点目として、令和5年度改正にて令和8年3月末まで課税停止措置が延長されていた、「企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃」を掲げた。

その他の要望内容も含め、当協会における要望項目一覧は、以下のとおり。

<令和8年度税制改正要望項目>

【重点要望項目】

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

－子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

令和 7 年まで	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約	
	一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険	
	4万円		4万円	4万円	
子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（令和 7 年度税制改正）					
令和 8 年限り 時限措置	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約	
	一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険	
	23歳未満 扶養親族	有 6万円 無 4万円	4万円	4万円	
要望事項（令和 8 年度税制改正）					
令和 9 年以降	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化				
	子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和 8 年分所得税において講じられる、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する 2 万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること				

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

【その他の要望項目】

I. 企業年金保険関係

○働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

○確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

○企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

II. 生命保険契約関係

○遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

III. 資産運用関係

○不動産関連税制の総合的な見直しを図ること

IV. その他

○生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

○国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、米国をはじめとした諸外国の税制度・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社の事業活動が阻害されることがないように、十分に留意すること

「令和8年度税制改正に関する要望」は【資料編】資料1-1参照。

（2）当協会要望項目に対する金融庁要望への反映状況

2025年8月29日、金融庁の税制改正要望が公表され、当協会の重点要望である「生命保険料控除制度の拡充」については、金融庁要望の「主な要望項目」として記載がなされた。

また、重点要望である「企業年金等に係る特別法人税の撤廃」をはじめ、その他の要望項目については、「死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ」および「保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持」および「OECDの新国際課税ルールに係る所要

の措置」について、金融庁要望の「その他の要望項目」として取り上げられた。

(3) 政府税制調査会および与党税制調査会における審議経過と結果の概要

政府税制調査会の役割は、総理からの諮問事項である「あるべき税制のあり方」について中長期的な視点から議論し、答申を出すこととされており、毎年度の税制改正プロセスにおける具体的な税制改革は国会の判断に委ねることとなっている。

2025年度においては、新たに委員が選任され、個人所得課税等の各税目について、計2回の総会が行われた。また、今後総会で扱うことが想定されるテーマについて、総会傘下に専門家会合（①税制のEBPMに関する専門家会合、②活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合、③経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合）にて議論がなされた。

一方、年度改正については、与党の税制調査会が主体となり、その取りまとめを行った。

自民党税制調査会は2025年11月20日に総会を開催し、令和8年度（2026年度）税制改正の審議を開始した。累次にわたる審議を経て、2025年12月19日に与党「令和8年度税制改正大綱」が取りまとめられ、公表された。その後、2025年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

※与党「令和8年度税制改正大綱」は下記URLを参照。

(https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf)

※閣議決定「令和8年度税制改正の大綱」は下記URLを参照。

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)

与党内での審議の結果、当協会の重点要望項目である「生命保険料控除制度の拡充」については、令和9年（2027年）分の所得税においても新生命保険料に係る一般生命保険料枠に対し、1年間の時限的な2万円の上乗せ措置が延長されることになった。与党「令和6年度税制改正大綱」において控除の適用対象から除外するとしていた「一時払生命保険」については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、現行のまま、控除の適用対象から除外しないことが合わせて延長されることになった。

その他、当協会の要望事項等に関する与党大綱の記載状況および要望結果は次のとおり。

【重点要望項目】

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

－子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

⇒1年間の時限的措置が延長されることが示された。

第二 令和8年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税 3 金融・証券税制（国税）〔延長〕

（6）年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を1年延長する（略）

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

⇒次のように記載され、課税停止措置が3年延長された。

第二 令和8年度税制改正の具体的内容

三 法人課税 5 その他の租税特別措置等（国税）〔延長〕

（6）退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

【その他の要望項目】

○働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○不動産関連税制の総合的見直しを図ること

⇒【資料編】資料1－2参照。

○生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

⇒記載はなく、現行制度が存置された。

○国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、米国をはじめとした諸外国の税制度・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社の事業活動が阻害されることがないように、十分に留意すること

⇒次のように記載され、グローバル・ミニマム課税と米国等の税制との共存等については、国際的な議論の状況を踏まえて今後対応を検討するとともに、OECDガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行うとされた。

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備

(6) 国際課税（経済のグローバル化・デジタル化への対応）

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトを主導してきたわが国にとって、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策）の実施に向けた取組みを進めることは重要である。

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り早急に見直しを検討する等、議論の状況を踏まえて今後対応を検討する。あわせて、令和8年度税制改正において、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

当協会要望項目以外で業界に関係する主なものは【資料編】資料1－3参照。

(4) 令和8年度税制改正に関する法案

「令和8年度税制改正大綱」に記載された内容は、「所得税法等の一部を改正する法律案」等に盛り込まれ、同法案は第221回通常国会に提出された。同法案は2026年3月31日に可決・成立し、別段の定めがあるものを除いて4月1日より施行された。

7. 金融庁のパブリックコメント等に対する意見提出

(1) 「保険会社向けの総合的な監督指針」改正（案）に対し意見提出

金融庁より、5月12日、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、6月13日、同改正（案）に対して意見を提出した。

<意見（一部抜粋）>

- ・代理店監査等を通じた検証について、監査等による確認・検証の頻度は、統一的なものではなく、保険代理店に対する指導等の実効性を確保する観点を踏まえた上で、保険代理店の規模や特性に応じた頻度で実施することも許容される、との理解でよい。
- その後、金融庁は8月28日、当該パブリックコメントの結果等を公表した。

詳細は、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html>）参照。

(2) 「大蔵省告示第四十八号等の一部改正（案）」に対し意見提出

6月23日、金融庁より、「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）」等の一部改正（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、7月17日付で以下の意見を提出した。

<主な意見>

【平成八年大蔵省告示第四十八号 第三項 第二号、第三号ロ】

○いずれの条文においても、新たな区分の説明として以下の記載がある。

「新たな区分（既存の区分に属する保険契約と通貨の種類及びキャッシュ・フローの特性が異なる保険契約を区分するものに限る。）」

○2つの保険契約が同一通貨であっても、キャッシュ・フローの特性が異なる場合には、それらのALMを別々に行うことが考えられるため、通貨もしくはキャッシュ・フローの特性、うち片方のみ異なる保険契約を新たに区分することは認められるか。新たな区分設定が認められるということであれば、明確化の観点から「及び」を「または」に修正してはどうか。

【平成八年大蔵省告示第四十八号 第三項 第二号、第三号】

○告示の規定に明記されていない事項（例：金利の変動水準、キャッシュ・フローの計算方法）については、別途金融庁により定めるのか、または保険会社が任意に定めるものか。

【平成八年大蔵省告示第四十八号 第三項】

- マーケット・バリュー・アジャストメントを有する保険契約の保険料積立金は、金利変動に伴う解約返戻金の変動の影響を（金利の上昇・低下で）非対称に受けてしまうため、現状ALMを適切に行っていても資産と負債の評価の不整合が生じる（結果として単年度の財務会計利益も歪んでしまう）という問題を抱えているが、これを解消することが本改正案の趣旨と理解している。
- 当該趣旨に鑑みれば、ALMを適切に行っていることを前提に、令和8年4月1日以降に締結する契約だけではなく、令和8年3月31日以前に締結した契約についても遡及適用を認め不整合が解消されることが望ましいと考えられる。

その後、9月5日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）」等の一部改正（案）については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250623/20250623.html>）参照。パブリックコメントの結果については、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250905/20250905.html>）参照。

（3）「令和7年保険業法改正に係る政令（案）」に対し意見提出

9月30日、金融庁より、「令和7年保険業法改正に係る政令（案）」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、10月17日付で以下の意見を提出した。

＜主な意見＞

- ・ 今回の政令改正は、2024年12月に公表された「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書にて「大規模乗合代理店については、保険会社に対して、適切な管理・指導等を改めて求めることは当然であるが、それに加えて、大規模乗合代理店自身に対して、法令上、必要な体制整備義務を強化することが適切である。加えて、定期的なヒアリング等を通じたモニタリングにより、法令上求められる体制が確実に整備されているかを当局が把握・確認することで、実効性を確保することも重要である」とされたことを受けて行われたものと理解している。
- ・ この点、損害保険代理店のうち、「特定大規模乗合損害保険代理店」に対しては、改正保険業法第294条の4にて直接上乗せ義務が課されておりますところ、今回の政令改正案において生命保険代理店に対しても、所定の要件に該当する場合にあっては、改正保険業法第294条の4にて「特定大規模乗合損害保険代理店」に求められるものに準じた措置を講じる義務が課されることになるものとの認識に相違ないか。また、対象の代理店に対しては、当該措置の履行状況等につき、当局により重

点的にモニタリングが行われることになるかと理解しているが、認識に相違ないか。
※詳細な意見は記載省略

その後、12月19日にパブリックコメントの結果等が公表された。

「令和7年保険業法改正に係る政令（案）」については、URL (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250930/20250930.html>) 参照。パブリックコメントの結果については、URL (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20251219/20251219.html>) 参照。

(4) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対し意見提出

金融庁より、1月19日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、2月18日、同改正（案）に対して意見を提出した。

<意見（一部抜粋）>

- ・ 今般ガイドラインから「対応が期待される事項」及び「先進的な取組み事例」が削除されているが、それらは「モニタリングレポート」や「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」に収斂され、それら事項・事例にかかる位置づけについても従来から変更はないとの理解で良いか。

その後、金融庁は3月31日、当該パブリックコメントの結果等を公表した。

詳細は、URL (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/amlcft/20260331/20260331.html>) 参照。

(5) 「令和7年保険業法改正（1年以内施行）に係る保険業法施行規則等の一部改正（案）、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）等」に対し意見提出

金融庁より、12月17日、令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等および令和7年改正保険業法（1年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、1月30日、同改正（案）等に対して意見を提出した。

<意見（一部抜粋）>

- ・ 生命保険会社（損害保険会社）が特定大規模乗合生命保険募集人（特定大規模乗合損害保険代理店）に保険募集を行わせるときに定める当該特定大規模乗合生命保険募集人（特定大規模乗合損害保険代理店）への委託方針については、公表が求められているものではないと理解しているが、認識に相違ないか。

その後、金融庁は3月30日、令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布およびパブリックコメント結果を公表した。併せて、関連する監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果等も公表された。

詳細は、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>）参照。

関連する監督指針案の結果等は、URL（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html>）参照。

8. 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組みについてのレポートを公表

当協会では、財務委員会傘下のスチュワードシップ活動WGおよび責任投融資推進WG共同で、両WGの活動内容と企業や投資家等に対する提言をとりまとめたレポートを作成した。本レポートは、本編で2024年度の生命保険協会の取組として、（１）企業・投資家・政府向け提言（２）協働エンゲージメントの実施（３）各社の取組・態勢のレベルアップについて取りまとめ、資料編で企業・投資家向けアンケート集計結果を取りまとめている。

2024年度は、上場企業1,200社、機関投資家170社を対象にアンケート調査を実施し、当調査結果を踏まえ、「経営目標／財務戦略」、「ガバナンスの向上」、「対話の質の向上」、「ESG取組促進」の4つの観点から、企業に対し以下の10項目、投資家に対し以下の3項目、政府に対し以下の2項目を提言している。

《2024年度の提言まとめ》

提言内容		提言先
経営目標／ 財務戦略	① 株主還元を含む財務・資本戦略の投資家への十分な説明と、中長期的な株主還元拡大（配当性向30%以上）	企業
	② 資本コストや資本収益性の分析・評価に基づいたROE等の資本収益性目標設定と水準向上に向けた取組推進	
ガバナンスの向上	③ 社外取締役に期待する役割・実績についての情報開示充実	
対話の質の向上	④ 経営戦略と連動した人的資本・知的財産への投資を含む中長期的な投資戦略の情報開示・対話充実	投資家
	⑤ 経営層による対話への関与推進	
	⑥ 企業に対する深い理解に基づく対話、企業の課題解決に資する中長期視点での対話を推進	
ESG取組促進	⑦ 対話を通じた総会議案・議決権行使についての相互理解促進	企業
	⑧ 統合報告書等を通じた、ESGを含む非財務情報の更なる開示	
	⑨ 中期経営計画等で示される経営戦略と連動したESG取組の計画策定と実行	
	⑩ 人権尊重に向けた取組の促進	
	⑪ 気候変動関連情報の適切な開示、温室効果ガス削減目標・ロードマップの策定・開示の検討	投資家
	⑪ 気候変動関連情報の適切な活用、温室効果ガス削減目標策定・開示の検討	
	⑫ 省庁横断的なESG取組促進策の打ち出し	政府
	⑬ カーボンニュートラルの実現に向けた、政策的な支援の更なる拡充	

上記レポートについては、URL（https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250418_3.pdf）参照

9. 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部を改正する命令案に対し意見提出

警察庁より、5月9日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、6月6日、同命令案に対して意見を提出した。

<意見（一部抜粋）>

- ・新方式において、現行のワ方式（公的個人認証）と異なり、電磁的記録としての「顔写真」の送信・確認が必要とされる理由をご教示いただきたい。また、確認記録についても、電磁的記録としての「顔写真」データの添付・保存が求められる方針と理解しているが、画像データの保存には一定のシステムキャパシティを要するため、可能であれば「顔写真」データの保存までは不要とすることを検討いただきたい。

その後、警察庁は6月24日、当該パブリックコメントの結果等を公表した。

詳細は、URL (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=120250007>) 参照。

10. 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出

警察庁より、12月5日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、12月25日、同命令案に対して意見を提出した。

<意見（一部抜粋）>

- ・6条1項1号イの方式にて確認を実施した場合、ICチップ情報（氏名・生年月日・住所・写真情報）を確認記録に添付する義務はないと考えているが、認識相違はないか。

その後、警察庁は3月6日、当該パブリックコメントの結果等を公表した。

詳細は、URL (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=120250026>) 参照。

11. ASBJ（企業会計基準委員会）の公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等に対し意見提出

2025年10月29日、ASBJより、公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2026年1月21日付で以下の意見を提出した。

- 満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債をECLの算定範囲に含めることは一定の合理性があり、本プロジェクトの対応としては賛同する。
- なお、責任準備金対応債券については、業種別の取り扱いとなることから本草案の対象外であると認識しているが、ECLモデル導入による国際的な比較可能性の向上及び信用リスク関連情報の高品質化を実現するという観点からも、責任準備金対応債券が満期保有目的の債券と同様の取扱いとなることを期待する。
- 強制適用の時期については、システム開発やドライランを考慮すると、本公開草案で示されている3年程度の期間が必要であり、提案に賛同する。一方で、早期適用については、適用可能な時期を極力前倒しするよう検討いただきたい。

※詳細な意見は記載省略

公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等については、URL（https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html）参照。

12. SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対し意見提出

2025年12月15日、SSBJより、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2026年1月28日付で以下の意見を提出した。

＜スコープ3・カテゴリー15（投資）における「保険の引受活動」の取扱いに関する理解について＞

- 生命保険の引受活動がカテゴリー15のスコープに含まれるか明確な整理が示されていない状況であるため、生命保険の引受活動に係る温室効果ガス排出が「カテゴリー15からの除外宣言」に該当するかが、実務上、企業ごとに判断や対応が分か

れる可能性がある。その想定のもと、SSBJ基準を適用することになるという理解でよい。

＜ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について＞

○産業分類においては、移行リスクへのエクスポージャーの理解に資するか否かという原則を重視し、報告企業にはIFRS S2号と同様のオプションが確保されているということについて誤解が生じないようにすることが望ましいと考える。このため、気候基準について該当箇所をIFRS S2号と整合的な記載へ修正することを提案する。

※詳細な意見は記載省略

公開草案については、URL (https://www.ssb-j.jp/jp/activity/press_release_ssbj/y2025/2025-1211.html) 参照。

13. FSB（金融安定理事会）の市中協議文書「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」に対し意見提出

2025年11月25日、FSBより、「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では業界の意見を取りまとめ、2026年2月3日付で以下の意見を提出した。

○本ガイダンス案が「G-SII指定プロセスの再設定ではない」と明記している点に賛同する。G-SIIsのような個社リストベースのアプローチは保険セクターに適合せず、市場に誤解を与え、レピュテーションリスクや競争上の歪みが生じる可能性がある。

○6つの基準の概念的整合性をより明確にするため、参照先の追加を提案する。また、RRP（再建・破綻処理計画）要件の国際基準策定はIAISが主体的に行い、FSBはIAISの検討結果に対してセクター間の整合性の観点からコメントするという役割分担を明確にすべきである。

○相互関連性について、保険セクターのシステミックリスク波及経路は銀行と異なり複合的であることを明記すべきである。また、「脆弱性は、保険活動の本質的性質および金融システム内での相互関連性にしばしば結びついていた」との表現は誤解を招くため削除または修正すべきである。

※詳細な意見は記載省略。

14. 内閣府の「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令案」に対し意見提出

内閣府より、1月9日、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令案」が公表され、パブリックコメント手続に付された。

これを受け、当協会では、会員会社の意見を取りまとめ、2月2日、同施行令案に対して意見を提出した。

＜意見（一部抜粋）＞

- ・「特定重要設備の一部を構成する電子計算機」が具体的に何を指すのか、明確にしていきたい。

その後、内閣府は3月17日、当該パブリックコメントの結果を公表した。なお、同施行令は3月23日に公布された。

詳細は、URL（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=095260010>）参照。

〔広報活動〕

1. 広報活動等

報道関係者に対する頻繁な接触活動を通じ、人的ネットワークの拡充に努めるとともに、生命保険に関する各種取材対応や情報提供活動、勉強会の開催等により、理解のある報道がなされるべく努めた。特に、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点のフォローアップや、代理店チャネルにおける保険会社と代理店との適切な関係性構築の推進と改正保険業法の施行に向けた体制整備の後押しといった「顧客本位の業務運営の推進に向けた取組み」等、当協会が実施している重点取組等について、正確な理解が得られるよう配意した。

（1）協会長定例記者会見

開催日	出席者
4月18日	永島協会長、村路理事事務局長
6月13日	同上
7月18日	高田協会長、村路理事事務局長
9月19日	同上
11月21日	同上
2月20日	同上

(2) 記者発表

発表日	内容	対象
4月18日	生命保険協会長の内定について	金融記者クラブ
4月18日	「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新および公表	金融記者クラブ
4月18日	生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組み	金融記者クラブ、 兜倶楽部
5月13日	保育施設・放課後児童クラブを対象とした助成活動の実施～備品購入や建築・設備工事の支援に 総額 2,500 万円を助成します～	金融記者クラブ、 厚生労働記者会、 こども家庭庁記者クラブ
5月16日	大阪・関西万博 難病こども支援 万博おでかけプロジェクト」への協賛	金融記者クラブ、 厚生労働記者会、 こども家庭庁記者クラブ
6月4日	企業年金（確定給付型）の受託概況（2025年3月末現在）	金融記者クラブ
6月4日	確定拠出年金（企業型）の統計概況（2025年3月末現在）	金融記者クラブ
6月4日	生命保険契約照会制度の利用料金改定	金融記者クラブ
6月13日	副会長および委員会委員長の内定について	金融記者クラブ
6月13日	「生命保険協会 SR報告書2025」の公表 ～2024年度の生命保険協会の社会的責任活動の報告～	金融記者クラブ
7月2日	「介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度」奨学生を決定～総額 6,864 万円を全 47 都道府県の学生286名に支給～	金融記者クラブ、 厚生労働記者会、 こども家庭庁記者クラブ
7月4日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
7月15日	「セイホスカラーシップ」2025年度奨学生8名を決定～アジアからの私費留学生へ1名あたり総額240万円を給付し、勉学を支援～	金融記者クラブ、 文部科学記者会
7月18日	令和8年度税制改正に関する要望について	金融記者クラブ、 財政研究会
7月18日	生命保険協会長就任にあたって（所信） 確かな安心と信頼を広げ、よりよい未来に貢献するために	金融記者クラブ
7月28日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
7月31日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
8月8日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
8月12日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
8月21日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
8月29日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
9月3日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ

発表日	内容	対象
9月5日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
9月10日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
9月16日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
9月19日	生命保険募集人の呼称の公募	金融記者クラブ
9月19日	顧客本位の業務運営を推進する今後の取組み ～法令・監督指針改正等を踏まえた、会員各社と保険代理 店との適切な関係性の構築の推進等の取組み～	金融記者クラブ
10月9日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
11月5日	「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」助成施設を 決定 ～総額2,500万円を全47都道府県の150施設に助成～	金融記者クラブ、 厚生労働記者会、 こども家庭庁記 者クラブ
11月19日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
12月4日	持続的な企業価値向上にむけた取組みの推進～スチュワー ドシップ活動ワーキング・グループによる協働エンゲージ メントの実施～	金融記者クラブ、 兜倶楽部
12月9日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
1月5日	昭和時代の生命保険事業について	金融記者クラブ
1月5日	2026年 年頭所感	金融記者クラブ
1月30日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月4日	生命保険契約者で被災された方への特別取扱いについて	金融記者クラブ
2月20日	女性の更なる活躍推進に向けた取組み ～「アンコンシャ ス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立支援 に関する調査報告書」の公表～	金融記者クラブ、 厚生労働記者会
2月26日	2025年度代理店業務品質調査結果について	金融記者クラブ
3月19日	「会員各社の社会貢献に対する取組み」の公開	金融記者クラブ、 厚生労働記者会

(3) ディスクロージャーの充実

- ① 2025年度決算に係るディスクロージャー開示基準および要綱様式モデルの改訂
 - ② 2025年度決算（案）発表様式モデルの改訂
 - ③ 2025年度第1・第3四半期報告モデル・第2四半期（上半期）報告モデルの改訂
- ①～③とも、関係部会の意見等を踏まえ所要の改訂を行った。

また、各社ディスクロージャー誌を協会ホームページにて紹介している。

(4) ホームページ、X等における情報発信

当協会のホームページでは、当協会の活動内容、会員各社の取組事例・業績、生命保険に関する相談窓口・手続きや実績等の情報発信を行い、当協会と会員各社、消費者等のステークホルダーをつなぐプラットフォームとして、生保業界の信頼確保やプレゼンス向上

に貢献している。

2025年度は、「金融・保険に関する学習情報サイト」をポータルサイト化するとともに、会員各社の社会貢献に対する取組みを総覧できるページを新設した。

Xにおいては、当協会のニュースリリースのほか、「生命保険事業概況」や「会員各社決算発表資料」、「相談所リポート」、「学習情報サイト」等の情報発信を行った。

2. 自助の日

国民一人ひとりが「自分らしい人生を送るために必要なこと」について考えるきっかけとなるよう5月28日を記念日「自助の日」と定めているところ、2025年は、その前後の時期において、当協会ホームページやXのほか、地方協会や全国生命保険労働組合連合会との連携による自助の日の周知活動を展開した。

3. 生命保険募集人の呼称公募

「生命保険募集人」は、年齢・性別問わず「社会公共の福祉の増進に資する」という社会的使命のもと、お客さまに寄り添いながら、リスクへの備え（生命保険商品）等の提供を通じ、確かな安心をお届けしている。また、近年では、生命保険の提供だけに留まらず、より幅広い領域へと活躍の拡がりを見せている。

一方、「生命保険募集人」は保険業法に基づく法令上の表現であり、広く一般的に使用されるにはやや馴染みづらい面がある。また、当協会として、近年における活躍の拡がりや募集人の多様性等をご理解いただくこと等を通じて、「生命保険募集人」の更なる活躍を後押ししたい。

こうしたことから、「生命保険募集人」の社会的役割や魅力がよりわかりやすく表現され、かつ未来志向な職業を想起できるような親しみやすい新たな呼称を作るため、広く公募を実施した。

4. 大学実学講座

保険分野における金融リテラシー向上に寄与するため、2025年度は44の大学で生命保険に関する実学講座を開催し、約5,000名の学生が受講した。

〔お客さまの声・苦情情報等の活用〕

1. お客さまの声・苦情情報等の活用

(1) 消費者（関連）団体等との意見交換会

生命保険事業への一層の理解を深めていただくことを目的に、消費者（関連）団体等との意見交換会を次のとおり、合計14回開催した。

- ・ 6月7日 全国消費生活相談員協会 関西支部
- ・ 9月13日 全国消費生活相談員協会 中部支部
- ・ 9月30日 埼玉県消費生活コンサルタントの会
- ・ 10月24日 全国消費生活相談員協会 関東支部
- ・ 11月1日 全国消費生活相談員協会 九州支部
- ・ 11月20日 消費者支援機構関西（KC's）
- ・ 11月29日 全国消費生活相談員協会 北海道支部
- ・ 12月1日 全国消費生活相談員協会 本部
- ・ 12月11日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室
- ・ 1月15日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 本部
- ・ 1月17日 全国消費生活相談員協会 東北支部
- ・ 1月24日 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 西日本支部
- ・ 2月9日 国民生活センター
- ・ 2月26日 消費者5団体（日本消費者協会、消費科学センター、主婦連合会、東京都地域婦人団体連盟、全国消費者団体連絡会）

(2) 当協会、生命保険文化センター共催のせいほ意見交換会

業界の適切な情報提供・消費者意向の吸収を目的とした当協会、生命保険文化センターとの共催による「せいほ意見交換会」を次のとおり、地元消費者行政・団体と会議形式で54回、地元マスコミとは、55回開催した。

協会名	消費者	マスコミ	協会名	消費者	マスコミ
札幌	11月12日	11月12日	静岡県	9月11日	1月21日
函館	7月14日	11月25日	愛知県	10月30日	9月30日
旭川	10月21日	10月20日	三重県	9月24日	12月17日
苫小牧（※）	11月6日	11月6日	滋賀県	8月21日	12月10日
釧路	9月10日	11月18日	京都府	11月6日	9月10日
帯広	9月17日	11月20日	大阪府	11月12日	—
北見	10月16日	10月16日	兵庫県	1月22日	9月18日 10月9日

協会名	消費者	マスコミ	協会名	消費者	マスコミ
青森県	10月15日	7月2日	奈良県	11月12日	8月1日
岩手県	9月10日	8月6日	和歌山県	7月17日	6月16日
宮城県	9月10日	9月10日	鳥取県	7月16日	11月26日
秋田県	9月17日	9月11日	島根県	8月21日	11月5日
山形県	10月15日	12月3日	岡山県	9月10日	9月17日 11月12日
福島県	12月10日	11月5日 11月13日	広島県	9月10日	7月8日
茨城県	10月8日	9月3日	山口県	7月16日	9月2日
栃木県	9月3日	2月3日	徳島県	7月24日	7月15日
群馬県	10月29日	6月18日	香川県	11月4日	6月16日
埼玉県	7月4日	12月8日	愛媛県	11月17日	9月16日
千葉県	11月6日	6月4日	高知県	7月3日	6月26日
東京都	9月12日	—	福岡	8月5日	10月29日
神奈川県	9月4日	9月4日	北九州	8月4日	11月5日
新潟県	9月3日	1月27日	佐賀県	8月22日	12月18日
山梨県	8月22日	1月14日	長崎県	11月5日	1月22日
長野県	8月20日	11月19日	熊本県	11月18日	—
富山県	11月5日	11月5日	大分県	7月17日	10月23日
石川県	7月14日	11月4日 11月27日	宮崎県	9月17日	9月10日
福井県	11月11日	11月11日	鹿児島県	7月10日	10月29日
岐阜県	7月9日	11月18日	沖縄県	11月6日	10月1日

※消費者・マスコミ合同開催

(3) 意見・要望等の分析・情報共有

せいほ意見交換会において消費者行政・団体等から提示された意見・要望や裁定諮問委員会での意見等について、2024年度に寄せられた意見・要望等を2025年5月に、2025年度上半期に寄せられた意見・要望等を2025年12月に、それぞれ一般委員会等に報告を行った。

2. お客さま本位推進会議の活動

当協会では、2019年11月の理事会において、当協会におけるお客さまの声・苦情情報等の活用高度化に向けた諸策を実施することを決議し、2020年4月に、各社のお客さま対応部門の担当役員を中心とした委員から成る「お客さま本位推進会議」を設置した。

また、お客さまの声・苦情情報等の分析結果によらず、業界として「お客さま本位の業務運営」を推進する必要がある課題等に対しより深掘りした情報共有の実施を可能とするため、2023年7月の理事会において、「お客さま本位推進会議規則」の一部改正等を行い、

現在に至っている。

本会議は、消費者の声に係る分析結果、お客さま本位の業務運営にかかる各種取組、その他の情報共有・意見交換等により、会員各社におけるお客さま本位の業務運営に資するとともに、社会環境の変化等に伴う業界課題の早期把握および未然防止等の推進ならびに生命保険事業の社会的役割の向上・発揮等を図ることを目的としている。

2025年度は、協会に寄せられる苦情情報、裁定審査会の裁定事例、消費者団体・行政との意見交換会での意見や質問等の分析を踏まえ、11月5日に第11回、2月4日に第12回のお客さま本位推進会議を開催し、以下のテーマについて、課題や会員会社における対応の共有等を図った。

11月5日 第11回お客さま本位推進会議

テーマ 「高齢者対応について」

2月4日 第12回お客さま本位推進会議

テーマ 「各社におけるコンプライアンス・リスク管理態勢について」

〔生命保険相談活動〕

1. 2025年度裁定諮問委員会の活動状況

当協会では、生命保険相談所および裁定審査会の中立性・公正性を確保するため、運営状況のチェック等を行う機関として「裁定諮問委員会」を設置しており、2025年度は2025年8月27日（対面開催）と2026年3月11日（対面開催）の2回開催し、相談・苦情の受付状況および事例の傾向、裁定審査会の活動状況ならびに当協会の最近の取組み（顧客本位の業務運営の推進、外貨建て保険等に関する苦情対応等）について報告をし、裁定諮問委員から意見が述べられた。

【裁定諮問委員（令和8年3月31日時点）】

畑 瑞 穂（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

磯 部 光 章（榊原記念病院院長）

増 田 悦 子（全国消費生活相談員協会顧問）

山 岸 和 彦（あさひ法律事務所弁護士）

山 本 哲 生（北海道大学大学院法学研究科教授）

（順不同 敬称略）

2. 2025年度裁定審査会の活動状況

(1) 裁定申立の状況

生命保険相談所が生命保険会社に苦情の解決依頼を行ったにもかかわらず、原則として1か月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合には、保険契約者等は裁定審査会に紛争裁定の申立てを行うことができる。

裁定審査会が2025年度に受け付けた裁定申立件数は363件（対前年度比95.0%）で、前年度に比べ19件減少した。申立事案の内容の内訳は下表のとおりとなっており、「給付金請求（入院・手術・障害等）」が124件、「契約取消もしくは契約無効請求」が117件、「保全関係遡及手続請求」が33件と、この合計で全体の75.5%を占めている。

2025年度 申立事案の内容

申立内容	件数
契約取消もしくは契約無効請求	117
銀行等代理店販売における契約無効請求	1
給付金請求（入院・手術・障害等）	124
保険金請求（死亡・災害・高度障害等）	25
配当金（祝金）等請求（買増保険金・年金等）	4
保全関係遡及手続請求（注1）	33
収納関係遡及手続請求（注2）	7
その他（注3）	52
受理件数	350
不受理件数	13
合計	363

（注1）「保全関係遡及手続請求」には、更新無効請求、解約無効請求、遡及解約請求、契約解除無効請求などが含まれる。

（注2）「収納関係遡及手続請求」には、失効取消請求、自動振替貸付利息免除請求、復活保険料利息免除請求、などが含まれる。

（注3）「その他」には、損害賠償請求、慰謝料請求などが含まれる。

なお、金融ADR法（保険業法）に定める指定紛争解決機関となった2010年10月1日以降に受け付けた裁定申立件数は4,856件である。

(2) 審理結果等の状況

2025年度において裁定審査会が裁定手続を行った事案は651件で、そのうち手続が終了した事案は338件であり、審理結果等の状況は下表のとおりであった。

2025年度 審理結果等の状況

審理結果等	2023年度 申立分	2024年度 申立分	2025年度 申立分	合計
和解が成立したもの	4	82	15	101
和解が成立しなかったもの	11	157	56	224
和解案の受諾勧告がなされたが、当事者が受諾しなかったもの	1	6	3	10
和解による解決の見込みがなく、裁定手続を終了したもの	9	118	35	162
相手方会社からの裁判等による解決の申出が認められ、裁定手続を開始しなかったもの	0	0	0	0
申立人から裁定申立が取り下げられたもの	1	3	5	9
事実認定の困難性等の理由から裁判等での解決が適当であると判断し、裁定手続を終了したもの	0	30	13	43
適格性がないものとして、裁定を行わなかったもの（不受理）	0	0	13	13
継続審理中のもの	0	34	279	313
合 計	15	273	363	651

3. 2025年度生命保険相談所における受付状況

生命保険相談所（地方の連絡所を含む）が2025年度に受け付けた一般相談と苦情の合計件数は8,812件となり、前年度より455件、4.9%の減少となっている。

受付件数のうち、一般相談は4,932件で、前年度より354件、6.7%減少し、苦情は3,880件で、前年度より101件、2.5%の減少となっている。

<一般相談項目別>

一般相談を項目（内容）別にみると、「契約有無照会」が2,737件（占率55.5%）で最も多く、2021年7月より開始した生命保険契約照会制度に関する照会が多くを占めている。

第2位は、「保険金・給付金」の382件（同7.7%）で、保険金・給付金の支払可否や支払手続に関する照会が多く、死亡した親族の契約に関する請求可否や死亡保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合の手続方法等の照会も寄せられている。

第3位は「その他」の349件（同7.1%）で、契約内容登録制度に関する照会等が寄せられている。

第4位は「加入・保険種類」の332件（同6.7％）で、契約内容や契約形態といった加入に関する全般的な相談や、検討している保険の商品の紹介希望等が寄せられている。

第5位は「隣接業界」の326件（同6.6％）で、JA共済ほか各種共済等、損害保険、少額短期保険に関する照会が寄せられている。

第6位は「会社の内容等」の194件（同3.9％）で、生命保険会社の連絡先の照会等が寄せられている。

第7位は「解約」の139件（同2.8％）で、解約手続に関する全般的な相談や認知症等により権利者に意思能力がない場合の解約手続方法、解約返戻金に関する照会等が多く寄せられている。

＜苦情項目別＞

苦情件数を項目別にみると、第1位は「保険金・給付金関係」の1,431件（占率36.9％）で、前年度より占率が2.2ポイント上昇している。

第2位は「新契約関係」の1,047件（同27.0％）で、前年度より占率が0.2ポイント上昇している。

第3位は「保全関係」の802件（同20.7％）、第4位は「その他」の434件（同11.2％）、第5位は「収納関係」の166件（同4.3％）となっており、前年度から引き続き「保険金・給付金関係」の苦情が最も多く寄せられている。

内容別には、「入院等給付金不支払決定」が727件（同18.7％）と最も多く、第2位は「説明不十分」の474件（同12.2％）、第3位は「入院等給付金支払手続」の331件（同8.5％）、第4位は「解約手続」の291件（同7.5％）、第5位は「不適切な募集行為」の236件（同6.1％）と続いている。

2025年度項目別受付件数

項 目（内 容）		件 数（件）	占 率（％）
一 般 相 談	加入・保険種類	332	6.7
	診査・告知	54	1.1
	クーリング・オフ制度	18	0.4
	保険料の払込	57	1.2
	失効・復活	16	0.3
	契約内容の変更	64	1.3
	保障の見直し	30	0.6
	契約者貸付	19	0.4
	解約	139	2.8
	契約者配当	10	0.2
	保険金・給付金	382	7.7
	税金	61	1.2
	会社の内容等	194	3.9
	営業職員・代理店	66	1.3
	生命保険契約の保護	18	0.4
	業績、ディスクロージャー等	2	0.0
	契約有無照会	2,737	55.5
	生命保険相談所	58	1.2
	隣接業界	326	6.6
	その他	349	7.1
	小 計	4,932	100.0
苦 情	新契約関係	1,047	27.0
	収納関係	166	4.3
	保全関係	802	20.7
	保険金・給付金関係	1,431	36.9
	その他	434	11.2
	小 計	3,880	100.0
合 計		8,812	－

苦情内容の上位10項目

内 容	件数（件）	総件数占率（％）
①入院等給付金不支払決定	727	18.7
②説明不十分	474	12.2
③入院等給付金支払手続	331	8.5
④解約手続	291	7.5
⑤不適切な募集行為	236	6.1
⑥その他・その他	148	3.8
⑦満期保険金・年金等	123	3.2
⑧契約内容変更	117	3.0
⑨死亡等保険金支払手続	117	3.0
⑩不適切な話法/個人情報取扱関係	116	3.0

＜受付場所別＞

受付場所別にみると、本部相談室86.0%（前年度84.2%）、連絡所は14.0%（同15.8%）となっており、前年度と比べて本部相談室の占率が上昇している。

＜受付経路別＞

受付経路別にみると、「電話」によるものが8,250件で93.6%（前年度94.9%）と大半を占めている。「WEBフォーム」は485件で5.5%（同4.4%）、「訪問」は49件で0.6%（同0.5%）、「文書」によるものは28件で0.3%（同0.2%）となっている。「電話」の占率が減少する一方、「WEBフォーム」、「訪問」および「文書」の占率が増加した。

＜認知経路別＞（判明分のみ）

認知経路別にみると、「インターネット（生命保険協会のホームページ等）」によるものが3,963件、56.9%（前年度53.9%）と最も多く、占率は前年度から増加している。

第2位の「生保会社、代理店の職員」は、864件、12.4%（同13.6%）で、占率は前年度から減少している。

第3位の「消費者行政機関」は、809件、11.6%（同12.8%）で、占率は前年度から減少している。

〔社会貢献活動〕

「相互扶助」の精神に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、1989年度より「社会貢献活動」に取り組んでいる。

1. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

保育施設・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対して資金助成を行うことにより、子育てと仕事を両立できる環境の整備を目的として、2014年度より「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」を実施している。

2025年度は、789施設から応募をいただき、全47都道府県の150施設に総額2,500万円を助成した。

2014年度から2025年度までの12年間で、合計11,405施設に対し累計2億8,900万円の助成を行った。

なお、同活動は単に資金助成にとどまらず、助成決定通知書授与式の開催（交流会）、助成施設の訪問等により、助成施設と当協会との交流等を図っている。

2. 介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度

高齢者介護や子育て支援の量の拡充および質の向上が社会的課題となる中、両分野における専門職の養成が求められていることから、介護福祉士・保育士の養成を支援する目的で、1989年度より「介護福祉士養成給付型奨学金制度」を、2017年度より「保育士養成給付型奨学金制度」を実施している。

2025年度は286名に奨学金を支給し、2025年度までの累計で、「介護福祉士養成給付型奨学金制度」の奨学生は6,154名、「保育士養成給付型奨学金制度」の奨学生は918名となった。

なお、奨学生へ単に奨学金を支給するだけでなく、各地方協会において給付決定時や卒業時等の機会をとらえ、奨学生および学校関係者と交流を深めている。

介護福祉士養成給付型奨学生数の推移

(単位：名)

年度	1989年～2023年度	2024年度	2025年度	合計
奨学生	5,816	170	168	6,154

保育士養成給付型奨学生数の推移

(単位：名)

年度	2017年度～2023年度	2024年度	2025年度	合計
奨学生	684	116	118	918

3. 生命保険協会留学生給付型奨学金

わが国の国際化がますます進展する中で当協会が国際貢献・交流の重要性を認識し、当協会80周年記念事業の一環として、次の時代を担う東南アジア・東アジア等からわが国へ来る私費留学生（大学学部生）に対する奨学金の支給を開始した。日本における勉学の支援を目的に「外国人私費留学生奨学金制度」として、1990年度から2011年度までに「財団法人国際文化教育交流財団（現：公益財団法人経団連国際文化教育交流財団）」を通じ339名の留学生に奨学金を給付した。

2013年11月、その運営等を「公益財団法人日本国際教育支援協会」へ移管し、「生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）」として、新たに奨学金制度を発足し、2014年度より奨学生募集を開始した。

2025年度は、韓国・中国・タイ・ミャンマーからの留学生8名を新たに奨学生として決定した。

《制度概要》

1. 対象……指定大学の学士課程3年次、修士（博士前期）課程1年次、専門職学位課程1年次、一貫制博士課程1年次に在籍する私費外国人留学生で、金融業界、特に生命保険に関心のある者。

＜対象国・地域＞

インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・東ティモール・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・マカオ・マレーシア・ミャンマー・モルディブ・モンゴル・ラオス

2. 奨学金……月額10万円（返済義務なし）
3. 支給期間……最大2年間
4. 運営……公益財団法人 日本国際教育支援協会
5. 出身国・地域別奨学生

出身国・地域 年度	インドネシア	韓国	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	台湾	中国	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル
（ご参考） 1990～2022年度	5	81	1	1	2	4	41	236	6	2	10	16	1	6
2023年度		4			1			3						1
2024年度		1					1	2			1		2	
2025年度		2				1		3					2	

4. 地方CR活動

全国54の地方協会では、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（コミュニティ・リレーションズ）活動」と称する地域貢献活動を1991年度より展開しており、2025年度においてもそれぞれの地域の特色を活かした活動を実施した。

このうち、全地方協会において加盟各社の営業職員等を対象に実施した募金活動については、2025年度は全国合計で1億円余の募金が寄せられた。

各地方協会ではこれらの募金をもとに、市町村社会福祉協議会等に在宅介護サービス活動を支援するための軽自動車（福祉巡回車）等の寄贈（2025年度の寄贈台数は72台、1993年度からの累計寄贈台数3,484台）を行った。また、障がい者支援団体・高齢者支援団体・こども食堂等に対して寄付や福祉関係物品の寄贈を、健康関連の取組みとして各種基金や日本赤十字社支部、社会福祉協議会などへの寄付、健康関連物品の寄贈等を実施した。

各地方協会の主なCR活動の実施状況は次のとおり。

2025年度地方CR活動の実施状況

募金活動	54協会
福祉巡回車寄贈活動	47協会
障がい者支援	53協会
高齢者支援	27協会
こども食堂支援	52協会
福祉関係物品等の寄贈	25協会
健康関連の取組み	14協会
献血活動	46協会
各種ボランティア活動	15協会
福祉・ボランティア等の勉強会・公開介護講座	5協会
介護福祉士養成給付型奨学生に対する決定通知書授与式（交流会）	47協会
保育士養成給付型奨学生に対する決定通知書授与式（交流会）	39協会
子育てと仕事の両立支援に対する助成決定通知書授与式（交流会）	25協会

5. 心身障害者扶養者生命保険

心身障害者扶養者生命保険とは、心身障害者を扶養する者が死亡または高度障害になった場合に心身障害者に対して終身年金を支給するという共済制度を、生命保険会社10社が独立行政法人福祉医療機構から再保険的契約として共同受託しているものであり、各生命保険会社は、保険契約に係る事務を当協会に委託している。

2025年度決算では、追加加入（扶養者の新規追加加入者数）は717人で、前年度（756人）に比べて39人の減少となった。

被保険者死亡（加入者の死亡による脱退者数）は1,441人（前年度1,593人）で前年度より152人の減少、被保険者高度障害（加入者の高度障害状態該当による脱退者数）は17人（同21人）で前年度より4人の減少、障害者死亡（心身障害者の死亡による脱退者数）は307人（同286人）で21人の増加、任意脱退（加入者の脱退したい旨の申し出による脱退者数）は112人（同105人）で7人の増加となっている。

この結果、2025年度末現在契約高は、人数で前年度より1,160人減少し33,432人となった。また、保険金額では、前年度より0.9%減少し、2,390億円となった。

2025年度心身障害者扶養者生命保険決算概要

	被保険者数		金額	
	人	対前年増減 人	千円	対前年比 %
年度始現在契約高	34,592	△1,249	241,188,200	99.1
追加加入	717	△39	9,789,700	94.6
被保険者死亡	1,441	△152	6,878,900	91.0
被保険者高度障害	17	△4	96,800	103.8
障害者死亡	307	21	1,528,900	108.0
任意脱退	112	7	1,190,100	95.2
保険金額の減少	－	－	2,277,300	97.2
その他の増減	0	0	0	－
年度末現在契約高	33,432	△1,160	239,005,900	99.1

〔生命保険販売等に係る諸施策〕

1. 生命保険契約照会制度の利用料金改定を公表

当協会は、高齢者が独居のまま亡くられる事案や認知症患者の増加等の社会状況をふまえ、確実に保険金請求を行っていただくための制度として、2021年7月に、「生命保険契約照会制度」を創設した。

制度開始以降、契約照会申請件数は増加しており、今後も同様の傾向が見込まれる中、システム関係費及び郵送費等の運営コストの増加等が発生している現状等をふまえ、2025年6月4日の一般委員会では、持続可能な制度運営の観点から、平時利用の利用料金改定が決議され、同日公表を行った。

【平時利用の利用料金】

改定前 (2026年3月31日以前の新規申請分)	改定後 (2026年4月1日以降の新規申請分)
○WEB申請・書面申請共通 3,000円（税込）	○WEB申請：6,000円（税込） ○書面申請：7,000円（税込）

2. 金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドラインの改正

2022年12月9日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」では、「利益相反の可能性の顧客への情報提供」および「組成コスト開示」に係る提言がなされた。

このうち、「利益相反の可能性の顧客への情報提供」については、2025年3月11日、「金融商品取引業等に関する内閣府令」が改正され、特定保険契約は本府令の対象外であるものの、府令改正案に係るパブリックコメントにて、「今般の改正の対象となっていない商品に係る取引を行う場合であっても、顧客のため情報提供すべきと考える事項を顧客が理解できるよう分かりやすく提供することが望ましい」旨の金融庁見解が示された。また、「組成コスト開示」については、7月1日に公表された金融庁「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等について（2024事務年度）」において、「生保協会の自主的な取り組みとして、外貨建一時払保険における保険契約関係費総額の開示に向けて取り組んでいくことを期待する」旨が記載された。

上記を踏まえ、お客さまに対して適切な情報提供が行われるように対応する必要性が生じたことから、「金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン」を2025年9月30日付で改正した。

3. 2025年8月28日付で金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正されたことにもなう対応

5月30日、保険会社や保険代理店における「顧客本位の業務運営」を徹底する等の趣旨で「保険業法の一部を改正する法律」が成立した。さらに、金融庁は、2025年8月28日付で「保険会社向けの総合的な監督指針」を一部改正し、「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」等に関する具体的な措置等が定められた。

当会としては、代理店チャネルにおける乗合代理店の保険販売においては、お客さまの適切な商品選択の機会を確保することが何よりも重要と認識し、昨今の生命保険業界に対するご指摘や課題を真摯に受け止め、保険業の公共性、保険募集の公正性といった保険会社としての責務を果たす上で、代理店との適切な関係性の構築を推進するとともに法令・監督指針の施行に向けた態勢整備を後押しするため、取組み内容をパッケージとして取りまとめ、2025年9月19日付で公表し、そのうち以下の対応を行った。

1. 「代理店業務品質評価運営」における評価基準・評価方法の見直し

「代理店業務品質評価運営」について、運営の実効性をより高める観点から、評価基準や評価方法について見直しを実施

2. 監督指針改正等を踏まえた、協会ガイドラインの新設・改正

(1) 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設

- ・ 2025年9月16日付で「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」を新設し、「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を改正

(2) 「代理店監査の高度化」に係るガイドライン改正

- ・ 今般の監督指針改正等の趣旨も踏まえ、保険会社における代理店監査の高度化を図る観点から、代理店監査の高度化に係るガイドラインを2026年1月29日付で改正

(3) 会員各社の取組み状況のフォローアップ

- ・ 監督指針やガイドラインを踏まえた各社の態勢整備状況について、毎年実施しているValue Upアンケート等を通じてフォローアップを実施

(4) 「募集代理店共通自己点検表」の点検項目の見直し

(5) 保険代理店への周知・徹底

3. 代理店への過度な便宜供与に関する通報制度の新設

- ・ 2026年4月1日付で当会内に通報窓口を新設

4. 自主ガイドラインの見直し後のフォローアップ

当協会では、必要に応じ、各種自主ガイドラインの見直しを実施するとともに、ガイドラインの実効性を確保するためのフォローアップを行っている。

2025年度においても、各種自主ガイドラインの経営への反映に向け、会員各社の取組状況の確認、好取組事例の収集・共有化を行った。なお、フォローアップの際には、お客さま視点に立脚した取組みの一層の推進の一環として、該当ガイドラインに関連する業界外部からの声を踏まえて実施している。

好取組事例をとりまとめた対象ガイドラインは次のとおり。

- ・ 「契約概要作成ガイドライン」
- ・ 「注意喚起情報作成ガイドライン」
- ・ 「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」
- ・ 「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」
- ・ 「生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン」

5. 生命保険乗合代理店業務品質評価運営「2025年度認定代理店」の公表

当協会は、2024年5月より、2025年度業務品質調査として、初回調査申込の44社、定期調査申込の39社、更新調査申込の71社を対象に調査を実施した。

その結果について、有識者（学者・弁護士・消費者団体）で構成される代理店業務品質審査会を2026年2月24日に開催し、初回調査対象21社、定期調査対象34社および更新調査対象69社を「2025年度認定代理店」として認定した。

2026年2月26日には、当協会ホームページにおいて、認定代理店124社の一覧を公表するとともに、同日、初回調査による認定代理店21社および定期調査による認定代理店34社を対象とした認定証授与式を開催した。

2025年度認定代理店の一覧は、URL（https://www.seiho.or.jp/quality_result/list/）参照。

6. 災害地の被災者に対する特別措置

生命保険会社では、1956年9月の当協会役員会（現理事会）の決定により、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別措置を実施している。

（1）保険料払込猶予期間の延長

保険契約者の申し出により、最長6か月間保険料払込猶予期間を延長。

（2）保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払い

申し出により、必要書類を一部省略する等、簡易迅速な支払いを実施。

内閣府発表の災害救助法の適用状況は以下のとおりである。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
7月3日	【鹿児島県】 鹿児島郡十島村（かごしまぐんとしまむら）	7月3日公表 7月3日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
7月27日	【沖縄県】 島尻郡南大東村（しまじりぐんみなみだいとうそん） 島尻郡北大東村（しまじりぐんきただいとうそん）	7月28日公表 令和7年台風第8号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
7月30日	【北海道】 函館市（はこだてし） 小樽市（おたるし） 室蘭市（むろらんし） 釧路市（くしろし） 北見市（きたみし） 網走市（あばしりし） 留萌市（るもいし） 苫小牧市（とまこまいし） 稚内市（わっかないし） 紋別市（もんべつし） 根室市（ねむろし） 登別市（のぼりべつし） 伊達市（だてし） 石狩市（いしかりし） 北斗市（ほくとし） 松前郡松前町（まつまえぐんまつまえちょう） 松前郡福島町（まつまえぐんふくしまちょう） 上磯郡知内町（かみいそぐんしりうちちょう） 上磯郡木古内町（かみいそぐんきこないちょう） 茅部郡鹿部町（かやべぐんしかべちょう） 茅部郡森町（かやべぐんもりまち） 二世郡八雲町（ふたみぐんやくもちょう） 山越郡長万部町（やまこしぐんおしゃまんべちょう） 寿都郡黒松内町（すつつぐんくろまつないちょう） 積丹郡積丹町（しゃこたんぐんしゃこたんちょう） 古平郡古平町（ふるびらぐんふるびらちょう） 余市郡余市町（よいちぐんよいちちょう） 増毛郡増毛町（ましけぐんましけちょう） 留萌郡小平町（るもいぐんおびらちょう） 苫前郡苫前町（とままえぐんとままえちょう） 苫前郡羽幌町（とままえぐんはぼろちょう） 苫前郡初山別村（とままえぐんしょさんべつむら） 天塩郡遠別町（てしおぐんえんべつちょう） 天塩郡天塩町（てしおぐんてしおちょう） 宗谷郡猿払村（そうやぐんさるふつむら）	7月30日公表 令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
	枝幸郡浜頓別町（えさしぐんはまとんべつちょう） 枝幸郡枝幸町（えさしぐんえさしちょう） 天塩郡豊富町（てしおぐんとよとみちょう） 礼文郡礼文町（れぶんぐんれぶんちょう） 利尻郡利尻町（りしりぐんりしりちょう） 利尻郡利尻富士町（りしりぐんりしりふじちょう） 天塩郡幌延町（てしおぐんほろのべちょう） 斜里郡斜里町（しゃりぐんしゃりちょう） 斜里郡小清水町（しゃりぐんこしみずちょう） 紋別郡湧別町（もんべつぐんゆうべつちょう） 紋別郡興部町（もんべつぐんおこっぺちょう） 紋別郡雄武町（もんべつぐんおうむちょう） 虻田郡豊浦町（あぶたぐんとうようらちょう） 白老郡白老町（しらおいぐんしらおいちょう） 勇払郡厚真町（ゆうふつぐんあつまちょう） 虻田郡洞爺湖町（あぶたぐんとうやこちょう） 勇払郡むかわ町（ゆうふつぐんむかわちょう） 沙流郡日高町（さるぐんひだかちょう） 新冠郡新冠町（にいかっぶぐんにいかっぶちょう） 浦河郡浦河町（うらかわぐんうらかわちょう） 様似郡様似町（さまにぐんさまにちょう） 幌泉郡えりも町（ほろいずみぐんえりもちょう） 日高郡新ひだか町（ひだかぐんしんひだかちょう） 広尾郡大樹町（ひろおぐんたいきちょう） 広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう） 中川郡豊頃町（なかがわぐんとよころちょう） 十勝郡浦幌町（とかちぐんうらほろちょう） 釧路郡釧路町（くしろぐんくしろちょう） 厚岸郡厚岸町（あつけしぐんあつけしちょう） 厚岸郡浜中町（あつけしぐんはまなかちょう） 白糠郡白糠町（しらぬかぐんしらぬかちょう） 野付郡別海町（のつけぐんべつかいちょう） 標津郡標津町（しべつぐんしべつちょう） 目梨郡羅臼町（めなしぐんらうすちょう） 【青森県】 八戸市（はちのへし） 三沢市（みさわし）	

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
	むつ市（むつし） 東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち） 上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしよむら） 上北郡おいらせ町（かみきたぐんおいらせちょう） 下北郡風間浦村（しもきたぐんかざまうらむら） 下北郡佐井村（しもきたぐんさいむら） 三戸郡階上町（さんのへぐんはしかみちょう） 【岩手県】 宮古市（みやこし） 大船渡市（おおふなとし） 久慈市（くじし） 陸前高田市（りくぜんたかたし） 釜石市（かまいしし） 上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡山田町（しもへいぐんやまだまち） 下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう） 下閉伊郡田野畑村（しもへいぐんたのはたむら） 下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら） 九戸郡野田村（くのへぐんのだむら） 九戸郡洋野町（くのへぐんひろのちょう） 【宮城県】 仙台市（せんだいし） 石巻市（いしのまきし） 塩竈市（しおがまし） 気仙沼市（けせんぬまし） 名取市（なとりし） 多賀城市（たがじょうし） 岩沼市（いわぬまし） 東松島市（ひがしまつしまし） 亶理郡亶理町（わたりぐんわたりちょう） 亶理郡山元町（わたりぐんやまもとちょう） 宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち） 宮城郡七ヶ浜町（みやぎぐんしちがはままち） 宮城郡利府町（みやぎぐんりふちょう） 牡鹿郡女川町（おしかぐんおながわちょう） 本吉郡南三陸町（もとよしぐんみなみさんりくちょう）	

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
	【福島県】 いわき市（いわきし） 双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち） 相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち） 【静岡県】 静岡市（しずおかし） 沼津市（ぬまづし） 伊東市（いとうし） 富士市（ふじし） 磐田市（いわたし） 下田市（しもだし） 伊豆市（いずし） 賀茂郡東伊豆町（かもぐんひがしいずちょう） 【三重県】 鳥羽市（とばし） 志摩市（しまし）	
8月7日	【石川県】 金沢市（かなざわし） 【鹿児島県】 薩摩川内市（さつませんだいし） 曾於市（そおし） 霧島市（きりしまし） 始良市（あいらし）	8月7日、8日公表 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月10日	【福岡県】 福津市（ふくつし） 【山口県】 宇部市（うべし） 【熊本県】 熊本市（救助実施市）（くまもとし） 八代市（やつしろし） 玉名市（たまなし） 上天草市（かみあまくさし） 宇城市（うきし） 天草市（あまくさし） 下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち） 玉名郡玉東町（たまなぐんぎょくとうまち） 玉名郡長洲町（たまなぐんながすまち） 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち） 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）	9月8日公表 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、住家に一定数の被害が生じ、現に救助を必要としている。 8月10日、11日、14日公表 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
8月20日	【秋田県】 仙北市（せんぼくし）	8月20日公表 令和7年8月20日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
8月21日	【鹿児島県】 南さつま市（みなみさつまし）	8月28日公表 令和7年台風第12号に伴う災害により、住家に一定数の被害が生じ、現に救助を必要としている。
9月2日	【秋田県】 能代市（のしろし） 北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら） 南秋田郡五城目町（みなみあきたぐんごじょうめまち）	9月17日公表 令和7年9月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 9月2日公表 令和7年9月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
9月5日	【静岡県】 静岡市（しずおかし） 伊東市（いとうし） 島田市（しまだし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし） 御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし） 牧之原市（まきのはらし） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう）	9月5日公表 令和7年台風第15号等に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
9月12日	【三重県】 四日市市（よっかいちし）	9月13日公表 令和7年9月12日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
10月8日	【東京都】 島しょ利島村（とうしょとしまむら） 島しょ新島村（とうしょにいじまむら） 島しょ神津島村（とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村（とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村（とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町（とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村（とうしょあおがしまむら）	10月8日公表 令和7年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
11月18日	【大分県】 大分市（おおいたし）	11月19日公表 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
12月8日	【青森県】 八戸市（はちのへし） 三沢市（みさわし） むつ市（むつし） 上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち） 上北郡七戸町（かみきたぐんしちのへまち） 上北郡東北町（かみきたぐんとうほくまち） 上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら） 上北郡おいらせ町（かみきたぐんおいらせちょう） 下北郡大間町（しもきたぐんおおままち） 下北郡東通村（しもきたぐんひがしどおりむら） 三戸郡南部町（さんのへぐんなんぶちょう） 三戸郡階上町（さんのへぐんはしかみちょう） 【岩手県】 宮古市（みやこし） 大船渡市（おおふなとし） 久慈市（くじし） 陸前高田市（りくぜんたかたし） 釜石市（かまいしし） 上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡山田町（しもへいぐんやまだまち） 下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう） 下閉伊郡田野畑村（しもへいぐんたのはたむら） 下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら） 九戸郡野田村（くのへぐんのだむら） 九戸郡洋野町（くのへぐんひろのちょう）	12月9日公表 令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2026年 1月29日	【青森県】 青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） むつ市（むつし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 東津軽郡今別町（ひがしつがるぐんいまべつまち） 東津軽郡蓬田村（ひがしつがるぐんよもぎたむら） 東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち） 上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）	1月29日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
1月30日	西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）	1月30日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月2日	中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち） 南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち） 南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら） 北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち） 上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）	2月2日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2月3日	【秋田県】 能代市（のしろし） 大館市（おおだてし） 鹿角市（かづのし） 北秋田市（きたあきたし） 鹿角郡小坂町（かづのぐんこさかまち） 北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこ あにむら） 山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち）	2月3日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月4日	【山形県】 新庄市（しんじょうし） 最上郡舟形町（もがみぐんふながたまち） 最上郡鮭川村（もがみぐんさけがわむら）	2月4日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月5日	尾花沢市（おばなざわし） 北村山郡大石田町（きたむらやまぐんおお しだまち） 最上郡金山町（もがみぐんかねやままち） 最上郡最上町（もがみぐんもがみまち） 最上郡真室川町（もがみぐんまむろがわまち） 最上郡大蔵村（もがみぐんおおくらむら） 最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら） 西置賜郡小国町（にしおきたまぐんおぐにまち）	2月5日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月2日	【新潟県】 小千谷市（おちやし） 魚沼市（うおぬまし）	2月2日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2月3日	長岡市（ながおかし）	2月3日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

法適用日	災害救助法適用市町村	被害の状況等
2月4日	上越市（じょうえつし）	2月4日公表 令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

7. 2025年度機構団信保険の状況

独立行政法人住宅金融支援機構と当会の会員会社16社が締結している団体信用生命保険契約の2026年3月末保有残高等は以下のとおりであった。

なお、2017年10月より新機構団信制度の取り扱いが開始された。

機構団体信用生命保険制度

	機構団信	3大疾病付機構団信	合 計
人数（人）	550,378	32,296	582,674
保有残高（千円）	5,772,557,357	477,287,232	6,249,844,590
収入保険料（千円）	33,414,203	3,268,902	36,683,105
支払保険金（千円）	27,106,960	2,573,501	29,680,461

新機構団体信用生命保険制度

	新機構団信	新3大疾病付 機構団信	新機構団信 (死亡保障限定型)	合 計
人数（人）	303,905	57,147	706	361,758
保有残高（千円）	8,181,127,628	1,533,056,505	17,119,032	9,731,303,166
収入保険料（千円）	27,247,411	6,055,738	57,695	33,360,844
支払保険金（千円）	9,598,255	3,536,597	52,058	13,186,910

〔生命保険募集人等の教育〕

1. 業界共通教育課程試験等テキストのデジタル化

業界共通教育課程試験および継続教育制度のテキストは、従来は冊子で提供してきたが、ペーパーレス化推進のため、令和8年度（2026年度）版テキストより、デジタルブックで提供することとした。また、業界共通教育課程試験のデジタルブック代は、テキスト作成にかかる固定費（原稿料・デジタルブック作成費・当協会事務局の諸経費）を賄うため、業界共通教育課程試験の受験手数料を支払う際に合わせて必ず支払うこととした（継続教育制度のテキストは試験がない科目であるためデジタルブック代は生命保険会社が負担）。

2. 業界共通各課程試験

一般課程試験、専門課程試験、応用課程試験、変額保険販売資格試験、外貨建保険販売資格試験を毎月実施し、生命保険大学課程試験を5～6月・9～10月・1～2月に合計6科目実施した。業界共通教育課程試験の年度合計の数値は、次のとおり。

2025年度業界共通教育課程試験結果（年度計）

試験名	申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
一般課程試験	113,918人 (114,266人)	108,250人 (108,288人)	106,553人 (106,240人)	95.0% (94.8%)	98.4% (98.1%)
専門課程試験	101,616人 (94,461人)	91,273人 (84,614人)	63,520人 (65,116人)	89.8% (89.6%)	69.6% (77.0%)
応用課程試験	38,553人 (41,294人)	32,144人 (34,124人)	22,034人 (21,778人)	83.4% (82.6%)	68.5% (63.8%)
生命保険大学 課程試験	51,409人 (50,594人)	46,926人 (46,065人)	36,389人 (35,686人)	91.3% (91.0%)	77.5% (77.5%)
変額保険 販売資格試験	86,865人 (86,054人)	79,974人 (79,219人)	65,670人 (65,846人)	92.1% (92.1%)	82.1% (83.1%)
外貨建保険 販売資格試験	82,509人 (86,046人)	74,630人 (76,949人)	59,177人 (55,510人)	90.5% (89.4%)	79.3% (72.1%)

（注）（ ）内は前年度計の数値を示す。

3. トータル・ライフ・コンサルタントの認定

2025年度「トータル・ライフ・コンサルタント（略称TLC）」の称号認定について、各社から推薦のあった11,414人全員にトータル・ライフ・コンサルタントの称号を授与することとした。

トータル・ライフ・コンサルタントの内訳は、次のとおり。

2025年度トータル・ライフ・コンサルタント認定人数

職 種	人 数	占 有 率
営業職員	2,931人（2,734人）	25.7%（23.8%）
内務職員	993人（982人）	8.7%（8.5%）
代理店等	7,490人（7,770人）	65.6%（67.6%）
合 計	11,414人（11,486人）	100.0%（100.0%）

（注）（ ）内は前年度計の数値を示す。

4. 生命保険講座試験

生命保険講座の試験を、8～9月・10～11月・12～1月・1～2月に、合計8科目実施した。生命保険講座の年度合計の数値は、次のとおり。

2025年度生命保険講座試験結果（年度計）

科目名	申込者数	受験者数	合格者数	受験率	合格率
生命保険総論	6,188人 (5,877人)	5,832人 (5,491人)	5,287人 (4,910人)	94.2% (93.40%)	90.7% (89.4%)
生命保険計理	6,877人 (6,390人)	6,397人 (5,872人)	5,169人 (4,199人)	93.0% (91.9%)	80.8% (71.5%)
危険選択	6,026人 (5,502人)	5,608人 (5,148人)	5,258人 (4,626人)	93.1% (93.60%)	93.8% (89.9%)
約款と法律	6,194人 (6,026人)	5,737人 (5,593人)	5,027人 (4,549人)	92.6% (92.8%)	87.6% (81.3%)
生命保険会計	6,585人 (6,433人)	5,997人 (5,838人)	4,959人 (4,694人)	91.1% (90.8%)	82.7% (80.4%)
生命保険商品と 営業	5,904人 (5,415人)	5,456人 (5,023人)	5,154人 (4,474人)	92.4% (92.8%)	94.5% (89.1%)
生命保険と税法	6,610人 (6,389人)	5,988人 (5,826人)	4,452人 (4,740人)	90.6% (91.2%)	74.3% (81.40%)
資産の運用	6,184人 (6,028人)	5,580人 (5,445人)	4,548人 (4,618人)	90.2% (90.3%)	81.5% (84.8%)
合 計	50,568人 (48,060人)	46,595人 (44,236人)	39,854人 (36,810人)	92.1% (92.0%)	85.5% (83.2%)

（注）（ ）は前年度数値を示す。

5. 生命保険面接士試験

生命保険面接士制度は、アメリカのパラメディカル・イグザミネーション（医師による診査以外の選択方法）に範をとり、1973年に検定調査士制度として発足、1987年に改称され、現在に至っている。

生命保険面接士の業務に従事する者は、当協会が実施する業界統一試験に合格し、生命保険面接士としての認定を受けることが義務付けられている。

2025年度に実施した生命保険面接士試験の結果は、次のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率
第129回試験 (2025年9月3日)	309人	266人	86.1%

なお、近年、面接士扱い実施会社の減少や、当試験の受験者数減少が著しく、今後の制度のあり方について契約サービス委員会にて協議した結果、一定の経過期間を設けた上で本制度を収束することとし、2024年4月19日の理事会にて決定された。（試験は2026年9月（第130回）まで実施し、本制度は2032年3月末をもって収束）

6. 生命保険支払専門士試験

「不適切な保険金支払」等により、生命保険業界に対する契約者や社会からの信頼が揺らいでいたことから、適切な保険金等の支払管理態勢確保のため、各生命保険会社において様々な取組みを行ってきた。当協会としても、業界一丸となって迅速かつ適切な支払管理体制の確立に取り組む必要があるとの認識の下、検討を行った。

その結果、適切な支払管理態勢確保のためには、支払部門を支える人材の育成が重要であることから、各社の支払担当者の教育充実に向けた取組みに対する支援策の一つとして、2007年度より業界共通の試験制度である「生命保険支払専門士試験」を新たに創設・実施することとなった。

2025年度に実施した「生命保険支払専門士試験」の結果は、次のとおり。

試験実施日	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
2025年10月22日	1,823人	1,673人	91.8%	1,498人	89.5%

〔調査研究〕

1. 調査研究活動による報告書の作成等

調査研究の成果として、以下の報告書等を作成した。

- 欧米主要国における公的・職域・私的年金制度の仕組みやその動向、年金プロテクションギャップ縮小に向けた官民双方の取組み、生命保険業界における資産運用等に関する調査を実施し、2026年3月に会員会社へ共有した。
- 欧米主要国の「生命保険事業における監督規制」について、「外国会社」および「支払保証」に係る部分を改訂のうえ、2025年7月および2026年3月に全項目の最新版データを会員会社へ共有した。
- 2025年6月および12月に「保険業法関係法規集」・「保険業法施行規則別表・別紙様式」の最新版データを会員会社へ共有した。

2. 「保険INDEX」の発行

国内外の生命保険に係る情報提供の迅速性と利便性の向上を図るため、ニュース記事のタイトル、掲載記事のポイント、情報源へ直接アクセスできるホームページ・アドレスを掲載した情報誌「保険INDEX」は、2002年1月から毎週、会員会社等の希望者へ電子メールにより提供しており、2025年度は次のとおり提供した。

- No.1127（2025年4月3日）～No.1174（2026年3月26日）
- 配信先：約620名（2026年3月末、登録メールアドレス数）

3. 図書室

1913年3月開設。2025年4月、2014年より実施していた一般公開を収束し、会員会社向け図書室に運営を見直した。主に生命保険に係る書籍（法律、行政統計資料、社史、業界紙等）、国内外の保険関連文献・資料等を収集・所蔵しているが、2025年度における新規所蔵は、次のとおり。

- 購入図書：88冊
- 寄贈図書：24冊

〔国際対応〕

1. IFRS財団主催「統合思考・統合報告カンファレンス」への後援

当協会は、2025年4月3日に開催された、「統合思考・統合報告カンファレンス」の後援を行った。本カンファレンスではIFRS財団における主要メンバーに加え、国内外の官民関係者が一堂に会し、統合思考・統合報告に関する幅広いトピックに係る議論を行った。

当協会からは永島協会長が登壇し、「統合報告を活用したサステナビリティ開示に対する機関投資家の期待」をテーマに、約400兆円の総資産を保有する機関投資家の立場から、統合報告に係る生命保険業界の期待・取組みを紹介する講演を行った。

2. OLISセミナーへの参加

アジア生命保険振興センター（OLIS）とは、アジア諸国における生命保険に関する知見の深化と人材の育成を通じ、相互理解を深めることによって、生命保険事業の健全な発展に広く寄与することを目的として、国内外の研修等の事業を行う団体である。

2025年5月22日、アジア各国の生命保険会社や監督官庁等に所属する職員等を対象に東京にて「OLIS春季セミナー」が開催された。当協会からは国際部より職員1名が参加し、「超高齢社会における日本の生命保険ビジネス」をテーマにプレゼンテーションを行った。

2026年2月27日、カンボジア・プノンペンにて、カンボジア保険協会およびOLISが生命保険に関するセミナーを共催した。当協会からは国際部職員1名が参加し、カンボジア保険協会、保険会社の役職員等を対象に「人口動態」「超高齢社会に対する生命保険会社・協会の対応」等をテーマにプレゼンテーションを行った。

3. GFIA総会への参加

2025年6月4日、ベルギー・ブリュッセルにおいて、また11月12日、アルバニア・ティラナにおいて、国際保険協会連盟（GFIA）の総会が開催された。

ブリュッセル総会には、当協会からは佐々木副会長、国際部長が参加した。

当日は、会員関係の活動報告として、エミレーツ保険協会（EIF）の加盟の提案があり、異議なく承認された。また、会計担当執行委員の佐々木副会長より、2024年決算報告があり、異議なく承認された。

その他の議題として、GFIA事務局が作成中のレポート「保障への道筋：付保可能性に

おける課題を好機に変える」の内容について意見交換が行われた。また、GFIA活動の戦略的優先事項を整理した「GFIAプライオリティ」やステークホルダーに対してより積極的かつ効率的にアプローチしていく方針を示した「包括的なステークホルダー・エンゲージメント戦略」が報告され、活発な議論が行われた。

アルバニア総会には、当協会からは佐々木副会長の代理として、国際部長が参加した。

当日は、会員関係の活動報告として、キプロス保険協会（IAC）の加盟の提案があり、異議なく承認された。また、2025年予算状況および2026年予算案が説明され、異議なく承認された。

その他の議題として、2025年10月に公表されたレポート「保障への道筋：付保可能性における課題を好機に変える」について、メディア露出状況や関係者からの評価等の情報共有が行われた。また、ワシントンD.C.で開催されたローンチイベントを通じ、保険監督者国際機構（IAIS）や経済協力開発機構（OECD）等のハイレベルな参加者と意見交換を行ったことが報告された。戦略的議論においては、最新のステークホルダー・エンゲージメント戦略が提示された。IAIS、OECD、国際通貨基金（IMF）、世界銀行等の国際機関を主要なステークホルダーとして指定し、2026年に開催されるG20サミットを含む様々な国際イベントの機会をとらえて、如何にエンゲージメントを高めていくか等について議論が行われた。

4. OECD保険・私的年金作業部会（WPIP）保険会合への参加

OECD保険・私的年金作業部会（WPIP）は、2025年9月11日および2026年3月5日、フランス・パリで保険会合を開催した。当協会からは国際部の職員1名がオブザーバーとして参加した。

9月開催の会合では、「OECDグローバル保険市場レポート」「欧州の規制動向」「イタリア、ポルトガル、スペインの自然災害プロテクションギャップ」「地政学的分断の保険への影響」「ドイツの年金・投資ギャップ」「米国の保険業界におけるAI活用に関するモデル通達」「保険会社のガバナンス・ガイドラインに関するOECD勧告改訂」等について情報提供や意見交換を行った。

また、新たなプロジェクトとして「自然災害保険のプロテクションギャップの評価手法」「パラメトリック保険の機会とリスク」「脱炭素化に向けた投資とイノベーションの促進における保険の役割」「デジタル化と保険の将来」が提示された。

3月開催の会合において、共同議長が交代し、金融庁参与河合美宏氏に代わり、米国財務省連邦保険局（FIO）局長Steven Seitz氏が就任した。

また、「災害リスクに対する財政的保護：洪水、火災、その他の重大リスクに関する報告書」の発表のほか、「アイルランドの保険改革の2025～2029年行動計画」「日本のESR規制」「トルコの民間医療保険制度の規制改革」「英国のリース改革」「メキシコの自然災害リスクに対する財政的対策」「保険会社のガバナンス・ガイドラインに関するOECD勧告改訂」等について情報提供や意見交換を行った。

5. 太平洋保険会議（PIC）への参加

韓国生命保険協会（KLIA）は、2025年9月23日から25日にかけて、韓国・ソウルで太平洋保険会議（PIC）2025を開催した。当協会からは国際部の職員1名が参加した。

本会合は各国の経営幹部層が知見を共有することを目的として開催され、成長戦略、グローバル展開、資本管理、AIとテクノロジー、リスクと規制環境等をテーマに、基調講演やパネルディスカッションが行われた他、参加者同士におけるネットワーキングの機会が提供された。

6. 東アジア保険会議（EAIC）理事会の開催

当協会と日本損害保険協会は、2025年9月30日、東アジア保険会議（EAIC）の理事会を、グランドニッコー東京台場にて共同で開催した。東アジアの各地域から、約30名が参加し、翌年に予定しているEAIC東京大会の準備状況やEAICの今後の方向性等をテーマに活発な意見交換が行われた。理事会終了後には、各都市の代表理事との交流を深めることを目的として懇親会を開催し、総勢約70名が参加した。日本からは生損保業界より約40名が出席し、当協会からは佐々木副会長・宇田川理事が参加した。

7. FALIAセミナーへの参加

国際保険振興会（FALIA）とは、アジアを中心とする各国の保険会社、保険監督庁、業界団体等から研修生を日本に招へいし、保険会社や保険関係機関等の協力を得て、保険研修会を開催する等諸事業を行う団体である。

2025年11月5日～12日にかけて、アジアを主とする監督局、保険協会、民間保険会社の役員または部課長クラスを対象に東京にて「FALIAミドルマネジメントセミナー」が開催された。当協会からは国際部の職員1名が参加し、「日本における生保業界の概要」をテーマにプレゼンテーションを行った。

8. IAIS年次会合への参加

IAIS年次会合は、2025年11月13日から11月14日の2日間、アルバニア・ティラナで開催された。

年次会合初日の冒頭では、金融庁・三好金融国際審議官のIAIS執行委員会議長就任が発表され、新旧議長によるリーダーシップ・ダイアログが行われた。また、2026年以降の委員会体制等について説明がなされたほか、「国際的な協調の重要性」や「生命保険セクターにおける構造的変化」など、IAISの戦略計画に沿った主要テーマに関するディスカッションが行われた。

セッションの中では、各委員会の委員長から今後の優先事項が示された。主要リスクおよびトレンドに対するモニタリングおよび対応（MRC）や、基準策定における「再建計画と破綻処理」に関するガイダンス強化、さらにICS実施評価における既存ツールの地域横断型への拡張など、次期ワークプログラムに向けた具体的な活動方針が報告された。

さらに、会合2日目にはアルバニア首相が登壇し、社会のレジリエンス向上に向けた保険の貢献について発言があった。各セッションを通じ、複雑化するグローバルなリスク環境下において、監督当局間の連携およびステークホルダーとの関係深化を図り、保険セクターの健全性と社会的な役割を強化していく重要性が共有された。

〔総会・理事会等〕

1. 第12回定時社員総会

○2025年6月30日

（1）令和6（2024）年度事業報告および決算報告承認の件

令和6（2024）年度事業報告および決算報告案について、承認された。

2. 臨時社員総会

○2025年4月24日（みなし決議）

（1）役員補充選任の件

メットライフ生命の代表者の交代に伴う役員補充選任が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項および社員総会・理事会会議運営規則第7条（以下、一般法人法第58条第1項等）の規定で定める方法により行われ、理事として、メットライフ生命会長・社長ディルク・オステイン氏が選任され、2025年4月24日付で就任

することについて、承認された。

○2025年6月13日

(1) 役員補充選任の件

ライフネット生命からの定款第7条に定める代表者の変更届出に伴う役員補充選任が行われ、理事として、ライフネット生命保険社長横澤淳平氏が選任され、2025年6月22日付で就任することについて、承認された。

○2025年7月18日

[協議事項]

(1) 役員改選の件

任期満了に伴う役員改選が行われ、次のとおり選任され、即日就任承諾した。

理事 高田 幸徳（住友生命保険社長）

理事 隅野 俊亮（第一生命保険社長）

理事 田村 泰朗（太陽生命保険社長）

理事 安瀬 聖司（アクサ生命保険社長）

理事 古出 眞敏（アフラック生命保険社長）

理事 小川 靖子（エヌエヌ生命保険代表取締役専務）

理事 伊地知 剛（FWD生命保険社長）

理事 片岡 一則（オリックス生命保険社長）

理事 中村 望（カーディフ生命保険社長）

理事 ニコラ・ソヴァーヂュ

（クレディ・アグリコル生命保険代表取締役兼 CEO）

理事 高橋 薫（ソニー生命保険社長）

理事 久米 康樹（SOMP Oひまわり生命保険社長）

理事 浅野 収二（東京海上日動あんしん生命保険社長）

理事 朝日 智司（日本生命保険社長）

理事 渡部 毅彦（富国生命保険社長）

理事 間原 寛（プルデンシャル生命保険社長）

理事 三浦 章生（マニユライフ生命保険代表執行役ジェネラル・カウンセル）

理事 加治 資朗（三井住友海上あいおい生命保険社長）

理事 永島 英器（明治安田生命保険社長）

理事 ディルク・オステイン（メットライフ生命保険会長 社長 最高経営責任者）

理事 横澤 淳平（ライフネット生命保険社長）

理事 佐々木豊成（生命保険協会）
理事 藤戸 方人（生命保険協会）
理事 村路 光義（生命保険協会）
理事 駒田 勇人（生命保険協会）
理事 宇田川俊秀（生命保険協会）
監事 石島健一郎（朝日生命保険社長）
監事 篠原 秀典（SBI生命保険社長）
監事 杉山 蘭房（楽天生命保険社長）
監事 大武 和夫（弁護士）

[報告事項]

（１）2024年度の相談・苦情受付状況の件

生命保険相談所が2024年度において受け付けた相談・苦情の状況等について、報告があった。

○2025年12月25日（みなし決議）

（１）役員補充選任の件

クレディ・アグリコル生命の代表者の交代に伴う役員補充選任が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項および社員総会・理事会会議運営規則第7条（以下、一般法人法第58条第1項等）の規定で定める方法により行われ、理事として、クレディ・アグリコル生命CEOフィリップ・ドゥマンジャ氏が選任され、2025年12月25日付で就任することについて、承認された。

○2026年2月12日（みなし決議）

（１）役員補充選任の件

プルデンシャル生命の代表者の交代に伴う役員補充選任が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項および社員総会・理事会会議運営規則第7条（以下、一般法人法第58条第1項等）の規定で定める方法により行われ、理事として、プルデンシャル生命社長得丸博充氏が選任され、2026年2月12日付で就任することについて、承認された。

○2026年3月19日

[協議事項]

（１）令和8（2026）年度事業計画および収支予算書承認の件

令和8（2026）年度事業計画および収支予算書案について、承認された。

（２）役員補充選任の件

アクサ生命、ソニー生命および三井住友海上あいおい生命からの定款第７条に定める代表者の変更届出に伴う役員補充選任が行われ、理事として、アクサ生命保険社長クリストフ・アヴネル氏、ソニー生命保険社長坪田博行氏、三井住友海上あいおい生命保険社長赤木匡氏が選任され、2026年４月１日付で就任することについて、承認された。

３．理事会

○2025年４月18日

〔協議事項〕

（１）次期会長の内定の件

次期会長として高田副会長（住友生命）を内定することについて、承認された。

（２）2024年度「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」に係るフォローアップを踏まえた対応の件

フォローアップを踏まえ、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を更新することについて、承認された。

（３）代理店業務品質審査会委員の委嘱の件

代理店業務品質審査会委員について、以下の６名に委嘱することが承認された。

後藤 元 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）

洲崎 博史 （同志社大学大学院司法研究科教授）

坪田 郁子 （公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事）

永沢裕美子 （公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事、フォスター・フォーラム世話人）

幕田 英雄 （銀座中央法律事務所弁護士）

家森 信善 （神戸大学経済経営研究所教授）

（４）臨時社員総会の開催日程および議題の件

2025年６月13日に臨時社員総会を開催することについて、承認された。

〔報告事項〕

（１）保険教育コンテンツの認知度向上に向けた取組事項および今後の取組方針の件

保険教育コンテンツの認知度向上に向けた取組結果と今後の取組方針について、報告があった。

（２）代表理事および業務執行理事の職務の執行状況に関する報告の件

代表理事および業務執行理事の職務の執行状況について、報告があった。

(3) 裁定諮問委員会の開催状況の件

2025年3月4日に開催した裁定諮問委員会について、報告があった。

(4) 2024年度寄付の状況の件

2024年度寄付の状況について、報告があった。

(5) 委員会委員長等の審議会委員等への就任の件

全国銀行協会主催の「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」へ、財務委員長会社より委員を派遣することについて、報告があった。

(6) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2025年6月13日

[協議事項]

(1) 令和6（2024）年度事業報告および決算報告案の件

令和6（2024）年度事業報告および決算報告案を定時社員総会に諮ることについて、承認された。

(2) 次期副会長および委員会委員長の内定の件

社員代表者の次期副会長に隅野理事（第一生命）、田村理事（太陽生命）を内定することについて、承認された。また、次期委員会委員長の内定についても承認された。

(3) 認定個人情報保護団体業務規程の改正の件

認定個人情報保護団体業務規程の改正について、承認された。

(4) 第12回定時社員総会・臨時社員総会の開催日程および議題の件

第12回定時社員総会を2025年6月30日、臨時社員総会を同年7月18日に開催することおよびそれらの議題について、承認された。

(5) 令和7（2025）年度役員報酬の件

令和7（2025）年7月1日から令和8（2026）年6月30日までの役員報酬について、承認された。

[報告事項]

(1) マイナンバー制度（公的個人認証サービス）利活用促進に向けた取組み状況の件

マイナンバー制度（公的個人認証サービス）利活用促進に向けた取組みについて、報告があった。

(2) 「SR報告書2025」の作成の件

「SR報告書2025」について、報告があった。

(3) 自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組みの件

Value Upアンケートの結果（対外公表版と詳細版）について、報告があった。

(4) お客さま本位推進会議の活動状況の件

お客さま本位推進会議の活動について、報告があった。

(5) 令和6（2024）年度「生命保険意見交換会」等で寄せられた意見・要望・質問等の件

令和6（2024）年度「生命保険意見交換会」等の場で寄せられた意見・要望・質問等の内容について、報告があった。

(6) 令和6（2024）年度資産運用・管理状況および退職給付引当資産積立状況の件

令和6（2024）年度資産運用・管理状況および退職給付引当資産積立状況について、報告があった。

(7) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2025年7月18日

[協議事項]

(1) 会長・副会長の選定等の件

任期満了に伴う新会長の選定について、2025年4月18日の理事会で内定したとおり、高田理事（住友生命）の就任が承認された。

副会長の選定については、同年6月13日の理事会で内定した隅野理事（第一生命）および田村理事（太陽生命）、ならびに佐々木理事（協会）および藤戸理事（協会）の就任が承認された。

また、代表理事として高田会長（住友生命）、隅野副会長（第一生命）、佐々木副会長（協会）および藤戸副会長（協会）が、業務執行理事として村路理事・事務局長、駒田理事および宇田川理事が選定された。

(2) 委員会委員長の委嘱の件

委員会委員長について、2025年6月13日の理事会で内定したとおり委嘱することが承認された。

一般委員会	高尾 延治	（住友生命 執行役常務）
業務委員会	鹿島紳一郎	（日本生命 常務執行役員）
財務委員会	飯田 貴史	（第一生命 取締役常務執行役員）
企業保険委員会	山川 真哉	（明治安田生命 常務執行役）
情報システム委員会	黒田 潤	（第一生命 常務執行役員）
経理委員会	渡部 仁	（日本生命 執行役員）
契約サービス委員会	栄森 剛志	（住友生命 取締役 代表執行役専務）

(3) 役員の兼職等の件

永島前会長が兼職していた団体の役員等に、引き続き高田会長が就任することについて、承認された。

(4) 令和 8 (2026) 年度税制改正要望の件

令和 8 (2026) 年度税制改正要望は、重点要望 2 項目、その他の要望 7 項目の計 9 項目とし、重点要望項目として、生命保険料控除制度の拡充、および企業年金制度等の積立金にかかる特別法人税の撤廃または課税の停止措置の延長を要望することについて、承認された。

(5) 「代理店業務品質評価運営」に関する費用負担のあり方見直しの件

「代理店業務品質評価運営」に関する費用負担のあり方見直しにあたって、本運営にかかる繰入・充当を行うための特定資産として「代理店業務品質評価運営資金」を新設するため、特定資産管理規則を改正することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 法令等遵守責任者等資格試験の創設の件

2024年12月25日に公表された「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書を踏まえ、法令等遵守責任者等資格試験を創設し、制度設計の詳細は業務委員会にて継続検討することについて、報告があった。

(2) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2025年 9 月 19 日

[協議事項]

(1) 裁定諮問委員会委員の委嘱の件

裁定諮問委員会委員の沖野議長の辞任に伴い、北海道大学の山本哲生教授を委員として委嘱することが承認された。また、8月27日に開催された裁定諮問委員会において、後任の議長として畑委員が選任された。

(2) 「Well-beingシンポジウム（仮称）」の開催の件

「Well-beingシンポジウム（仮称）」を開催することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドラインの新設等の件

2025年 8 月 28 日付の監督指針の改正を踏まえ、「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」の新設、および「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」の改正について、報告があった。

(2) 令和 7 (2025) 年度女性の活躍推進に向けた取組みの件

令和 7 (2025) 年度女性の活躍推進に向けた取組みについて、報告があった。

(3) 生命保険会社の社会貢献活動のPR強化による業界イメージの向上策の件

生命保険会社の社会貢献活動のPR強化による業界イメージの向上策について、報告があった。

(4) 生命保険募集人の呼称公募の件

生命保険募集人の呼称の一般公募を行うことについて、報告があった。

(5) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2025年11月21日

[協議事項]

(1) 代理店業務品質評価業務規程の改正の件

代理店業務品質評価業務規程の第31条および関連条文を改正することについて、承認された。

[報告事項]

(1) 代表理事および業務執行理事の職務の執行状況に関する報告の件

代表理事および業務執行理事の職務の執行状況について、報告があった。

(2) 令和7（2025）年度上期の資産運用状況の件

令和7（2025）年度上期の資産運用状況について、報告があった。

(3) 令和7（2025）年度上期の予算執行状況報告および予備費充当状況の件

令和7（2025）年度上期の予算執行状況報告および予備費充当状況について、報告があった。

(4) 裁定諮問委員会の開催状況の件

2025年8月27日に開催した裁定諮問委員会の開催状況について、報告があった。

(5) 委員会委員長等の審議会委員等への就任の件

経済産業省主催の「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」へ、財務委員長会社より委員を派遣することについて、報告があった。

(6) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2026年2月20日

[協議事項]

(1) 令和8（2026）年度事業計画および収支予算書案の件

令和8（2026）年度事業計画および収支予算書を社員総会に諮ることについて、承認された。

- (2) システム開発等に関する中長期計画・年度計画（案）の件
システム中長期計画・年度計画について、承認された。
- (3) 令和 8（2026）年度以降の社会貢献活動の取組み（次期 3 ヶ年計画）の件
令和 8（2026）年度から令和10（2028）年度の社会貢献活動 3 ヶ年計画について、承認された。
- (4) EAIC2026東京大会の検討状況の件
EAIC2026東京大会の次年度予算、暫定プログラムおよび業界参加者数の目標について、承認された。
- (5) 代理店業務品質評価業務規程の改正の件
代理店業務品質評価業務規程の改正について、承認された。
- (6) 「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」の改正の件
「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」の改正について、承認された。
- (7) 役員の兼職団体に対する寄付金の件
高田会長が財界募金実行委員会委員、藤戸副会長が評議員に就任している一般財団法人スポーツ振興資金財団および藤戸副会長が理事に就任している公益財団法人日本対がん協会に対して寄付を行うことについて、承認された。
- (8) 役員の兼職の件
高田会長が第60回アジア開発銀行年次総会愛知・名古屋の支援実行委員会特別顧問に就任することについて、承認された。
- (9) 協会事務局 共同システム室の改組の件
「共同システム室」を「システム統括部」に改組し、「総務部事務局システムグループ」をシステム統括部に移管することについて、承認された。
- (10) 臨時社員総会の開催日程および議題の件
2026年 3 月19日に臨時社員総会を開催することおよびその議題について、承認された。

[報告事項]

- (1) 令和 8（2026）年度税制改正要望の件
令和 8（2026）年度税制改正要望項目の実現状況について、報告があった。
- (2) 「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」の作成の件
「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」を作成したことについて、報告があった。
- (3) 生命保険協会の意見表明の件
生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

○2026年3月19日

〔協議事項〕

(1) 委員会委員長の一部委嘱替えの件

2026年4月1日付で企業保険委員会委員長および契約サービス委員会委員長の委嘱替えを次のとおり行うことについて、承認された。

企業保険委員会委員長 佐藤 光信（明治安田生命 執行役員常務）

契約サービス委員会委員長 竹中 幸一（住友生命 執行役常務）

(2) 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組の件

生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組をまとめたレポートについて、承認された。

(3) 裁定審査会委員の委嘱の件

2026年4月1日付で次の2名を裁定審査会委員に委嘱することについて、承認された。

弁護士委員 松本佐弥香（松本総合法律事務所）

生命保険協会 本田 賀信（生命保険相談室）

(4) 役員の兼職の件

藤戸副会長が伊勢神宮式年遷宮奉賛会の評議員に就任することについて、承認された。

(5) 役員賠償責任保険への加入の件

役員賠償責任保険への加入について、承認された。

〔報告事項〕

(1) 協会ホームページにおける「会員各社の社会貢献に対する取組み」ページの新設の件

協会ホームページにおける「会員各社の社会貢献に対する取組み」ページの新設について、報告があった。

(2) 生命保険協会の意見表明の件

生命保険協会として行った意見表明について、報告があった。

4. 2026年新年賀詞交歓会の開催

2026年1月5日、経団連会館において新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、金融庁ほか行政関係者、関係団体、学識者、国会議員、生命保険各社役職員等698名が出席し、新年の賀詞交歓を行った。

5. 2025年度全国地方事務局長会議の開催

2026年3月9日および10日、全国の地方事務局長のほか、当協会本部および生命保険文化センターの役職員の出席のもと、2025年度全国地方事務局長会議を開催した。

第1日目は、高田協会長の挨拶、藤戸副会長の講話、生命保険文化センターの小原代表理事の挨拶、当協会本部各部室および生命保険文化センターの業務連絡、退任事務局長の挨拶等を行った。

第2日目は、3つの分科会に分かれての情報交換や意見交換、駒田理事の閉会挨拶等を行った。

〔その他〕

1. 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新について公表

当協会では、会員会社における営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を後押しするため、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」（以下「本着眼点」という。）を策定・公表し、会員会社における態勢整備に資する取組みを進めてきた。

2025年度においては、各社に対するアンケート等を通じて確認した各社の取組状況や運用上の課題等を踏まえ、4月18日、「本着眼点」を更新・公表した。

今般の更新では、共有された会員各社の新たな取組みを「参考となる取組例等」に追加した。また、営業職員チャネルを有する会員各社の代表者による意見交換会を開催し、本着眼点を参考としつつ、自社のリスクを踏まえた態勢強化に継続的に取り組む必要があることを確認するとともに、取組みを進める中での運用上の課題等を共有した。

詳細は、URL（https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20250418_2.pdf）参照。

2. 「SR報告書2025」を発行

生命保険事業が国民生活の安定・向上に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であることから、当協会における社会的責任（SR:Social Responsibility）に関する活動をステークホルダーに広くお知らせするため、2007年以降、「生命保険協会 SR報告書」を毎年作成・公表している。

2025年は、「生命保険協会 SR報告書2025」を、同年6月13日に理事会に報告後、対外発表した。

2025年版では、行動規範に即して、「お客さま本位の行動」、「コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動」および「社会的責任に基づく行動」の3つの観点から、当協会の各事業・活動等についてまとめている。また、地域社会に根差した活動をまとめたページを新設した。

冊子は消費者行政、消費者団体、マスコミ、一般消費者等へ幅広く配布するとともに、当協会ホームページにも掲載し、当協会の諸事業・諸活動の理解促進を図っている。

3. 「2024年度生命保険協会会報」を作成

2025年9月、「1. 顧客本位の業務運営の推進」、「2. 国民一人ひとりの豊かな人生の実現に向けた取組み」、「3. 持続可能な社会の実現に向けた取組み」の3点を軸とした取組み、関係省庁のパブリックコメント等に対する意見提出、IAIS（保険監督者国際機構）等への意見提出、2025年度税制改正要望活動等、様々な意見表明・要望等の1年間の協会活動を収録した「2024年度生命保険協会会報」を作成し、会員会社等に配布するとともにホームページに掲載した。

4. 「生命保険の動向2025年版」を作成

2025年11月、標記資料を作成し、ホームページに掲載した。

また、英訳版を「Life Insurance Fact Book（2025）」として英語版ホームページに掲載した。

5. 「生命保険事業概況（CD-ROM）2024年度版」を発行

2025年12月、上記4. の内容を併せて掲載している標記資料を作成、発行した。

6. 「昭和100年」関連施策の一環として、「昭和時代の生命保険事業について」を公表

当協会では、「昭和100年」関連施策の一環として、昭和時代における生命保険事業の取組みをまとめた資料「昭和時代の生命保険事業について」を作成した。

本資料は、昭和時代における生命保険事業の歩みや、生命保険業界における主な取組み等を整理したものである。

当協会は、1月5日、本資料をホームページに公表し、生命保険事業に対する理解促進に資する情報発信を行った。

詳細は、URL (<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/showa100/>) 参照。

7. 女性の更なる活躍推進に向けた取組み～「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」を公表

当協会では、生命保険業界における女性の更なる活躍推進に向けた取組みの一環として、業界内のアンコンシャス・バイアス解消および仕事と介護の両立支援に関する取組みを実施した。

具体的には、業界内のアンコンシャス・バイアス解消を目的として、会員会社および協会の職員向けにアンケートを実施し、その結果を取りまとめた「アンコンシャス・バイアス調査報告書」を作成・公表した。

また、業界内における仕事と介護の両立支援に関する現状把握および今後の取組みの推進に資するため、「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」を作成・公表した。加えて、会員会社の女性管理職候補者を対象とした講演会・ネットワーキングイベントを開催し、業界横断での意識醸成およびネットワーク形成を図った。

当協会は、2月20日、これらの調査報告書を公表し、生命保険業界における女性の更なる活躍推進に向けた取組みを進めた。

詳細は、URL (<https://www.seiho.or.jp/activity/women/>) 参照。

8. LINC基盤更改

生保共同センター（LINC）では、2026年3月に生命保険募集人登録システムの更改を実施した。

この更改では、従来の同システム基盤の保守切れに伴う機器・ソフトウェアの更改とともに、端末アプリケーションの64bit化と機能改善を実施した。

2024年度から検討・開発に着手、2026年3月23日に本稼動を開始した。

9. 情報セキュリティ対策の向上に向けた取組み

生命保険業界では、国民生活や社会経済活動を支える重要インフラの情報セキュリティ対策の向上を図るため、生命保険セプター（*1）を組織し、サイバー攻撃を含むIT障害対応等に関して、国家サイバー統括室（以下、NCO）をはじめとする政府機関や他重要インフラセプターとの情報共有を推進することを通じて、障害の未然防止・被害拡大防止・再発防止を図っている。

（*1）セプターとは、重要インフラ分野毎に整備された情報共有・分析機能の呼称。金融分野では、銀行等、証券、生命保険、損害保険、資金決済の5つのセプターがある。

（1）「セプターカウンスル」

生命保険セプターは、重要インフラ各分野のセプターが連携して組織する「セプターカウンスル」の会議（総会、運営委員会、ワーキンググループ等）に参加し、サイバー攻撃を含むIT障害対応等に関する情報共有を推進するとともに、NCOおよび生命保険業界の所管省庁である金融庁から生命保険セプターに提供されるサイバー攻撃等に関する情報について、生命保険セプター事務局である当会から生命保険各社に速やかな連携を行うことを通じて、障害の未然防止・被害拡大防止・再発防止を図った。

加えて、情報共有体制の維持・向上への取組みとして、NCO・金融庁・当会・生命保険セプター各社間における情報連携訓練「CEPTOAR訓練」（2025年11月4日）を実施するとともに、サイバーセキュリティ対策強化への取組みとして、NCO主催「全分野一斉演習」（2025年11月12日）に当会および生命保険各社が参加した。

（2）「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」

金融庁は、金融分野に広範な影響を及ぼし得る事象（重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃、大規模なIT障害等）が発生した場合に、金融機関等の被害の状況及び対応状況等を収集し、速やかな情報連携に繋げることを目的として、日本銀行、金融情報システムセンター（FISC）、金融ISAC、日本取引所グループ、金融分野の各セプターと連携する「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」を設けており、生命保険セプターも同会議に参画している。

Ⅱ 生保各社の動向

〔合併・組織変更等〕

＜社名変更＞

イオン・アリアンツ生命

イオン・アリアンツ生命は、2025年10月1日より、明治安田トラスト生命に商号（社名）を変更した。

〔本社の移転〕

T&Dフィナンシャル生命

2025年9月16日付で、本社を次のとおり移転した。

（新）東京都港区芝浦一丁目1番1号 BLUE FRONT SHIBAURA TOWER S

（旧）東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング

大樹生命

2025年12月1日付で、本社を次のとおり移転した。

（新）東京都港区東新橋一丁目5番2号

（旧）東京都千代田区大手町二丁目1番1号

楽天生命

2026年3月23日付で、本社を次のとおり移転した。

（新）東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー

（旧）東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天クリムゾンハウス青山

〔社長の交代〕

SOMPOひまわり生命

2025年4月1日付で大場康弘代表取締役社長が取締役会長に就任されたことに伴い、久米康樹取締役副社長執行役員が代表取締役社長に就任された。

久米康樹氏の略歴は次のとおり。

1995年3月 東京大学文学部卒業

同年4月 安田火災海上保険入社

2016年10月 SOMPOホールディングス 介護・ヘルスケア事業部
特命部長（兼）SOMPOケア 取締役 社長室長
2020年 1月 SOMPOホールディングス 経営企画部長
2022年 4月 SOMPOホールディングス
介護・シニア副事業オーナー 執行役員（兼）
SOMPOケア 取締役
2023年10月 エヌ・デーソフトウェア 取締役
2024年 4月 SOMPOひまわり生命保険 取締役
2025年 1月 SOMPOひまわり生命保険 取締役副社長執行役員
同年 4月 代表取締役社長



大樹生命

2025年 3月31日付で吉村俊哉代表取締役社長社長執行役員が退任されたことに伴い、4月1日付で原口達哉代表取締役副社長執行役員が代表取締役社長社長執行役員に就任された。

原口達哉氏の略歴は次のとおり。

1989年 東京大学経済学部卒業、日本生命入社
2011年 3月 同社主計部長
2014年 3月 同社愛知東支社長
2017年 3月 同社執行役員
2021年 3月 同社常務執行役員
同年 4月 同社執行役員（ニッセイ情報テクノロジー代表取締役副社長）
2022年 3月 同社常務執行役員
2024年 3月 大樹生命 代表取締役副社長執行役員
2025年 4月 同社代表取締役社長社長執行役員



太陽生命

2025年 4月 1日付で副島直樹代表取締役社長が代表取締役会長に就任されたことに伴い、田村泰朗代表取締役専務執行役員が代表取締役社長に就任された。

田村泰朗氏の略歴は次のとおり。

1987年 東京大学文学部卒業、太陽生命入社
2006年 四日市支社長
2009年 3月 総合リスク管理部長
同年 7月 企画部長
2014年 執行役員企画部長



2015年 取締役執行役員企画部長
2017年 取締役常務執行役員
2020年 取締役専務執行役員
2024年 代表取締役専務執行役員
2025年 4 月 代表取締役社長

東京海上日動あんしん生命

2025年 3 月31日付で川本哲文取締役社長が退任されたことに伴い、4月1日付で浅野收二氏が取締役社長に就任された。

浅野收二氏の略歴は次のとおり。

1988年 東京大学法学部卒業、東京海上火災保険入社
2013年 東京海上日動火災保険 名古屋営業第一部長
2015年 公務第一部長
2016年 理事 公務第一部長
2018年 執行役員 東京中央支店長
2019年 執行役員 営業企画部長
2021年 常務執行役員
2024年 東京海上アシスタンス 取締役社長
2025年 東京海上日動あんしん生命保険 取締役社長



日本生命

2025年 4 月 1 日付で清水博代表取締役社長社長執行役員が代表取締役会長に就任されたことに伴い、朝日智司代表取締役副社長執行役員が代表取締役社長社長執行役員に就任された。

朝日智司氏の略歴は次のとおり。

1987年 京都大学経済学部卒業、日本生命入社
2008年 総合企画部担当部長
2013年 東京中央総合支社長
2014年 執行役員東京中央総合支社長
2017年 取締役執行役員お客様サービス本部長
2018年 取締役常務執行役員お客様サービス本部長
2021年 取締役専務執行役員
2023年 代表取締役副社長執行役員
2025年 4 月 代表取締役社長社長執行役員



富国生命

2025年4月1日付で米山好映代表取締役社長社長執行役員が取締役会長に就任されたことに伴い、渡部毅彦取締役専務執行役員が代表取締役社長社長執行役員に就任された。

渡部毅彦氏の略歴は次のとおり。

1986年 新潟大学 法学部卒業、富国生命入社

1990年 筑波大学大学院 経営政策科学研究科修了（経済学修士）

2009年 財務企画部長

2016年4月 執行役員 財務企画部長

同年7月 取締役 執行役員 財務企画部長

2019年 取締役 執行役員

2020年 取締役 常務執行役員

2024年 取締役 専務執行役員

2025年4月 代表取締役社長 社長執行役員



マニユライフ生命

2025年5月1日付でブノワ・メスレ取締役代表執行役社長が退任されたことに伴い、ライアン・シャーランド氏が取締役代表執行役社長に就任された。

ライアン・シャーランド氏の略歴は次のとおり。

2003年 トロント大学保険数理学部卒業、

マニユライフ・フィナンシャル・コーポレーション入社

2012年1月 マニユライフ・ファイナンシャル・

アジア・リミテッドにおいてチーフ・リスク・オフィサー

2014年 フィリピンの最高経営責任者

2019年 インドネシアの最高経営責任者

2025年5月 マニユライフ生命の取締役代表執行役社長



ライフネット生命

2025年6月22日付で森亮介代表取締役社長が退任されたことに伴い、横澤淳平氏が代表取締役社長に就任された。

横澤淳平氏の略歴は次のとおり。

2003年 東邦大学理学部卒業、NTTデータネッツ株式会社

（現 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー）入社

2008年5月 ライフネット生命保険株式会社入社

2018年4月 営業本部 KDDI事業部長



2021年 4 月 執行役員 システム戦略本部長
2021年 6 月 取締役 執行役員
2024年 6 月 上級執行役員
2025年 6 月 代表取締役社長

みどり生命

2025年 6 月26日付で安達代表取締役社長が取締役副会長に就任されたことに伴い、豊福和人取締役が代表取締役社長に就任された。

豊福和人氏の略歴は次のとおり。

1983年 山口大学経済学部経営学科卒業、三井生命入社
2000年 湘南支社長
2012年 執行役員中国・四国営業本部長
2014年 4 月 常務執行役員営業戦略統括本部長
2016年 三生ビル管理株式会社代表取締役社長
2023年 みどり生命入社
2024年 取締役
2025年 6 月 代表取締役社長



ジブラルタ生命

2025年 7 月 1 日付で、添田毅司氏が代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）を退任されたことに伴い、蕪木広義氏が同役職に就任された。

蕪木広義氏の略歴は次のとおり。

2000年 3 月 千葉大学理学部卒業
2002年 3 月 千葉大学大学院自然科学研究科卒業
同年 4 月 第一生命保険相互会社 入社
2005年 8 月 アーンスト アンド ヤング・フィナンシャルサービス
株式会社 入社
2008年 6 月 ジブラルタ生命保険株式会社 入社
2018年 7 月 執行役員兼チーフ・アクチュアリー
2019年 6 月 取締役執行役員兼チーフ・アクチュアリー
2023年 3 月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
シニアオフィサー兼チーフ・アクチュアリー
2025年 7 月 ジブラルタ生命保険株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）



明治安田トラスト生命

2025年7月1日付で野口俊哉代表取締役社長が退任されたことに伴い、長沼晋弘氏が代表取締役社長に就任された。

長沼晋弘氏の略歴は次のとおり。

1985年 慶応義塾大学商学部卒業、

明治生命（現 明治安田生命）入社

2013年4月 総合法人第五部長

2016年4月 総合法人第一部長

2019年4月 理事 金融法人部長

2024年4月 明治安田ライフプランセンター 取締役専務執行役員

2025年7月 イオン・アリアンツ生命（現 明治安田トラスト生命）代表取締役社長



クレディ・アグリコル生命

2025年12月10日付でニコラ・ソヴァーデュ代表取締役CEOが退任されたことに伴い、フィリップ・ドゥマンジャ氏が代表取締役CEOに就任された。

フィリップ・ドゥマンジャ氏の略歴は次のとおり。

1995年 AXA SIME シンガポール

1997年 AXAグループ（パリ）

2001年 AXAフランス・エンタープライズ（パリ）

2008年 Baominh Insurance Corporation（ベトナム）

2011年 AXA Creditor Services（シンガポール）リージョナルヘッド

2014年 AXA Assistance Singapore and Malaysia（シンガポール）CEO

2017年 AXA Partners（タイ・バンコク）CEO

2018年 Europ Assistance Southeast Asia（タイ・バンコク）CEO

2025年9月 クレディ・アグリコル生命シニア・エグゼクティブ・アドバイザー

同年12月 代表取締役 CEO



プルデンシャル生命

2026年2月1日付で間原寛代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）が退任されたことに伴い、得丸博充取締役（非常勤）が代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）に就任された。

得丸博充氏の略歴は次のとおり。

1994年 大東文化大学経済学部卒業、株式会社千葉興業銀行入社

2003年 アリコジャパン入社

2005年 ジブラルタ生命入社
 2009年 金融法人企画チームリーダー
 2010年 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命
 金融法人企画チームリーダー
 2011年 バイス・プレジデント
 2013年 執行役員
 2021年 執行役員常務営業統括本部長
 2022年 4月 取締役兼執行役員常務営業統括本部長
 同年 7月 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）
 2026年 1月 プルデンシャル生命取締役（非常勤）
 同年 2月 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）



プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

2026年 2月 1日付で得丸博充代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）が退任されたことに伴い、川本亮取締役兼執行役員常務兼営業統括本部長が代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）兼営業統括本部長に就任された。

川本亮氏の略歴は次のとおり。

2002年 法政大学法学部卒業、
 三井不動産住宅サービス株式会社入社
 2003年 ピーシーエー生命入社
 2006年 三井住友海上メットライフ生命入社
 2007年 三井生命入社
 2009年 ジブラルタ生命入社
 2014年 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命転籍
 2017年 業務開発チームリーダー
 2019年 バイス・プレジデント
 2022年 執行役員
 2024年 執行役員常務兼営業統括本部長
 2026年 1月 取締役兼執行役員常務兼営業統括本部長
 同年 2月 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）兼営業統括本部長



ニッセイ・ウェルス生命

2026年 3月 24日付で舘誠一代表取締役社長 社長執行役員が退任されたことに伴い、3月 25日付で岩崎貢氏が代表取締役社長 社長執行役員に就任された。

岩崎貢氏の略歴は次のとおり。

1989年 神戸大学経済学部卒業、日本生命保険相互会社 入社
2010年 東海営業本部都心開発室長 兼 東海法人市場部長
2012年 株式部長
2015年 法人営業推進部長 兼 法人情報センター長
兼 金融法人本部担当部長 兼 首都圏営業本部担当部長
2017年 執行役員 法人営業推進部長 兼 法人情報センター長
兼 金融法人本部審議役 兼 首都圏営業本部審議役
2018年 執行役員 法人営業企画部長
2019年 執行役員 金融法人本部長
2020年 執行役員 金融法人本部長 兼 代理店営業副本部長
2021年 常務執行役員 本店法人営業本部長
2024年 専務執行役員 法人第一営業本部長 兼 法人第三営業本部長
2025年 専務執行役員 法人第一営業本部長
2026年 3月 ニッセイ・ウェルス生命 代表取締役社長 社長執行役員



〔叙勲・褒章〕

政府は、2025年4月29日付で2025年春の叙勲受章者を発表した。生保関係からは元FWD富士生命社長友野紀夫氏が旭日小綬章を受章した。

受章者の略歴は、次のとおり。

友野紀夫氏（ともの のりお）

1954年6月24日生まれ

1977年 岡山大学法文学部卒業、千代田生命入社

2001年 取締役

2006年 エイアイジー・スター生命取締役

2007年 代表取締役社長

2012年 ジブラルタ生命取締役副会長

2013年 2月 富士生命代表取締役社長 兼 COO

2013年 4月 AIG富士生命代表取締役社長 兼 COO

2017年 FWD富士生命代表取締役社長 兼 CEO

2019年 代表取締役社長 兼 CEO 兼 カントリーマネージャー

2021年 1月 カントリーマネージャー

2021年 9月 退任



Ⅲ 審議会・行政および関係団体等の動向

〔審議会・行政等の動向〕

1. 金融審議会の開催状況

金融審議会は、1998年8月6日開催の第1回総会以後、2026年2月3日まで56回開催されている。

2025年度の開催状況は以下のとおりである。

(1) 金融審議会総会

○第55回総会：2025年6月25日（第43回金融分科会との合同会合）

＜議題＞

- ① 挨拶及び諮問
- ② 討議

＜内 容＞

- ① 井藤長官より挨拶後、加藤金融担当大臣からの「暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討」、「不公正取引規制の強化等に関する検討」、「企業情報の開示のあり方に関する検討」、および「地域金融力の強化に関する検討」について諮問。諮問事項について、事務局より補足説明。
- ② 意見交換の後、諮問事項はそれぞれワーキング・グループを設置することとし、「暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討」を行うワーキング・グループの座長は森下専門委員、「不公正取引規制の強化等に関する検討」および「企業情報の開示のあり方に関する検討」を行うワーキング・グループの座長は神作会長、「地域金融力の強化に関する検討」を行うワーキング・グループの座長、また、4つのワーキング・グループのメンバーおよび名称等は神作会長一任とした。

○第56回総会：2026年2月3日（第44回金融分科会との合同会合）

＜議題＞

- ① 挨拶
- ② 諮問事項にかかる報告
- ③ 討議

＜内 容＞

- ① 井藤長官より挨拶後、「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告書、「市場制度ワーキング・グループ」報告書、「サステナビリティ情報の開示と保証に関するワーキング・グループ」報告書、

および「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書について、事務局より説明。

- ② 意見交換の後、5つのワーキング・グループの報告書について、金融審議会として了承した。

(2) 金融審議会金融分科会

- 第43回金融分科会：2025年6月25日（第55回総会との合同会合）

＜議題＞ 前掲

＜内容＞ 前掲

- 第44回金融分科会：2026年2月3日（第56回総会との合同会合）

＜議題＞ 前掲

＜内容＞ 前掲

開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html）参照。

2. 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況

2025年度における開催状況および議事の概要は次のとおり。

- 第68回：2025年6月23日

＜議事概要＞

- (1) 各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和6年度）について

事務局から、令和6年度の各指定紛争解決機関の業務実施状況について概要報告があった。

- (2) ADR機関の連携について

指定紛争解決機関から、ADR機関の連携について説明があり、その後質疑応答および意見交換が行われた。

- (3) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について

- (4) 「金融ADR連絡協議会（第42回～43回）」の概要報告について

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/gijiroku/20250623.html）参照。

- 第69回：2026年2月26日

＜議事概要＞

- (1) 各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和7年度上半期）について

事務局から、令和7年度上半期の各指定紛争解決機関の業務実施状況について概要報告があった。

- (2) 利用者にとって納得感のある手続実施に向けた指定紛争解決機関の取組について

指定紛争解決機関から、利用者にとって納得感のある手続実施に向けた取組につい

て説明があり、その後質疑応答および意見交換が行われた。

(3)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について

(4)「金融ADR連絡協議会（第44回～45回）」の概要報告について

金融トラブル連絡調整協議会の開催状況の詳細は、URL（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/gijiroku/20260226.html）参照。

3. 金融庁、「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」を更新

2017年2月14日、金融庁では、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表することとした。

以下の通り、2025年6月13日に開催された生命保険協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 監督指針改正について

○金融庁では、損害保険業における保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案を受け、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」を開催し、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現することにより、保険に対する信頼の確保と健全な発展を図るための必要な方策について検討を行ってきた。

○有識者会議やワーキング・グループの報告書で提言された内容や、保険会社や保険代理店において相次いで発覚している情報漏えい事案への対応等のため、2025年5月12日に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表し、パブリックコメントを開始した。公表した監督指針の改正案に関する御意見は、2025年6月13日まで受け付けている。

(参考) 今回の主な改正内容

- ・ 損害保険会社による保険代理店に対する指導等の実効性の確保
- ・ 保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止
- ・ 保険代理店等に対する不適切な出向の防止
- ・ 代理店手数料の算出方法適正化
- ・ 顧客等に関する情報管理態勢の整備
- ・ 政策保有株式の縮減
- ・ 仲立人の媒介手数料の受領方法の見直し

- 監督指針の改正案については、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて最終化する予定であるが、生命保険協会・会員会社においては、改正後の監督指針の内容も踏まえつつ、更なる顧客本位の業務運営の徹底・健全な発展に向け、引き続きの御協力をお願いするとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 公的保険を補完する民間保険の開発について

- 2025年6月6日に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版案」では、保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発の促進について盛り込まれている。
- 本案は6月中旬の閣議決定を目指して取りまとめが進められているものと承知しているが、政府としては、このように、有効性評価が十分に求められる公的保険の手前の段階として民間保険に委ねられる分野に関する共通理解を醸成するため、保険外併用療養費制度等の各種制度に関する基本理解（プリンシプル）について、保険会社等と対話を深めることを通じ、保険会社等による自主的な商品開発の取組を促していくこととしている。
- 一部の保険会社では、既に公的保険を補完する保険商品が開発・販売されているものと承知しているが、患者の負担軽減・円滑なアクセス確保の観点から、保険会社において、今後も積極的な商品開発に取り組んでいただけることを期待している。

3. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議

- 2025年5月20日から22日にかけて、カナダ・バンフにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介したい。
- まず、金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠であることが再確認された。
- ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、実体経済への資金供給において一層重要な役割を果たしていることに鑑み、ノンバンクのデータの入手可能性、利用及び質を評価し、潜在的なリスクを監視・評価するための知見とアプローチを共有する必要性について合意された。
- AIに関しては、AIの導入が一層進む中で、金融セクターにとってのAIの便益と、金融安定に対する潜在的なリスクをモニターし、評価する必要性が示された。
- サイバーリスクに関しては、重大なサイバーインシデント発生時の対応能力及び手順の更なる強化に引き続き取り組む旨が示された。
- 最後に、共同声明とともに採択された「金融犯罪に対する行動要請」における金融関連の主な内容は以下のとおり。
 - ・ 経済発展と金融包摂の促進に向け、リスクに応じたマネー・ローンダリング（マ

ネロン)等対策の効果的な実施を支援することへのコミットメントが確認された。

- ・北朝鮮等による暗号資産窃取が前例のない水準に達しているという深刻な懸念が表明され、サイバーセキュリティやマネロン等対策の観点から、暗号資産に関する新たなリスクについて調査・情報交換を推進し、必要な措置を講ずることが合意された。
- ・暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速や、ステーブルコイン、P2P取引及びDeFiの悪用等から生じる新たなリスクに関するFATFの作業が引き続き支持された。
- ・クロスボーダー送金の透明性向上に関するFATF基準を強化する進行中の作業や、クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップが支持された。

○今後は、2025年6月15日から17日にカナダ・カナナスキスにてG7首脳会議が開催される予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

4. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

○昨今の証券口座への不正アクセスについては、その手口として、主に、メールやSMSなどによって顧客を誘導し、実在する組織のウェブサイトを装ったフィッシングサイトなどから顧客情報（ログインIDやパスワード等）を窃取するものや、そのほか、攻撃者が顧客端末をマルウェアに感染させ、リアルタイムで当該端末を監視するとともに操作し、顧客情報を窃取するものなどが想定される。

○今般の事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。

○IDとパスワードだけの認証が脆弱であることのみならず、メールやSMSメッセージによるワンタイムパスワードだけでは昨今のフィッシングに対しては効果が不十分であるため、パスキーなどを用いた強度のある多要素認証を必須化していく必要がある。不正の手口がますます巧妙化している状況を踏まえるとともに、対策を講じてそれを上回る手法が出現することを前提に、攻撃手法と対策の技術動向を注視していく必要がある。

○経営陣においては、セキュリティが担保されない場合は、サービスの提供を停止することも視野に、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。直近でも、外部から不正アクセスを受け、大量の顧客情報が漏えいしたおそれのある事案も発生している。セキュリティの不備により顧客情報を適切に管理できなければ、金融業界への信頼が損なわれる。顧客本位の経営の実

現には、顧客資産、顧客情報を守ることが不可欠であり、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

5. パスワード付きファイルの電子メールによる送付について

- パスワード付きZIPファイル（注）を電子メールに添付して送信する慣行が依然として金融業界に残っている。ZIPファイルであっても、ZIP化されていないものであっても、電子メールに添付するファイルにパスワードをかけると、電子メール受信者側でセキュリティスキャンをかけられなくなる等により、電子メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまい、実際にマルウェアの被害等が発生している。
- したがって、パスワード付きファイルの送付は基本的には行うべきではなく、電子メールの通信経路自体を暗号化することが基本である。通信経路を暗号化できない場合は、安全性の高いオンラインストレージを活用してファイルの安全性を確保する等、ほかの手段を用いていただきたい。経営陣においては、サイバーセキュリティに関する基本的な対策の一部として徹底していただきたい。

（注）パスワード付きファイルについて

ファイルを相手方に送る際にパスワード付きファイルを作成し（自動的にそうなる場合も含む）、当該ファイルをメールで送付する方法は、受信者側において、メール受信時のウイルスチェックでファイル内のマルウェアを検知できず、メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまうため、望ましくない。実際に、過去には、このような特性が悪用されてマルウェア（Emotet）が流行した（参考：JPCERT/CC「マルウェアEmotetの感染再拡大に関する注意喚起」

<https://www.jpccert.or.jp/at/2022/at220006.html>）。

また、パスワード付きファイルとパスワードが（別送であっても）同一通信経路で送信される場合は、盗聴リスクがある。

これらを踏まえ、用途に応じた代替選択肢とその代替選択肢に対するセキュリティ対策（メール通信経路暗号化等）の検討が必要である。

- 金融庁は、検査・モニタリング等を通じ、こうした慣行の払拭を促していく予定である。

6. 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ（量子計算機）の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキング等に用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報等の情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺らぐおそれがある。

○そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）を実装したものに移行する必要がある。

○PQC への移行には、ITベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となる。現在、量子コンピュータが実用化するのには2035年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQCへの移行のタイミングは限られている。PQCへの移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、直ちにに取り組んでいただきたい。

○具体的には、

- ・金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、直ちにITベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融ISACにおいてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待つ余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
- ・金融機関においては、PQCへの移行対応の優先順位をつけるため、自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずにHNDL攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスク等）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

（注） 量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃（HNDL：Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる）。

○金融庁は、金融ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体のPQC移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

（参考）金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」（2024年11月公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

7. 金融機関の内部監査高度化に関する懇談会の開催

○金融庁は、金融機関の内部監査の高度化を促すため、2019年以降、内部監査に関する各種レポートを公表してきた（※）。その後、国際的な動き（グローバル内部監査基準の公表・適用開始）もあり、金融機関の内部監査の在り方について、グローバル内部監査基準との整合性も視野に入れつつ、広く金融業界や有識者の御意見を

踏まえて再整理することが適当と判断し、2025年1月より「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催した。

(※)

- ・ 2019年6月：「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」
- ・ 2023年10月：「『金融機関の内部監査の高度化』に向けたプログレポ
（中間報告）」
- ・ 2024年9月：「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート(2024)」

○本懇談会では、内部監査の水準感や経営陣に求められる姿勢等について、計5回にわたって金融業界団体等と意見交換を行った。これらの意見を踏まえた報告書を「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会「報告書」(2025)」として公表する予定である（2025年6月末日途）。今回公表する報告書では、金融業界の今後の取組の指針となるよう、目指す方向性をより分かりやすく示すことを追求しており、金融機関にとどまらず、広く我が国一般事業会社、さらに海外金融監督当局にも参考となることを期待している。経営陣においては、本報告書も参考に、内部監査の一層の高度化に取り組んでいただきたい。

○金融庁は今後も、金融機関の内部監査を取り巻く環境変化等を踏まえ、検査・モニタリングにおいて内部監査高度化への取組を促すとともに、モニタリング結果等の有用な情報をレポート等として公表していきたい。

8. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

○2024事務年度は、2023事務年度に課題を指摘した外貨建一時払保険、仕組預金に関する改善状況のフォローアップに加えて、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等についてモニタリングを実施した。

○当該モニタリングの結果については「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表予定である（2025年6月末日途）。

○販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売に関するPDCAサイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

○経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

9. 健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果

- 2024事務年度は、健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関と対話を実施した。
- 当該対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表予定である（2025年6月末目途）。
- 昨今、金融業界で複数の不祥事が発生・発覚する中、経営陣においては、組織体制やルールの強化のみならず、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理にリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

10. 金融庁AI官民フォーラム開催について

- 金融庁は、2025年3月に「AIディスカッションペーパー（第1.0版）」を公表し、金融機関等による健全なAIの利活用を後押しする方針を明らかにした。リスクベース・アプローチの下でリスクを適切にコントロールしつつ、経営陣の適切な理解と主体的な関与の下で顧客利便性や業務効率化の向上に繋がる取組が進展していくことを期待している。そのような取組を着実に進めていただくため、金融庁はAIに関する取組事例の共有や、規制の適用関係の明確化等を通じて、金融機関がAIを活用したチャレンジに安心して取り組むことができる環境整備に努めていく。
 - その一環として「金融庁AI官民フォーラム」を立ち上げ、2025年6月18日に第1回会合を開催する。本フォーラムでは、取組事例の共有や実務上の課題の深掘りなど、金融機関やAIモデル開発者、ベンダー、アカデミア、関係省庁等の官民の様々な関係者をお招きして、多面的な議論を行う予定である。生命保険協会にも参加いただいているが、今後のプロセスへの積極的な関与をお願いしたい。
- （参考）ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250603.html>

11. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも

重要である。

- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を2025年3月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。経営陣においては、これらの文書も参考に、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

12. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、あわせて2025年7月頃に公表予定である。
- 経営陣においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

13. Japan Fintech Week 2025開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日から7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、80を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方がJapan Fintech Weekに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUMを始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等の御支援をいただき、2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとすることができた。
- 2026年も、2月24日から6日に「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。
- Japan Fintech Weekが関係者のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するイベントとなるよう、引き続き御協力いただきたい。

14. NISA口座の利用状況調査について

- 2025年5月8日、NISA口座の利用状況調査（2025年3月末時点）を公表した。NISA口座数は約2,647万口座、総買付額は約59.3兆円となった。なお、政府目標値は、2027年末時点のNISA口座数が3,400万口座、総買付額が56兆円であり、総買付額の

政府目標を約3年前倒しで達成したことになる。

- このようにNISAは、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際にそれが国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISAにおける、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日頃の取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が今後ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

15. J-FLEC及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は経済協力開発機構（OECD）調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取組には地域差がある。
- 各地域であまねく金融リテラシーを向上させるためには、各地方公共団体にも御協力をいただき、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要がある。そのため、金融庁・財務局において、金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携しつつ、2025年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024年4月に設立されたJ-FLECの体制整備は順調に進んでおり、2025年度は広報活動に注力していく予定である。また、J-FLECにおいても、地方での活動の増強は急務だと認識している。
- 各金融機関におかれても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等へのJ-FLECの活動の周知、J-FLEC認定アドバイザー等金融経済教育の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進に御協力いただきたい。

16. Japan Weeks及び資産運用フォーラムの方針について

- 資産運用立国等の施策や日本市場の魅力を国内外に効果的に発信するとともに、国内外の金融機関や投資家等の関係者から貴重な御意見や取組を紹介していただく機会として、一連の金融関連イベントを同時期に開催するJapan Weeks2025を2025年10月に開催する。コアウィークは10月20日から24日である。コアウィーク付近でイベント開催の予定があれば、是非ともJapan Weeksへの登録をお願いしたい。
- 同期間中に、資産運用業の改革に関する対話の場として「資産運用フォーラム」の年次会合の開催を予定している。分科会のテーマは、①オルタナティブ投資、②日

本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業のDX、④サステナブルファイナンスである。

17. 資産運用立国推進分科会について

- 「資産運用立国」に係る施策の進捗状況・効果を専門的知見から評価いただくとともに、更なる施策について検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、加藤金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国推進分科会」が設置され、2025年3月26日に初回会合を開催した。
- 資産運用立国の実現に向けては、施策のブラッシュアップを重ね、官・民におけるモメンタムを維持・強化していくことが重要。
- 2025年10月のJapan Weeks2025に向けて、資産運用立国に関する成果や追加的な施策、既存の施策の改善・実質化などを取りまとめていく予定であり、金融業界関係者も含め、様々な意見を拝聴しながら検討を深めてまいりたい。

18. アセットオーナー・プリンシプルについて

- 2024年8月に策定された「アセットオーナー・プリンシプル」は、2025年5月末時点で213の主体が受入れを表明。
- 各生命保険会社には、これまでも保険契約者のために適切なリスク管理のもと、アセットオーナーとして適切に運用いただいていたと承知している。これまで24社（資産ベースで全体の約93%）が、アセットオーナー・プリンシプルを受入れ表明いただいたのもこの表れと理解している。
- アセットオーナーの運用の高度化を進める立場として、残りの17社において、プリンシプルの受入れを検討した結果、受け入れられない事情があれば、今後の行政の参考としたいので、お伺いしたい。既にプリンシプルを受け入れていただいている社においては、さらなる運用の高度化を進めていただきたい。
- また、企業年金の運営をサポートされる立場から、プリンシプルに基づく自らの運用のノウハウも踏まえつつ、企業年金におけるプリンシプルの理解促進に引き続き御協力をお願いしたい。

（以上）

以下の通り、2025年7月18日に開催された生命保険協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 金融庁では、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）に関する法令等のパブリックコメントを2024年10月及び2025年1月に実施した。お寄せいただいたコメン

トも踏まえた法令等は、近日中に公布予定であり、2026年3月期から適用される。これまで長きにわたって生命保険協会及び各保険会社より多大な御助力を賜り、厚く感謝申し上げたい。

2. 生命再保険に関するモニタリングについて

- 2024事務年度に生命再保険に関する動向を把握するためアンケート調査を実施した。
- 生命再保険取引は、金利ある世界において、収益変動を抑え、資本効率を向上させる観点で、生命保険会社にとって強力な財務戦略、リスク管理ツールとなり得る。一方で、このような取引については、国際的にも、カウンターパーティリスクや集中リスクなどが指摘されている。各保険会社においては、これら取引に伴う各種リスク管理の高度化に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

3. 「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」の公表

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025年6月27日に「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」として公表した。
- 本レポートでは、「実行計画2024」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）や確定給付企業年金（DB）向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 生命保険協会に関連するポイントとして、企業型DC・iDeCoについては次の通りである。
 - ・物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待する。
 - ・企業型DCの運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の社でも、企業から得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得る信託報酬がなければ赤字となる。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待する。
- DBについては次の通りである。
 - ・小規模なDBが利用するバランス型商品の一部において十分なリターンが上げられていない状況にある。総幹事会社には、市場環境に沿った運用提案を行うなど、各DBの状況に寄り添った運用サポートを期待する。
 - ・賃上げに加え、DBの給付改善を検討する企業も出てきている中、DB制度等を熟

知する総幹事会社には、企業の人事・経営方針や特性等を踏まえ、企業が取り得る選択肢や課題の解決策の提案など、給付改善を検討する企業へのきめ細やかなサポートを期待する。

- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

4. トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震にかかる災害等に関し、鹿児島県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

5. 金融機関に対する監督・検査体制の見直しについて

- 金融庁では、2025事務年度の人事異動に合わせ、金融機関に対する監督・検査体制を見直し、更なる一体化を図ることとしている。
- 具体的には、2024事務年度まで総合政策局が担っていた、コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリングは、監督局長の下で、総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課とモニタリング担当部局を、より一体的・効果的に運用できる体制とした。

6. 「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」の公表

- 金融庁は、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について、金融機関と対話を行い、主な取組や金融機関が認識している課題を「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として取りまとめて公表した。
- 今回実態把握を行った金融機関では、気候変動への対応を重要な課題と位置づけており、それぞれの規模や特性に応じた気候関連リスク対応の進展が見られた。一方で、気候関連リスクは中長期にわたって顕在化することから従来のリスク管理の枠組みで捉えるのが困難であることや、顧客の移行への資金支援により排出量（ファイナンス・エミッション）が一時的に増加するといった課題も聞かれた。
- 金融庁は、今後も、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行う。

7. 「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」の公表

- 2025年6月30日、「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、2024年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- ITの複雑化と依存度の増大により、ITリスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提としてITレジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、ITリスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、社内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。
- 金融庁としては、金融分野におけるITレジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

8. 「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」の公表

- 2025年6月27日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」を公表した。
- マネロン等対策については、2024年3月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、金融活動作業部会（FATF）第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0（2025年4月）」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。その一つとして、2025年1月より実施した口座不正利用等に係る要請文への対応状況のフォローアップ結果も別紙として併せて公表している。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

9. 「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」の公表

- 2024事務年度は、2023事務年度に提起した外貨建一時払保険、仕組預金の課題へのフォローアップに加え、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等を中心にモニタリングを実施した。
- 本モニタリング結果については、「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として、2025年7月1日に公表した。
- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢構築に向けたPDCAサイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

（参考1）リスク性金融商品の販売状況及びモニタリング結果

課題事例は、対象金融商品の本源的な機能又は価値を否定するものではなく、当該商品を取り扱う販売会社等の態勢面の改善・向上に一層の取組を促すことを目的としていることに留意が必要である。

（投資信託）

新NISA成長投資枠の解約率は、ほとんどの販売会社で10%以下と低位である。個人投資家において長期・積立・分散投資の考え方が浸透してきているものと考えられる。

（参考2）顧客本位の業務運営の確保に向けて経営陣に期待すること（金融商品販売に関するPDCAサイクル）

【計画（P）】

- ・ 経営理念・ビジョンに沿った「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の策定
- ・ 金融商品販売の位置付けの明確化
- ・ 最適なリソース配分
- ・ 顧客本位の販売行動を促す業績評価体系の策定

【実践（D）】

- ・ 経営陣による従業員に対するメッセージの発信など、顧客本位に基づく企業カルチャーの醸成に向けた取組
- ・ 「リテールビジネス戦略」等の着実な実践（顧客の最善の利益に適う金融商品の組成・導入・提案・販売）

【検証（C）】

- ・「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」と実践結果のギャップ分析、根本原因も含めた課題の特定

【改善（A）】

- ・「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の改訂
- ・課題の解決に向けた金融商品の組成・販売・管理等の一連の態勢や業績評価体系等の改善に向けた施策の策定

○経営陣においては、本モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

10. 「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」の公表

○健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関との対話で把握した取組事例については、「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として、2025年6月25日に公表した。

○本レポートは、企業文化を改革し、又はコンダクト・リスクを管理するプロセスを検討・実施していく上での基本的な考え方や取組事例を取りまとめたものである。

（参考）健全な企業文化を醸成する五つのプロセス

- ① 目指す企業文化に即した企業理念の言語化（可視化）
 - ・企業理念、パーパス、バリュー、行動規範等（以下「企業理念」）の策定
- ② 企業理念の発信と役職員による認知
 - ・トップメッセージ、研修、社内報、小冊子などを通じて役職員に周知
- ③ 企業理念に則した判断・行動を実践するための環境整備
 - ・コミュニケーションの活性化（タウンホールミーティング等）
- ④ 企業理念の浸透度の評価
- ⑤ 社員意識調査、パルスサーベイ、外部有識者等による評価課題改善に向けた取組

- ・[4]を踏まえ、課題に対して[1]～[3]の取組を追加実施

○経営陣においては、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、本レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

11. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

○証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装

対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。

- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ要請文を発出することとしている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

12. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（2025年4月22日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

13. Common Carbon Credit Data Model の市中協議について

- 2025年のG20 Sustainable Finance Working Group（SFWG）は、その3つの優先課題の一つとして「カーボン・クレジット市場の機能強化」に取り組んでいる。その一環で、カーボン・クレジットの市場間での比較等がしやすくなるよう、クレジットに関するデータの統一基準を作成する上で自主的に参照可能な、最低限の主要データ属性を整理する「Common Carbon Credit Data Model」を作成する予定である。SFWGは、Climate Data Steering Committee（CDSC）に対して、本モデルの検討及び作成を要請している。
- 2025年7月4日、CDSCが臨時に設置したPolicy Working Group（PWG）は、「Common Carbon Credit Data Model」の案を公表し、市中協議に付した。2025年8月13日午前0時（JST）までコメントを募集している。
- 金融庁ウェブサイトにも情報を掲載しているので、各金融機関においても御覧いただき、必要に応じてコメントを出していただきたい。

(参考) CDSCは、ネットゼロの達成のために不可欠な民間セクターの質の高い気候関連データを幅広く入手できる基盤の構築を支援するために、2022年7月に設立されたもの。当庁はCDSCのメンバーであり、PWGにも参加し、経済産業省や環境省等と連携しつつ議論を行っている。

14. 金融庁AI官民フォーラム開催報告

○2025年6月18日、AIに関する取組事例の共有や実務上の課題の深掘りなどを行うため、金融機関やAIモデル開発者、ITベンダーなど様々な関係者をお招きし「金融庁AI官民フォーラム」の第1回会合を開催した。業界団体からの発表では、生命保険協会からの御発表もいただき、御協力に感謝申し上げます。

○参加者から共有いただいた御意見や問題意識をもとに、次回以降のフォーラムのテーマ設定に繋げていきたい。今後とも是非積極的にフォーラムに御参加いただき、事務局が提示した論点や今後のフォーラムの進め方についても御意見を頂戴したい。

(参考)「金融庁AI官民フォーラム」(第1回)議事次第

https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/siryou/20250618.html

15. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画・地方創生2.0基本構想等の閣議決定について

○2025年6月13日、「経済財政運営と改革の方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「地方創生2.0基本構想」等が閣議決定された。

○金融庁関連では、

- ・ NISA制度の一層の充実の検討や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革、資産運用業の高度化などの資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・ スタートアップへの支援に向けた非上場株式の流通活性化やインパクト投資市場形成の後押し、
- ・ 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しや地域金融機関自体の経営基盤強化のための「地域金融力強化プラン」の策定・推進などの施策が盛り込まれている。

○政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく。

16. サステナブルファイナンスの取組について

○一定の投資収益の確保を図りつつ、社会的課題への対応というインパクトの実現を企図する投資手法である「インパクト投資」に関して、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、その機運醸成・裾野拡大を図るべくテーマ別に四つの分科会を設け、2024年夏から議論を行ってきた。

○2025年6月、各分科会において、それぞれ①インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整備、②上場企業へのインパクト投資手法、③地域におけるインパクト投資の意義と具体的な取組事例、④インパクトスタートアップと地方公共団体の連携促進、に関する議論の成果が取りまとめられた。

○インパクト投資の担い手となり得る各保険会社においては、御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与いただくことを期待したい。

(以上)

以下の通り、2025年9月19日に開催された生命保険協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 2025事務年度のモニタリング方針について

○金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」を2025年8月28日付で改正・公表し、同日より適用開始した。また、同月29日、2025事務年度の金融行政方針を公表した。

○ついては、こうした監督指針や金融行政方針も踏まえた2025事務年度の保険会社等に対する監督・検査の方針等について、2点御説明する。

(1. 監督・検査に係る体制の見直し等)

○2026年度、金融庁では、「資産運用・保険監督局」の設置を目指しており、「資産運用・保険監督局」では、現在、監督局が担当している保険会社の監督等も担わせることを想定している。

○一方、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではなく、保険会社に対する一義的な監督・検査は、これまで同様、保険課と財務局で実施することとなる。コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリング担当部局は、「銀行・証券監督局」に置くことを想定しているが、局が分かれたとしても、密に連携して様々な行政課題に対応していくことに変わりはない。

○また、当局、保険会社ともに、限られたリソースを有効に活用する必要があり、こうした観点から、今後とも、保険会社毎に対応すべき課題に優先順位をつけ、関係課室のリソースを柔軟に投じることで、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく方針である。

○くわえて、保険会社に限らず、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をすることになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局と

して特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていればよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からないなどの疑問やお気づきのことがあれば、保険課に直接御連絡いただきたい。

（２．監督・検査の着眼点）

○2025事務年度は、

- ・乗合代理店が保険会社からの便宜供与の実績等に応じて、特定の保険会社の商品を販売推進するといったことが明らかになったことを踏まえ、乗合代理店における適切な比較推奨販売を確保するとともに、大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化に係る進捗について確認する。この点について、一部の生命保険会社より乗合代理店との適切な関係性の構築に係る取組方針などを公表されたが、他の保険会社におかれても、乗合代理店における募集品質を確保するため、自社の健全な企業風土の醸成やこれまでの営業慣行の見直し等を行い、乗合代理店との適切な関係性の構築をしっかりと図っていただくとともに、適切な改善が見込めない場合には毅然とした対応を行っていただきたい。
- ・また、昨今の保険業界における情報漏えい事案等の問題が顕在化したことを踏まえ、保険会社等の適正な情報管理態勢の確保について確認する。

○金融庁としては、一連の不祥事案を受けた対応について、各生命保険会社の取組状況を確認するとともに、今後も監督指針の必要な改正、改正保険業法の施行に向けた準備を進める。各生命保険会社においても、我が国保険業の信頼回復を図るべく、気を引き締めて取り組んでいただきたい。

２．価格転嫁・取引適正化に関する要請について

○賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年４月及び８月、生命保険協会に対し、要請文を発出した。

○具体的には、2025年５月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。

○価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

３．７～９月に発生した災害等に対する金融上の措置について

○令和７年台風第８号に伴う災害、令和７年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和７年８月20日からの大雨にかかる災害、令和７年台風第12号に伴う災害、令和７年９月２日からの大雨に係る災害、令和７年台風第15号等に伴う災害及び令和７年９

月12日から大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第8号			
沖縄県	7月27日(7月28日)	沖縄総合事務局	7月28日
○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月30日
北海道	7月30日(7月30日)	北海道財務局	7月31日
青森県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
宮城県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
福島県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日
三重県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日
○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8月7日(8月7日)	北陸財務局	8月8日
鹿児島県	8月7日(8月8日)	九州財務局	8月8日
山口県	8月10日(8月10日)	中国財務局	8月12日
熊本県	8月10日(8月11日)	九州財務局	8月12日
福岡県	8月10日(9月8日)	福岡財務支局	9月9日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日(8月20日)	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日(8月28日)	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日(9月2日)	東北財務局	9月3日
○令和7年台風第15号等			
静岡県	9月5日(9月5日)	東海財務局	9月5日
○令和7年9月12日からの大雨			
三重県	9月12日(9月13日)	東海財務局	9月16日

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリ）」について、御案内する。
- レビキャリは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。
- 既に大企業登録いただいている会社においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。また、2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月から再開しているところ、登録者への周知をお願い申し上げます。
- 資本金10億円以上又は従業員数2,000人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大450万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025年5月16日に開催された「地方創生2.0に関する経済団体との意見交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図っている。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。
- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリに登録いただくことも可能となっている。レビキャリへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御案内するので、お問い合わせいただきたい。
- なお、レビキャリの足元の実績については、2025年8月14日時点において大企業人材の登録者数が累計5,000人を達成し、マッチング件数も224件となっている。

5. 7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025年7月17日から18日にかけて、南アフリカ・ダーバンにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。

- ・ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、NBFIデータの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFIのレバレッジによるシステミックなリスクに対処するためのFSBの勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
 - ・クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後のFSBによるテーマ別ピア・レビューが留意された。更に、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組みの重要性が強調された。
 - ・サステナブルファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。
- また、本会合のマージンにおいて、南アフリカ議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。
- ・世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAISや世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組みであると評価している。
 - ・本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB議長のベイリー英中銀総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組みを紹介した。また、IAIS執行委議長を務める有泉金融国際審議官（当時）などによるパネルディスカッションが行われた。
 - ・IAIS及び世銀は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続する予定である。
- 次回のG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025年10月にワシントンD.C.で開催される予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

6. 金融行政方針の公表について

- 2025年8月29日、2025事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025事務年度の金融行政方針は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた

施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。

- 金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたいと考えている。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

7. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。

- 主な項目としては、

- ・「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISAに係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
- ・暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
- ・国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

8. 公益通報窓口等について

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、2025事務年度の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。

- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。

- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

(以上)

以下の通り、2025年11月21日に開催された生命保険協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 生命保険会社の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話について

- 生命保険会社では、少子高齢化や金融業界におけるDXの進展、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入等の事業環境の変化を踏まえた取組が見られる。
- このため、金融庁は、これまで継続的に、生命保険会社のビジネスモデルに係る対話を実施してきたところであり、2025事務年度においても、各種テーマを設定し、ビジネスモデル対話を実施する方針である。
- 特に、2025事務年度は、改正保険業法や監督指針の着眼点等を踏まえ、生命保険会社と代理店との適切な関係の構築に向けた対応について確認する。
- なお、その際は、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただければよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。
- いずれにせよ、金融庁からも申し上げたいことはお伝えするので、各保険会社からも遠慮なく御意見をいただきたい。

2. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年10月15日、保険会社等における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービス、及び通話相手の声を文字にするアプリであるヨメテルについて、非対応の社は対応を進めていただくとともに、既に対応している場合でも、対応可能なサービスの更なる拡充に取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続について、現場職員による対応の徹底などを求める声が寄せられており、内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

3. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025年10月、多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - ・ 報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取。

- ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄。
 - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。
- (参考1) 多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)
2024年4月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年10月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム (MSMT) を設立。参加国は、日本、豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の11か国。
- (参考2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム (MSMT) 第2回報告書の公表」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html
- (参考3) 報告書には、北朝鮮関係者がDMM Bitcoinから約308百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

4. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いする。

5. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当しうるものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかった事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機

構が預金保険法附則第13条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。

- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

6. 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、大分県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災			
大分県	11月18日（11月19日）	九州財務局	11月19日

7. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA）>

- 先般実施したCSSAは、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらった。個別結果は2025年11月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

<耐量子計算機暗号（PQC）対応>

- 金融ISACにおいて「日本の金融機関のためのPQC移行ガイド」が作成され、その中にPQC移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融ISACのガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

8. レビキャリ研修ワークショップの再開について

○レビキャリの登録金融機関数が200機関を超え、地方銀行及び第二地方銀行においては全て登録に至った。これに伴い、全ての都道府県で求人登録の数も増え、マッチングの機会も加速していくことが見込まれるため、引き続き人材登録への御協力をお願いする。

(参考) 2025年10月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計5,579人、登録金融機関数：211機関、マッチング件数：277件

○2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月より再開しており、登録者は無料で利用できるため、登録者へ周知いただきたい。

9. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

○2025年10月15日から16日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。

- ・まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会（FSB）の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
- ・また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン（GSC）に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立てていく。
- ・ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIsのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体（SSBs）による作業が支持された。
- ・クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025年G20議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靱性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が

含まれている。

○2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. 金融国際審議官の保険監督者国際機構執行委員会議長就任について

○保険監督者国際機構（以下、「IAIS」）は、2025年11月12日にアルバニア・ティラナにおいて執行委員会会合を開催し、同日のIAIS年次総会をもって執行委員会議長の任期を満了した有泉秀金融庁顧問（前・金融国際審議官）の後任となる新議長の選任手続を実施した。その結果、金融庁の三好敏之金融国際審議官が執行委員会議長に選出された。新議長の任期は、2027年のIAIS年次総会までの2年間となる。

○我が国は、これまでIAIS執行委員会議長を務めてきた有泉顧問のもと、2024年末の国際資本基準（ICS）の最終化や、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関する議論を主導してきた。我が国の金融行政・保険業界等の更なるプレゼンス向上につながるよう、皆さまの御協力も賜りつつ、金融庁として引き続き議長としての務めに取り組んでまいりたい。

11. 資産運用立国の更なる推進について

○2025年10月、高市新総理の下で新たな政権が発足したが、高市総理や片山金融担当大臣が表明されたとおり、金融を通じて成長戦略を加速させるため、「資産運用立国」に向けた貯蓄から投資への取組を継続し、その実現に向けて、更に発展させていく。

○2025年11月4日に開催された「日本成長戦略本部」においても、金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略を策定するよう総理指示があった。

○具体的には、コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上、企業への成長資金・リスクマネー供給の強化、家計の安定的な資産形成の支援、資産運用サービスの高度化や、アセットオーナーの機能向上等、それぞれの分野で取組を推進していく。

○くわえて、金融を通じて、必要な資金・人材・知恵を日本の企業や地域に集結させ、その価値向上を目指すため、年内に策定する「地域金融力強化プラン」も含めた戦略を策定し、官民連携で取り組んでいく。

○それにより、「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野を含めた日本の供給構造の強化を金融面から支え、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現することで、世界の資本が流れ込む好循環を生み出すことに貢献してまいりたい。

12. NISA口座の利用状況に関する調査結果について（2025年6月末時点）

○2025年9月24日、NISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。NISA口座数は、約2,696万口座、総買付額は約63兆円となった。

○また、2025年11月13日、都道府県別のNISA口座の利用状況調査（2025年6月末版）を公表した。

○NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回（3月末、6月末、9月末、12月末）実施していたが、2025年以降は年2回※（6月末、12月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※2025年3月末時点調査は臨時的に実施したもの。

（以上）

以下の通り、2026年2月20日に開催された生命保険協会との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点が公表された。

1. 不適切事案への対応について

○昨今、生保各社において、出向者による情報漏えいや不適切な金銭の取り扱い等の事案が続けて発覚しており、金融庁としても大変遺憾である。事案に応じ、実態把握を進め、保険契約者保護に欠ける問題が認められた場合には、法令に基づき厳正に対応していく。

○コンプライアンス上の重大な問題事象は、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体のものとして生じることが少なくなく、自社のコンプライアンス・リスクを管理することはまさに経営の根幹をなすものであり、ビジネスを行う上では一体不可分である。

○各保険会社の経営陣においては、公表されているそれぞれの事案の重大性を踏まえ、当該リスクを改めて認識いただき、社員に対しても、経営陣自らの言葉でその重要性を示し、しっかりと認識共有することで、その企業の文化・風土となるように取り組んでいただきたい。

2. 改正保険業法等の施行に向けた保険代理店への対応について

○改正保険業法については、2026年6月の施行に向けて、現在、内閣府令並びに「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案に係るパブリックコメントを踏まえた最終化に向けて対応している。

○一方、金融庁においては、例年、財務局と協同して、保険代理店における業務の実態把握を目的として、全国各地の保険代理店に対してヒアリングを実施しており、2025事務年度においても1月以降、順次実施している。

○2025事務年度の当ヒアリングにおいては、保険代理店における改正保険業法等の施行に向けた準備状況や足元で抱える課題などについて確認しているほか、比較推奨販売のルール改正に伴うビジネスモデルへの影響や過度の便宜供与に係る基準の策

定状況等についても、あわせて確認することとしている。

- 各保険会社においても、現在、改正保険業法の施行に向けた対応が行われているところと承知しているが、保険代理店から改正保険業法等の内容に関する相談等があった場合には、適切な対応をお願いしたい。

3. ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」について

- 2025年11月21日に、ゲノム医療推進法に基づく「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」が閣議決定された。
- 保険関連では、ゲノム情報の差別等への適切な対応確保などが求められており、生命保険分野における遺伝情報による不当な差別等への適切な対応を確保するための対応として、保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱いをまとめたQ&Aを公表するなど、ゲノム情報による不当な差別を行わないことについての対応を行っているものと承知している。
- 引き続き、各保険会社においては、ゲノム情報の不当な差別に関する情報が寄せられた場合には、適切な対応を行うとともに、引受や支払の際に遺伝学的検査結果やゲノム解析結果の収集・利用を行わないことやゲノム情報による不当な差別を決して行わないことについて、改めて徹底いただきたい。

4. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯収法に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

5. 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、青森県、新潟県、秋田県及び山形県内に災害救助法が適用され

たことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。

- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和8年1月21日からの大雪			
青森県	1月29日（1月29日）	東北財務局	1月30日
新潟県	2月2日（2月2日）	関東財務局	2月3日
秋田県	2月3日（2月3日）	東北財務局	2月4日
山形県	2月4日（2月4日）	東北財務局	2月5日

6. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権という新たな担保制度が導入される。企業価値担保権は、諸外国の全資産担保実務を参考として創設され、中小企業向けの融資に加え、LBOファイナンス等での利用も想定されている。
- 企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられ、2025年6月には、資産運用立国の関連施策として「具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す」旨が閣議決定された。

(参考1) 資産運用立国議員連盟「資産運用立国2.0に向けた提言」（令和7年4月23日）

【中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供】

(3) 運用対象資産等の多様化の更なる推進

- ・ 企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

(参考2) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日）

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

- これを受け、企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026年1月9日に有識者による勉強会を実施した。
- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる金融機関においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

7. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。
- 2025年3月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計80以上のイベントと連携し、国内外から延べ約2万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。
- 2026年は、2月24日～3月6日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。このうち今回で10回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AIやブロックチェーンに加えて、インシュアテックや資産運用リスク管理などを含む幅広いトピックのパネルディスカッション等を行う予定である。
- 各イベントの詳細はJapan Fintech Week公式ウェブサイトですぐ御案内するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

8. 新たな金融戦略の検討（資産運用立国の更なる推進）について

- 日本成長戦略会議の下に片山金融担当大臣を会長とする「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」が設置され、2026年1月15日に第1回会合が開催された。日本経済の潜在力を解き放つとともに国民の豊かさを向上させるための金融戦略を2026年夏までに策定すべく、同分科会において検討していく。
- 具体的には、資産運用立国を更に推進していくため、
 - ・コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の「稼ぐ力」の向上、
 - ・それを支えるための、官民連携による成長資金の供給拡大、
 - ・受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上、といったテーマについて施策を検討していく。

また、2025年12月に、「地域金融力強化プラン」を策定したが、様々なプレイヤー

が連携して地域の持続的な成長を後押ししていくために、今後、各施策を更に推進するための方策を検討していく。

くわえて、デジタルイノベーションが加速する中、経済活動を支える決済サービスの高度化も非常に重要な検討課題である。

○検討テーマは多岐にわたるが、こうした取組が互いに作用し合って、力強い日本を創り上げていくために、官民が緊密に連携して取り組んでいきたいと考えており、金融業界の御協力を宜しく願いたい。

9. 地域金融力強化プランについて

○金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。

○プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関等が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。

○地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくことが期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。

○一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクテイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。

○地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

10. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関するQ&Aについて

○金融機関がJ-FLECの講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLECはこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けのQ&Aを策定した。

○例えばQ&Aの④では、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。

○J-FLECの講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&Aに記載のJ-FLECの連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。

○また、J-FLECでは、2025年11月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

11. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請を行うこととされた。
- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

(参考) 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係府省庁会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryo_kaigo/index.html

12. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAについて、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

13. 横浜グリーンエキスポ（2027年国際園芸博覧会）について

- 2027年3月、横浜グリーンエキスポ（正式名称：2027年国際園芸博覧会）が開催される。1都3県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力に加え、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信する。
- 横浜グリーンエキスポは、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局（BIE）に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。

○同協会より金融庁に対し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた協力の要請があり、2026年1月23日に生命保険協会へ周知した。本協力について、会員金融機関への周知をお願いしたい。

(以上)

「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」については、URL (<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html>) 参照。

4. その他金融庁の動向

- ①「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」及び「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（案）」等の公表（4月30日）結果等公表（7月2日）
- ②「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表（5月12日）結果等公表（8月28日）
- ③「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」等の制定及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正について公表（5月27日）
- ④「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等の公表（6月11日、9月5日、12月5日、3月6日）
- ⑤「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」等の一部改正（案）の公表（6月23日）結果等公表（9月5日）
- ⑥「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の開催状況（6月2日）
- ⑦「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（7月1日）結果等公表（9月30日）
- ⑧「2025年 保険モニタリングレポート」の公表（7月4日）
- ⑨「2025事務年度金融行政方針」の公表（8月29日）
- ⑩金融事業者リスト（令和7年7月11日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析結果（令和7年3月末基準）の掲載等の公表（9月10日）
- ⑪「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正の公表（9月26日）
- ⑫令和7年保険業法改正に係る政令（案）の公表（9月30日）結果等公表（12月19日）
- ⑬保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査結果の公表（10月15日）
- ⑭「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等の公表（12月15日）

- ⑮令和 7 年資金決済法改正に係る政令（案）等の公表（12月16日）結果等公表（5月22日）
- ⑯令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令（案）等の公表（12月17日）結果等公表（3月30日）
- ⑰令和 7 年改正保険業法（1 年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（12月17日）結果等公表（3月30日）
- ⑱「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）関係）（12月17日）結果等公表（3月30日）
- ⑲「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表（12月17日）結果等公表（3月30日）
- ⑳「経済価値ベースのソルベンシー規制に関する告示の一部改正（案）」の公表（12月23日）結果等公表（3月23日）
- ㉑「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（12月25日）結果等公表（2月10日）
- ㉒「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）の公表（1月19日）結果等公表（3月31日）
- ㉓令和 7 年資金決済法改正に係る告示（案）等に対するパブリックコメント実施の公表（1月26日）結果等公表（5月22日）
- ㉔保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリックコメント実施の公表（2月6日）結果等公表（3月31日）
- ㉕「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメント実施の公表（3月13日）結果等公表（6月12日）
- ㉖金融事業者リスト（令和 8 年 1 月 9 日締切）、投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析結果（令和 7 年 3 月末基準）の掲載等の公表（3月17日）
- ㉗「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表（3月30日）結果等公表（7月17日）
- ㉘「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件」に対するパブリックコメント実施の公表（3月31日）結果等公表（5月19日）

詳細については、金融庁HPを参照。

〔関係団体の動向〕

＜生命保険文化センター＞

1. 第63回中学生作文コンクール入賞者決定

全国の中学生を対象に実施した標記コンクールには、全国733校から26,986編の応募があり、全国賞入賞者8名が決定した（2025年11月11日公表）。

同コンクールは、文部科学省、金融庁、全日本中学校長会の後援、当協会の協賛を得て、1963年の第1回目以来、毎年全国の中学生から生命保険を題材とした作文を募って実施している。

詳細はURL（<https://www.jili.or.jp/press/2025/10227.html>）参照。

2. 「生命保険判例集第29巻」を発行

2026年3月23日、2021年分の判決37件を収録した「生命保険判例集第29巻」（監修：立命館大学 竹濱修特任教授）を発行した。

なお、2018年11月発行の第22巻からCD-ROMとして発行している。

CD-ROM 359ページ 頒布価格7,000円（税込）

詳細はURL（<https://www.jili.or.jp/workshop/hanrei/10432.html>）参照。

＜日本アクチュアリー会＞

2025年度定時会員総会を開催

2025年6月13日、ビジョンセンター東京 京橋402会議室において、2025年度定時会員総会を開催した。

詳細はURL（<https://www.actuaries.jp/info/20250711.html>）参照。

＜日本保険学会＞

2025（令和7）年度全国大会・総会を開催

2025年10月25日、26日の両日、近畿大学東大阪キャンパスで2025（令和7）年度全国大会・総会を開催した。

全国大会・総会の詳細はURL（<https://www.js-is.org/?p=7800>）参照。

＜日本保険医学会＞

第122回定時総会を開催

2025年10月16日、17日の両日、有楽町朝日ホールで第122回定時総会を開催した。

詳細はURL（<https://aimj.org/meeting.html>）参照。

＜生保労連＞

第57回定期大会を開催

生保労連（全国生命保険労働組合連合会）は、2025年8月20日、東京都荒川区のホテルラングウッドで第57回定期大会を開催した。

＜生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会＞

第55回定時総会を開催

2025年5月29日、香川県立アリーナ（あなぶきアリーナ）で第55回定時総会を開催した。

＜トータル・ライフ・コンサルタント会＞

第54回定時総会を開催

2025年6月20日、京橋第一生命ビルディングで第54回定時総会を開催した。

＜生命保険アンダーライティング学院＞

1. 第50期卒業式を開催

2025年8月25日、明治安田ホールで第50期卒業式を開催した。

2. 第51期入学式を開催

2025年9月5日、喜山倶楽部で第51期入学式を開催した。

＜生命保険修士会＞

第51回定時総会を開催

2025年10月15日、富国生命ビル会議室で第51回定時総会を開催した。

〔隣接業界の動向〕

＜金融・保険関係団体＞

金融・保険関係団体の会長の交代

日本経済団体連合会、全国銀行協会、信託協会、日本損害保険協会、日本証券業協会は、次のとおり新会長を選任した。

＜新会長＞

日本経済団体連合会	筒井 義信	日本生命取締役（2025年 5 月29日付）
全国銀行協会	半沢 淳一	三菱UFJ銀行頭取（2025年 4 月 1 日付）
信託協会	窪田 博	三菱UFJ信託銀行取締役社長（2025年 4 月 2 日付）
日本損害保険協会	船曳真一郎	三井住友海上社長（2025年 6 月30日付）
日本証券業協会	日比野隆司	大和証券特別顧問（2025年 7 月 1 日付）

＜日本損害保険協会＞

1. 2024年度損害保険代理店統計を公表

2025年 7 月31日、日本に損害保険代理店を有する国内損害保険会社32社および外国損害保険会社10社の2024年度末における代理店実在数や募集従事者数等を取りまとめ、ホームページにて公表した。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln000000078m-att/250731_01.pdf）参照。

2. 「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」を策定

2025年9月5日、「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」を策定し、ホームページに掲載した。

本ガイドラインでは、便宜供与の適正化により損害保険会社が目指すべき姿や、適正化にあたり遵守すべき法令等を明記したうえで、損害保険会社の役職員として便宜供与の適否を判断するための基本的な考え方（判断の目安）を整理している。

上記ガイドラインに加え、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」および「政策保有株式に係るガイドライン」に関連する過度の便宜供与への該当が疑われる事案を対象として、損害保険会社の役職員から通報を受け付ける通報窓口（損害保険会社による便宜供与の適正化に関する通報制度）を設置した。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000kxk-att/250905_01.pdf）参照。

3. 「募集コンプライアンスガイド」を改定

2025年9月5日、昨今の保険募集を取り巻く環境の変化を踏まえ、「募集コンプライアンスガイド」を改定し、ホームページに掲載した。

今回の改定では、2025年5月に成立した保険業法改正や「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」における提言内容を分かりやすく解説した特集ページを新設したほか、2024年12月に作成した「募集コンプライアンスガイド（第2版）」の内容を統合し、「過度の便宜供与に係る体制整備」の項目を新設している。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/qt6qln0000000fkk-att/250905_01.pdf）参照。

4. 「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を改定

2025年9月18日、損害保険会社における情報漏えい事案や8月の「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正を踏まえ、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」、「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」、「政策保有株式に係るガイドライン」を改定し、ホームページに掲載した。

「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」の改定では、「適切な出向を担保するための態勢の整備」に「必要な措置」と、適切性を判断・検証する際における出向先

や出向形態等を踏まえた「留意点」を新たに追記し、出向の適切性を十分に確認できる場合を除き、代理店への出向を行わない旨を明記するなど、出向の適切性を担保する内容としている。

「損害保険会社に係る個人情報保護指針」の改定では、出向者を介して情報が不正に取得されないために必要な対応や、保険代理店から他の保険会社への情報提供について必要かつ適切な監督を行うことを明確化している。

「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」の改定では、コンプライアンス部門が関与し、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制を構築することやアクセス権限の設定を適切に行うことを明確化している。

「政策保有株式に係るガイドライン」の改定では、政策保有株式（非上場株式を含む）は早期に縮減する方針を定めることをガイドライン上で明確化する等の改定を行っている。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/release/2025/qt6qln0000000pt1-att/250918_01.pdf）参照。

5. 「代理店業務品質に関する評価指針」を改正

2025年12月25日、2026年度からの代理店業務品質評価制度の本格運用に向けて、「代理店業務品質に関する評価指針（損害保険代理店向け）」を一部改正するとともに、評価指針の「様式・参考資料編」を制定し、ホームページに掲載した。

今回の改正では、「代理店業務品質に関する評価指針」の改正案等に対する意見公募で寄せられた意見等を踏まえ、評価基準に関して「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置に関する評価基準の新設」および「自己点検チェックシートにおける設問との整合化」を行ったほか、業務品質評価運営に関する規程に関して「運営実務に関する見直し」「制度運営主体の明確化」および「利益相反管理に関する取扱いの見直し」等を行っている。

詳細はURL（https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/a5663v000000022lo-att/251225_01.pdf）参照。

IV 関係法令

1. 関係法令一覧

公 布 日	題 名 (法令番号)	内 容
令和7年5月23日	無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第49号）	「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの。 ・ 施行：刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行
令和7年6月6日	保険業法の一部を改正する法律（令和7年法律第54号）	顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、大規模乗合の損害保険代理店及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為について対象となる行為等の範囲を拡大するもの。 ・ 施行：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
令和7年6月6日	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第57号）	第14条で保険業法（平成7年法律第105号）の一部を改正するもの。 ・ 施行：譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第五十六号）の施行の日から施行
令和7年6月11日	株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第211号）	中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を実施するため、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第306号）等の一部を改正するもの。 ・ 施行：中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月13日）から施行
令和7年7月2日	事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第244号）	令和6年6月7日に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」（令和6年法律第52号。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めるもの。 ・ 施行：法の施行の日（令和8年5月25日）から施行
令和7年7月18日	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第258号）	学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）の施行に伴い、第6条で保険業法施行令（平成7年政令第425号）の一部を改正するもの。 ・ 施行：令和8年4月1日

公 布 日	題 名 (法令番号)	内 容
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 71 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 施行：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令 (令和 7 年内閣府令・財務省令第 2 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 施行：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の一部を改正する件 (令和 7 年金融庁告示第 78 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 適用：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法施行規則別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社単体)) 等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件の一部を改正する件 (令和 7 年金融庁告示第 79 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 適用：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件 (令和 7 年金融庁告示第 80 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 適用：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法施行規則別表 (第五十九条の二第一項第三号ハ関係 (生命保険会社)) 保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を改正する件 (令和 7 年金融庁告示第 81 号)	令和 2 年 6 月 26 日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの。 ・ 適用：令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 7 月 23 日	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件を廃止する件 (令和 7 年金融庁・財務省告示第 2 号)	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件 (平成 11 年金融監督庁・大蔵省告示第 2 号) は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止するもの。

公 布 日	題 名 (法令番号)	内 容
令和7年9月5日	保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件（令和7年金融庁告示第90号）	市場価格調整（MVA）の仕組みを持つ商品の責任準備金について、保険会社が適切にALMを実施している場合における会計上の課題に対応するための改正を行うもの。 ・適用：令和8年4月1日
令和7年9月30日	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第85号）	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表（令和6年9月13日）及び昭和38年大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正（令和7年3月24日）等を踏まえ、業務報告書等の書式を定めている銀行法施行規則等の各別紙様式について、用語及び「記載上の注意」を改正するもの。 ・施行：令和7年9月30日
令和7年12月15日	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第101号）	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第56号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。 ・施行：令和8年1月1日
令和7年12月19日	保険業法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第429号）	令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号）について、関係政令の規定の整備を行うもの。 ・施行：令和8年6月1日
令和8年3月30日	保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第14号）	令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号）について、保険業法施行規則等の規定の整備を行うほか、関連する規定の整備を行うもの ・施行：令和8年6月1日
令和8年3月30日	認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（令和8年内閣府令・総務省令・法務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第1号）	令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号）について、保険業法施行規則等の規定の整備を行うほか、関連する規定の整備を行うもの ・施行：令和8年6月1日
令和8年3月31日	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第21号）	保険会社の同一人に対する資産の運用の額の上限規制（大口与信規制）について、保険子会社に対する資産の運用の額を当該上限規制の対象から除外するもの ・施行：令和8年3月31日
令和8年3月31日	認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（令和8年内閣府令・総務省令・法務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令第2号）	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表（令和6年9月13日、企業会計基準委員会）及び昭和38年大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正（令和7年3月24日、金融庁）等を踏まえ、業務報告書の書式を定めている認可特定保険業者等に関する命令の別紙様式第一号について、用語及び「記載上の注意」を改正するもの ・施行：令和8年3月31日

2. 「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正

公表日	適用日	改正内容	改正指針
令和7年 5月27日	令和7年 6月1日	「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250527/20250527.html ） 参照
令和7年 7月23日	令和8年 3月31日	令和2年6月26日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、これまでに検討してきた方向性に従い、新規制に関する法令等について、所要の新規制定又は改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250723/20250723.html ） 参照
令和7年 8月28日	令和7年 8月28日	保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案を踏まえ、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現を図るほか、情報漏えい事案への対応を図るため、所要の改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250828/20250828.html ） 参照
令和7年 9月5日	令和8年 4月1日	市場価格調整（MVA）の仕組みを持つ商品の責任準備金について、保険会社が適切にALMを実施している場合における会計上の課題に対応するための改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20250905/20250905.html ） 参照
令和7年 9月26日	令和7年 10月1日	令和7年5月28日関係省庁申合せを踏まえ、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式1）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式2）による報告が可能であることを明確化するため、改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250926/20250926-2.html ） 参照
令和8年 2月10日	令和8年 2月10日	南海トラフ地震に関連して金融機関がとるべき対応の一層の明確化のため、所要の改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260210/20260210.html ） 参照
令和8年 3月30日	令和8年 6月1日	令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号）に関し、保険業法施行規則等の規定が整備されることに併せて、所要の整備を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-2/20260330-2.html ） 参照
令和8年 3月30日	令和8年 6月1日	令和6年6月25日付で公表された「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書、同年12月25日で公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書での提言を踏まえ、所要の改正を行うもの	「保険会社向けの総合的な監督指針」 URL（ https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330-3/20260330-3.html ） 参照

V その他

〔諸 統 計〕

1. 2025年度生命保険事業概況（全41社合計）

（1）主要契約状況

（単位：件、人、百万円、％）

	新規契約（４月～３月）				保有契約（３月末）				純増加金額 （４月～３月）
	件数・被保険者数		金 額		件数・被保険者数		金 額		
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
個人保険	17,490,035	99.2	56,017,642	104.9	195,818,212	100.3	780,163,979	100.2	1,173,735
個人年金保険	1,486,800	99.4	9,186,692	98.4	20,235,702	100.8	107,273,477	103.0	3,130,583
団体保険	618,888	121.4	4,048,126	99.5	42,571,959	100.7	425,731,161	101.1	4,773,008
団体年金保険	0	—	817	111.5	13,300,014	98.9	35,481,264	100.3	97,569
財形保険	4,266	117.1	2,273	477.5	221,473	86.2	849,069	92.0	-73,693
財形年金保険	714	99.6	113	364.5	111,719	94.2	235,473	93.7	-15,726
医療保障保険	90,357	143.4	87	117.6	2,414,380	103.4	9,383	99.0	-92
就業不能保障保険	4,964	141.1	61,692	113.6	273,945	103.8	87,316	105.5	4,535

（注）個人保険および個人年金保険の新規契約件数には転換後契約の件数を含み、新規契約金額には転換による純増加金額を含む。

（2）年換算保険料

（単位：百万円、％）

	新規契約（4月～3月）		保有契約（3月末）	
		対前年比		対前年比
個人保険	2,095,461	106.6	22,622,317	102.2
個人年金保険	663,846	110.5	6,372,888	103.8
合計	2,759,320	107.5	28,995,222	102.5
（うち第三分野）	572,880	103.1	7,394,495	101.2

（3）主要収支状況

（単位：百万円、％）

	金額（4月～3月）	
		対前年比
収入保険料	38,531,005	104.7
資産運用収益	19,022,587	155.6
（利息及び配当金等収入）	9,531,292	104.7
保険金①	8,582,781	94.7
年金②	4,778,990	100.0
給付金③	5,291,156	104.4
小計（①＋②＋③）	18,652,927	98.7
解約返戻金④	13,033,921	109.8
その他返戻金⑤	1,191,227	64.8
小計（④＋⑤）	14,225,148	103.8
資産運用費用	8,356,539	148.6
事業費	5,341,701	103.2

(4) 主要資産運用状況

(単位：百万円、%)

	月末残高（3月末）		
		構成比	対前年比
現金及び預貯金	7,366,142	1.7	87.9
コールローン	3,546,152	0.8	107.4
買入金銭債権	1,808,298	0.4	123.7
金銭の信託	14,313,785	3.3	122.6
有価証券	357,122,565	82.9	102.9
（国債）	156,288,908	36.3	95.5
（地方債）	4,648,104	1.1	92.5
（社債）	24,141,927	5.6	97.5
（株式）	36,477,916	8.5	122.0
（外国証券）	114,833,962	26.6	109.1
貸付金	26,941,982	6.3	95.5
（一般貸付）	24,421,277	5.7	95.1
有形固定資産（注1）	6,388,166	1.5	100.2
運用資産（注2）	417,995,637	97.0	102.7
総資産（注3）	430,981,728	100.0	103.0

（注1）上記の有形固定資産は、土地、建物、建設仮勘定を合計したもの。

（注2）運用資産は、上記の主要な資産及び買現先勘定、債券貸借取引支払保証金等を合計したもの。

（注3）総資産は、運用資産にリース資産、無形固定資産、その他資産等を合わせたもの。

※数値は各社の決算案を集計したもの。

2. 2026年3月末現在の企業年金の受託概況

当協会および信託協会・全国共済農業協同組合連合会・運営管理機関連絡協議会の調査による2026年3月末における企業年金の契約状況は、次のとおりである。

1. 企業年金（確定給付型）の受託概況

（1）企業年金（確定給付型）の受託件数は、厚生年金基金が4件、確定給付企業年金が11,513件となった。

（2）企業年金（確定給付型）の資産残高は、対前年比4兆1,099億円増（対前年比4.8%増）の88兆3,000億円となった。資産残高の内訳は、厚生年金基金が16兆4,918億円（対前年比7.1%増）、確定給付企業年金が71兆8,082億円（対前年比4.3%増）となっている。

なお、業界別の内訳は、信託業界70兆837億円（79.4%）、生命保険業界17兆7,868億円（20.1%）、JA共済連4,295億円（0.5%）となっている。

（3）企業年金（確定給付型）の加入者数は、それぞれ厚生年金基金が11万人、確定給付企業年金が885万人となっている。加入者総数では、制度への重複加入はあるものの、896万人と、第1号厚生年金保険被保険者数4,285万人（2025年3月末）から推計すれば、民間サラリーマンの約21%が企業年金（確定給付型）に加入していることになる。

企業年金（確定給付型）の受託概況（2026年3月末現在）

		受託件数 (基金、件)	資産残高（時価）			加入者数 (万人)
			(億円)	構成比 (%)	対前年比 増減率 (%)	
厚生年金基金	信託銀行	4	160,047	97.0	7.6	11
	生保会社	-	4,871	3.0	△7.7	-
	小計	4	164,918	100.0	7.1	11
確定給付企業年金	信託銀行	3,718	540,789	75.3	4.9	609
	生保会社	7,513	172,997	24.1	2.8	268
	JA共済連	282	4,295	0.6	△0.8	7
	小計	11,513	718,082	100.0	4.3	885
合計		11,517	883,000		4.8	896

- (注) 1. 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。
2. 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。
3. 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。
4. 生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

2. 確定拠出年金（企業型）の統計概況

- (1) 確定拠出年金（企業型）の規約数は、対前年比155件（対前年比2.1%）増加の7,586件となった。
- (2) 確定拠出年金（企業型）の資産額は、対前年比4兆1,504億円（対前年比17.5%）増加の27兆8,288億円となった。
- (3) 確定拠出年金（企業型）の加入者数は、対前年差31万人（対前年比3.6%）増加の893万人となった。

確定拠出年金（企業型）の統計概況（2026年3月末現在、速報値）

	規約数		資産額（時価）		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率 (%)	(%)	対前年比 増減率 (%)	(万人)	対前年比 増減率 (%)
確定拠出年金 （企業型）	7,586	2.1	278,288	17.5	893	3.6

- (注) 上記のデータは、記録関連運営管理機関4社（SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパンDC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株)）で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

〔日誌〕

月	協会	会員各社	行政	関連団体・その他
4月	18 理事会（次期会長に高田幸徳住友生命社長を内定） ▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新について公表 ▼ 生命保険会社の資産運用を通じた「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」に向けた取組みについて公表	1 SOMPOひまわり生命、社長に久米康樹氏が就任 ▼ 大樹生命、社長に原口達哉氏が就任 ▼ 太陽生命、社長に田村泰朗氏が就任 ▼ 東京海上日動あんしん生命、社長に浅野収二氏が就任 ▼ 日本生命、社長に朝日智司氏が就任 ▼ 富国生命、社長に渡部毅彦氏が就任 2 アフラック生命、Aflac Ventures Japan株式会社およびHatch Healthcare株式会社の子会社化について公表 11 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからメディグル株式会社への出資について公表 25 日本生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表	2 日本銀行、短観（3月）＜調査全容＞について公表 9 金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 10 金融庁、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）の改定について公表 ▼ 金融庁、「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」ディスカッション・ペーパーについて公表 ▼ 金融庁、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」（第4回）開催 28 金融庁、「TCFD提言に沿った金融機関のシナリオ分析、およびその結果を踏まえた移行計画等の現状に関する調査」報告書について公表 30 金融庁、「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」及び「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（案）」等を公表	1 全国銀行協会、会長に半沢淳一三菱UFJ銀行頭取が就任 2 信託協会、会長に窪田博三菱UFJ信託銀行社長が就任 9 信託協会、第100回信託大会を開催 30 日本損害保険協会、損害保険会社に係る個人情報保護指針に基づく対象事業者4社に対する指導について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
5月	12 経団連の「2025年度規制改革提案調査」に対し要望提出 13 保育施設・放課後児童クラブを対象とした助成活動の実施～備品購入や建築・設備工事の支援に総額2,500万円を助成します～について公表 16 「大阪・関西万博難病こども支援 万博おでかけプロジェクト」への協賛について公表 19 IFRS財団主催「統合思考・統合報告カンファレンス」への後援および生命保険協会長の登壇について公表 30 IAIS市中協議「生保セクターの構造的変化に関する論点書案」に対し意見提出	1 マニユライフ生命、社長にライアン・シャーランド氏が就任 15 かんぽ生命、自己株式の消却について公表 ▼ 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」から株式会社Sanuへの出資について公表 29 住友生命、株式会社カラダノートとの資本業務提携について公表	12 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表 21 金融庁、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」（第5回）開催 27 金融庁、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」等の制定及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正について公表 ▼ 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第28回）開催	28 トータル・ライフ・コンサルタント（TLC）会、第54回定時総会・大会開催 30 生命保険ファイナンス・アドバイザー協会（JAIFA）、2025年次大会を高松市で開催
6月	4 企業年金（確定給付型）の受託概況（令和7年3月末現在）を公表 ▼ 確定拠出年金（企業型）の統計概況（令和7年3月末現在）を公表 ▼ 生命保険契約照会制度の利用料金改定について公表 6 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出	9 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」からEver-Ex Co., LTD.への出資について公表 22 ライフネット生命、社長に横澤淳平氏が就任 24 ネオファースト生命、IT人材 & DXコンサルティングサービスを提供する株式会社クラウドワークスとの業務提携について公表 26 みどり生命、社長に豊福和人氏が就任	2 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第30回）開催 4 厚生労働省、令和6年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況を公表 11 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和7年1月1日～同年3月31日）について公表 13 金融庁、主要生損保の令和7年3月期決算の概要について公表	3 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「生保セクターにおける構造的シフトに関するイシューズペーパー」への意見提出を公表 4 信託協会、「企業年金（確定給付型）の受託概況」（令和7年3月末現在）を公表 ▼ 信託協会、「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（令和7年3月末現在）を公表 ▼ JA共済、「企業年金（確定給付型）の受託概況」（令和7年3月末現在）を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	13 理事会	27 イオン・アリアンツ生命、増資の実施について公表、増資後の資本金および資本準備金の合計1,152億9,990万円	▼ 金融庁、経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト（2025年）のテンプレート及び経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト（2024年）の結果概要を公表	▼ 日本少額短期保険協会、2025年通常総会開催
	▼ 永島会長、協会会議室にて記者会見	30 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」から株式会社 Preferred Networksへの出資について公表	18 金融庁、「金融庁AI官民フォーラム」（第1回）開催	▼ 国際保険協会連盟（GFIA）、総会開催（於：ベルギー・ブリュッセル）
	▼ 副会長および委員会委員長の内定について公表		20 金融庁、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会報告書」について公表	12 日本損害保険協会、「代理店業務品質評議会」設置について公表
	▼ 「生命保険協会SR報告書2025」を公表～2024年度の生命保険協会の社会的責任活動の報告～		▼ 金融庁、「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」について公表	13 日本経済団体連合会、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見提出を公表
	▼ 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」改正（案）に対し意見提出		▼ 金融庁、金融機関の内部監査高度化に関する懇談会「報告書（2025）」について公表	▼ 全国銀行協会、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見提出を公表
	18 「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」について公表		▼ 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第29回）開催	▼ 日本アクチュアリー会、2025年度定時会員総会開催
	26 ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2号の修正案）」に対し意見提出		23 金融庁、「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」等の一部改正（案）を公表	26 日本損害保険協会、令和6年度損保決算概況について公表
	30 第12回定時社員総会		▼ 金融庁、第68回金融トラブル連絡調整協議会開催	30 日本損害保険協会、定時社員総会開催、会長に舩曳真一郎三井住友海上社長が就任

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			25 金融庁、第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合開催 ▼ 金融庁、健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポートを公表 26 金融庁、スチュワードシップ・コード（第三次改訂版）の確定について公表 27 日本銀行、資金循環統計（速報）（2025年第1四半期）及び週及改定を公表 ▼ 金融庁、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」について公表 ▼ 金融庁、資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」を公表 30 金融庁、「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」を公表 ▼ 金融庁、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」を公表 ▼ 金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書」を公表	
7月	2 「介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度」奨学生を決定～総額6,864万円を全47都道府県の学生286名に支給～ 15 「セイホスカラーシップ」2025年度奨学生8名を決定～アジアからの私費留学生へ1名あたり総額240万円を給付し、勉学を支援～	1 イオン・アリアンツ生命、社長に長沼晋弘氏が就任 ▼ ジブラルタ生命、社長に蕪木広義氏が就任	1 金融庁、リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2024事務年度）について公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等について公表	1 日本証券業協会、会長に日比野隆司大和証券特別顧問が就任 24 日本損害保険協会、「令和8年度税制改正要望」を決定

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	17 金融庁の「大蔵省告示第四十八号等の一部改正（案）」に対し意見提出	▼ 明治安田生命、イオン・アリアンツ生命の子会社化について公表	2 日本銀行、短観（6月）＜調査全容＞について公表	29 国立社会保障・人口問題研究所、令和5（2023）年度「社会保障費用統計」を公表
	18 臨時社員総会、理事会（会長に高田幸徳住友生命社長就任）	▼ 住友生命、米国子会社 Symetraへの増資について公表	▼ 金融庁、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」および「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表	30 JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）、令和7年通常総代会を開催
	▼ 高田会長、協会会議室にて記者会見	4 日本生命、在留外国人等へのサービス共創に向けた株式会社グローバルトラストネットワークスへの出資について公表	4 金融庁、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の一部改正について公表	31 日本損害保険協会、2024年度損害保険代理店統計について公表
	▼ 生命保険協会会長就任にあたって（所信）公表	14 ネオファースト生命、中古車買取りと販売のフランチャイズチェーンを運営する株式会社カーセブンデジフィールドとの業務提携について公表	▼ 金融庁、「2025年保険モニタリングレポート」を公表	
	▼ 令和8年度税制改正に関する要望について公表	17 ライフネット生命、株式会社アドバンスクリエイトとの資本業務提携および第三者割当の方法による同社株式取得について公表	7 金融庁、「令和5年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	
		30 住友生命、CVCファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」から株式会社 TERASSへの出資について公表	▼ 金融庁、「国内外におけるサステナビリティ投資の実態等に関する調査」最終報告書を公表	
			17 金融庁、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理を公表	

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			23 金融庁、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等に対するパブリック・コメントの結果等について公表 25 金融庁、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストについて公表 ▼ 厚生労働省、令和6年簡易生命表の概況を公表 28 金融庁、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」（第12回）開催 29 厚生労働省、「令和7年版厚生労働白書」を公表 31 金融庁、「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」（ディスカッション・ペーパー）に寄せられた御意見の概要について公表	
8月	13 IAIS「IIM評価手法の見直しに関する市中協議」に対し意見提出	5 朝日生命、株式会社F.L.Pの株式譲渡について公表 25 マニユライフ生命、マニユライフ・ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社の株式譲渡について公表 27 日本生命、ユーロ建劣後特約付社債の発行について公表 28 日本生命、米国資産運用会社ポスト・アドバイザー・グループ株式の売却について公表	28 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 厚生労働省、令和5年度介護保険事業状況報告（年報）について公表 29 金融庁、令和8年度税制改正要望について公表 ▼ 金融庁、2025事務年度金融行政方針について公表	19 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「GME IIM 評価手法の見直し」に対する意見提出を公表 20 生保労連、第57回定期大会を開催 27 こくみん共済coop、第145回通常総会を開催

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、「令和6年度実績評価書」等について公表 ▼ 厚生労働省、令和8年度税制改正要望について公表 ▼ 厚生労働省、令和6年度医療費の動向について公表	
9月	19 理事会 ▼ 高田会長、協会会議室にて記者会見 ▼ 顧客本位の業務運営を推進する今後の取組みについて公表～法令・監督指針改正等を踏まえた、会員各社と保険代理店との適切な関係性の構築の推進等の取組み～ ▼ 生命保険募集人の呼称の公募について公表 26 「諸外国の規制に係る金融庁規制要望調査」に対し要望提出	2 富国生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表 4 住友生命、米ドル建劣後特約付社債の発行について公表 11 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからイチロウ株式会社への出資について公表 16 T&Dフィナンシャル生命、本社移転（港区芝浦） ▼ 日本生命、ニッセイ・リース株式会社の完全子会社化について公表 26 日本生命、株式会社学研ホールディングスとの資本業務提携について公表	5 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和7年4月1日～同年6月30日）について公表 ▼ 金融庁、「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 10 金融庁、金融事業者リスト（令和7年7月11日時点）及び投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析結果（令和7年3月末基準）の掲載等について公表 16 厚生労働省、令和6年（2024）人口動態統計（確定数）の概況を公表 18 日本銀行、資金循環統計（速報）（2025年第2四半期）を公表 ▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第1回）開催 ▼ 金融庁、「金融庁AI官民フォーラム」（第2回）開催	5 日本損害保険協会、「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」の策定について公表 ▼ 日本損害保険協会、「募集コンプライアンスガイド」の改定について公表 16 日本経済団体連合会、「令和8年度税制改正に関する提言」を公表 ▼ 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望について公表 18 日本商工会議所、「令和8年度税制改正に関する意見」を公表 ▼ 信託協会、令和8年度税制改正要望を決定 ▼ 日本証券業協会他、令和8年度税制改正に関する要望を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			26 金融庁、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」の改正について公表 ▼ 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について公表 30 金融庁、令和7年保険業法改正に係る政令（案）に対するパブリックコメントの実施について公表 ▼ 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について公表 ▼ 金融庁、規制の政策評価（RIA）について公表	▼ 日本損害保険協会、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等の改定について公表 19 全国銀行協会、令和8年度税制改正に関する要望を公表 30 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「オペレーショナルレジリエンスの目標・ツールキットに関するアプリケーションペーパー」への意見提出を公表
10月	17 「令和7年保険業法改正に係る政令（案）」に対し意見提出 31 内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン」に対し要望提出	1 イオン・アリアンツ生命、明治安田トラスト生命に社名変更	2 日本銀行、短観（9月）＜調査全容＞について公表 14 金融庁、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）」について公表 15 金融庁、保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について公表 ▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第2回）開催	2 日本証券業協会他、令和7年全国証券大会開催（於：経団連会館） 15 生命保険修士会、第51回定時総会を開催（於：フコク生命本社28階会議室） 16 日本保険医学会、第122回定時総会を開催（於：有楽町朝日ホール、17日まで） 18 日本損害保険協会、10月18日は「東アジア保険の日」～船曳協会長がメッセージを発信～ 23 生命保険文化センター、「2025（令和7）年度生活保障に関する調査（速報版）」を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
				24 信託協会、規制改革に関する提案提出を公表 25 日本保険学会、令和7（2025）年度全国大会・総会を開催（於：近畿大学、26日まで） 29 日本損害保険協会、「代理店業務品質に関する評価指針」の改正案等について公表
11月	5 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」助成施設の決定について公表～総額2,500万円を全47都道府県の150施設に助成～ 21 理事会 ▼ 高田会長、協会会議室にて記者会見 28 ISSB公開草案「『SASBスタンダード』の修正案」に対し意見提出 ▼ ISSB公開草案「『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対し意見提出	4 第一生命、アセットガーディアン株式会社の事業譲渡および子会社間の吸収合併について公表 ▼ 日本生命、ミッドナイトブラックファスト株式会社の株式取得および「Nissay MIRAIQA株式会社」への商号変更について公表 5 日本生命、スタートアップ企業の成長支援に向けた株式会社Fivotへの出資および同社との業務提携について公表 10 明治安田生命、未来共創投資からマークスライフ株式会社への出資について公表 14 アフラック生命、メディフォン株式会社との業務提携について公表 ▼ かんぽ生命、自己株式の取得について公表	5 金融庁、「金融庁AI官民フォーラム」（第3回）開催 13 金融庁、三好金融国際審議官の保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会議長就任について公表 21 厚生労働省、「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」について公表	11 生命保険文化センター、第63回中学生作文コンクール入賞者決定について公表 12 国際保険協会連盟（GFIA）、総会開催（於：アルバニア・ティラナ） 13 保険監督者国際機構（IAIS）、年次カンファレンス開催（於：アルバニア・ティラナ、14日まで）

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
12月	4 持続的な企業価値向上にむけた取組みの推進について公表～スチュワードシップ活動ワーキング・グループによる協働エンゲージメントの実施～ 19 与党「令和8年度税制改正大綱」に関するコメントを公表 25 警察庁の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対し意見提出	1 大樹生命、本社移転（港区東新橋） ▼ 朝日生命、ベトナムの生命保険会社MVI生命（MVI Life Co. Ltd）の完全子会社化に向けた買収手続き開始の合意について公表 ▼ 楽天生命、増資の実施について公表、増資後の資本金および資本準備金の合計150億4,000万円 2 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからジオフラ株式会社への追加出資について公表 10 クレディ・アグリコル生命、代表取締役CEOにフィリップ・ドゥマンジャ氏が就任 12 太陽生命、国内総合型インフラファンドへの出資について公表 15 日本生命、メディカル・データ・ビジョン株式会社の株券等に対する公開買付けの開始について公表 22 オリックス生命、Shift Technologyとの業務提携によりAI不正検知システムの導入について公表 26 第一フロンティア生命、資本金及び準備金の額の減少について公表	1 金融庁、「金融庁の1年（2024事務年度版）」を公表 2 金融庁・経済産業省、「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」開催 5 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：令和7年7月1日～同年9月30日）について公表 10 金融庁、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告を公表 ▼ 金融庁、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」（第1回）開催 12 金融庁、「令和7年度金融庁政策評価実施計画」等の策定について公表 15 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について公表 ▼ 金融庁、主要生損保の令和7年9月期決算の概要について公表 16 日本銀行、短観（12月）＜調査全容＞について公表	16 日本アクチュアリー会、「保険負債の検証に関する報告書 記載要領」等、「保険負債等の評価・検証に関するガイドランス」について公表 25 日本損害保険協会、「代理店業務品質に関する評価指針」の改正等について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、令和 7 年資金決済法改正に係る政令（案）等に対するパブリックコメントの実施について公表 17 日本銀行、資金循環統計（速報）（2025 年第 3 四半期）を公表 ▼ 金融庁、令和 7 年保険業法改正に係る内閣府令（案）等に対するパブリックコメントの実施について公表 ▼ 金融庁、令和 7 年改正保険業法（1 年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表 ▼ 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）関係） ▼ 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表 19 金融庁、金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）及び金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）の改定について公表 ▼ 金融庁、令和 7 年保険業法改正に係る政令の公布及びパブリックコメント結果について公表 ▼ 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について公表	

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第3回)開催 23 金融庁、「経済価値ベースのソルベンシー規制に関する告示の一部改正(案)」を公表 ▼ 金融庁、「金融庁AI官民フォーラム」(第4回)開催 25 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表 ▼ 厚生労働省、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」を公表 26 金融庁、令和8年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について公表 ▼ 金融庁、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告を公表	
1月	5 高田協会長年頭所感を公表 ▼ 「昭和100年」関連施策の一環として、昭和時代の生命保険事業について公表 21 企業会計基準委員会(ASBJ)公開草案「金融商品に関する会計基準(案)」等に対し意見提出 28 サステナビリティ基準委員会(SSBJ)公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対し意見提出	23 明治安田生命、明治安田未来共創ファンドからContrea株式会社への出資について公表	8 金融庁、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告を公表 9 金融庁、「金融庁防災業務計画」及び「金融庁国民保護計画」の改定について公表 16 金融庁、グローバル・マネー・ウィーク(Global Money Week)2026について公表 ▼ 金融庁、「認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令(案)」を公表	29 サステナビリティ基準委員会、「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」としての3つの公開草案に寄せられたコメントを公表 30 生命保険文化センター、「2025(令和7)年度生活保障に関する調査」(2026(令和8)年1月発行)を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	30 「令和7年保険業法改正（1年以内施行）に係る保険業法施行規則等の一部改正（案）、『保険会社向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）等」に対し意見提出		19 金融庁、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）を公表 26 金融庁、令和7年資金決済法改正に係る告示（案）等に対するパブリックコメントの実施について公表	
2月	2 内閣府「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行令案」に対し意見提出 3 FSB市中協議文書「再建計画および破綻処理計画を求める保険会社の適用範囲に関するガイダンス案」に対し意見提出 5 IAIS市中協議文書「国際保険資本基準（ICS）に関連するICP 9、20のフレーム等の改正」に対し意見提出 18 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対し意見提出 20 理事会 ▼ 高田協会長、協会会議室にて記者会見	1 プルデンシャル生命、社長に得丸博充氏が就任 ▼ PGF生命、社長に川本亮氏が就任 12 ライフネット生命、再保険事業の開始について公表 13 太陽生命、太陽生命ローン債権ならびに太陽信用保証株式会社の譲渡について公表 16 日本生命、「にいがたサステナブル地域創生投資事業有限責任組合」への出資契約締結について公表 27 ソニー生命、株式会社経営承継支援との資本・業務提携にかかる契約の締結および同社株式取得について公表	3 金融庁、第56回金融審議会総会・第44回金融分科会合同会合開催 6 金融庁、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリックコメントの実施について公表 9 金融庁、「アセットオーナー/ゲートキーパー・ベンチャーキャピタルミートアップ」の開催について公表 10 金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について公表 ▼ 金融庁、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」（第2回）開催 26 金融庁、第69回金融トラブル連絡調整協議会開催	6 日本損害保険協会、SSBJ市中協議文書「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」への意見提出を公表 16 企業会計基準委員会、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントを公表 25 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「ICS関連Com-Frame基準」への意見提出を公表 26 日本損害保険協会、FSB Key Attribute「RRP要件の対象となる保険会社の範囲」市中協議への意見提出を公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
	▼ 女性の更なる活躍推進に向けた取組み～「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立支援に関する調査報告書」について公表 24 IAIS市中協議「再建計画および破綻処理の適用文書（改訂案）」に対し意見提出 26 2025年度代理店業務品質調査結果について公表	▼ 明治安田生命、CVCファンドからJPYC株式会社への出資について公表	▼ 厚生労働省、人口動態統計速報（令和7（2025）年1～12月速報の累計）を公表 27 金融庁、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」（第13回）開催	
3月	19 臨時社員総会・理事会 ▼ 「会員各社の社会貢献に対する取組み」について公表	23 楽天生命、本社移転（港区港南） 25 ニッセイ・ウェルス生命、社長に岩崎貢氏が就任 26 日本生命、米ドル建無担保普通社債の発行について公表 31 かんば生命、Ashmoreグループとの戦略的提携について公表 ▼ かんば生命、KKR傘下の保険見直し本舗グループへの少数出資について公表	3 金融庁、AIディスカッションペーパー（第1.1版）を公表 6 金融庁、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（令和7年10月1日～同年12月31日）について公表 13 金融庁、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について公表 17 金融庁、金融事業者リスト（令和8年1月9日締切）、投資信託・外貨建保険の共通KPIに関する分析結果（令和7年3月末基準）の掲載及び次回の報告受付について公表 ▼ 金融庁、グローバル・マネー・ウィーク（Global Money Week）2026 取組一覧について公表 18 日本銀行、資金循環統計（速報）（2025年第4四半期）を公表	11 日本損害保険協会、IAIS市中協議文書「再建計画・破綻処理に関するアプリケーションペーパー」への意見提出を公表 13 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」について公表 17 生命保険経営学会、第28回定時会員総会開催 ▼ 日本保険仲立人協会、2026年度定時社員総会開催 19 全国銀行協会、「中長期的な金融仲介の在り方検討WG」報告書等について公表 ▼ 全国銀行協会、「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会中間報告書」について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			19 金融庁、令和7年改正保険業法（1年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）を公表 ▼ 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）を公表（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）関係） ▼ 金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）を公表 23 金融庁、「経済価値ベースのソルベンシー規制に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について公表 24 金融庁、「NGFS（気候変動リスク等）に係る金融当局ネットワーク）の長期シナリオ（第5版）および短期シナリオに関する調査」報告書を公表 ▼ 金融庁、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」（第3回）開催 27 金融庁、FinTechサポートデスクのFAQについて公表 ▼ 警察庁、令和7年中における自殺の状況について公表	▼ 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改正について公表 30 日本経済団体連合会、経団連カーボンニュートラル行動計画－2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2025年度フォローアップ結果 総括編（2024年度実績）〔確定版〕－について公表

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			30 金融庁、令和 7 年 保険業法改正に係る 内閣府令等の公布及 びパブリックコメン ト結果について公表 ▼ 金融庁、令和 7 年 改正保険業法（1 年 以内施行）に係る「保 険会社向けの総合的 な監督指針」等の一 部改正（案）に対す るパブリックコメン トの結果等について 公表 ▼ 金融庁、「保険会 社向けの総合的な監 督指針」の一部改正 （案）に対するパブ リックコメントの結 果等について公表 ▼ 金融庁、「保険会 社向けの総合的な監 督指針」等の一部改 正（案）を公表 31 金融庁、「マネロ ン等対策の有効性検 証に関する事例集」 の改訂版を公表 ▼ 金融庁、「マネー・ ローンダリング及び テロ資金供与対策に 関するガイドライ ン」の一部改正（案） に対するパブリック コメントの結果等に ついて公表 ▼ 金融庁、保険業法 施行規則の一部を改 正する内閣府令の公 布及びパブリックコ メント結果について 公表 ▼ 金融庁、「企業内 容等の開示に関する 内閣府令第十九条の 九第五項に規定する サステナビリティ開 示基準を指定する 件」に対するパブ リックコメントの実 施について公表	

月	協 会	会員各社	行 政	関連団体・その他
			▼ 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について公表 ▼ 金融庁、「認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令」について公表	

資料 1 - 1

令和 8 年度税制改正に関する要望

令和 8 年度税制改正に関する要望項目一覧

【重点要望項目】

- ◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること
- － 子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

令和 7 年まで	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約	
	一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険	
	4万円		4万円	4万円	
子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（令和 7 年度税制改正）					
令和 8 年限り 時限措置	所得税合計適用限度額		12万円	平成24年1月からの契約	
	一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険	
	23歳未満 扶養親族	有 6万円 無 4万円	4万円	4万円	
要望事項（令和 8 年度税制改正）					
令和 9 年以降	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化				
	子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和 8 年分所得税において講じられる、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する 2 万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること				

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

【その他の要望項目】

I. 企業年金保険関係

- 働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと
- 確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること
- 企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

II. 生命保険契約関係

- 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

III. 資産運用関係

- 不動産関連税制の総合的見直しを図ること

IV. その他

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること
- 国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、米国をはじめとした諸外国の税制度・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社の事業活動が阻害されることがないように、十分に留意すること

要 望 理 由

重点要望項目

◎人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するために、国民の自助・自立のための環境を整備する観点から、生命保険料控除制度を拡充すること

- － 子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります（図表1）。

生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。遺族保障については、残された遺族の将来の生活費や将来の子どもの教育費用のために必要な資金を確保するために重要な保障であり、加えて、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などへの自助による備えが一層重要になっています。

生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても将来に向けた保障や資産形成への備えを継続させ、また各種リスクに対する備えを充実させるための一助となることから、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続していくために、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

-

(図表 1) 現行の生命保険料控除制度

現行制度の控除限度額		
平成24年1月からの契約		
合計控除額 所得税12万円 地方税7万円		
一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険
所得税 4万円 地方税 2.8万円 遺族保障	所得税 4万円 地方税 2.8万円 介護保障 医療保障	所得税 4万円 地方税 2.8万円 老後保障

※平成23年12月までの契約の現行制度の控除限度額は生命保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円、個人年金保険料控除が所得税5万円、地方税3.5万円となっている

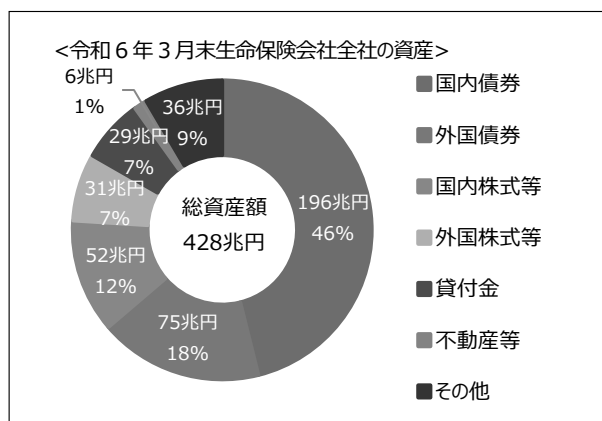
1. 国民生活の安定や経済の活性化に資する生命保険の役割

国民生活には、「死亡」「介護」「病気・ケガ」「老後の資金不足」といったリスクが存在します。生命保険は、加入者間の「相互扶助」の原理により、これらのリスクに対する保障を提供することで、国民生活の安定に寄与しています。

また、将来不安の軽減に伴う個人消費の増加や保険契約者からお預かりした保険料が債券・株式・不動産等へ投資されること等を通じて、資金循環を促進し、経済の活性化に貢献していることに加え、円滑な財政運営にも寄与しています（図表2、図表3）。

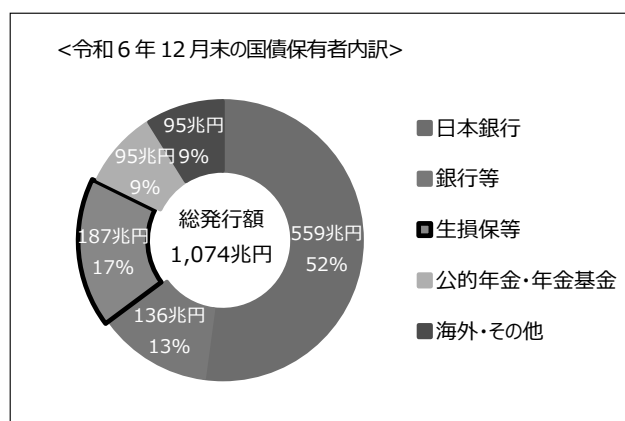
経済・社会構造の変化や生活保障ニーズの多様化に伴い、生命保険のカバーする領域は徐々に広がってきています。人生100年時代を迎え、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、生命保険の果たす役割は、今後、ますます増していくものと考えられます。

(図表 2) 生命保険会社の資産の投融資先



(令和6年3月末生命保険事業概況)

(図表 3) 国債の保有者別内訳



(財務省HP 国債等の保有者別内訳 (令和6年12月末速報))

2. 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ140兆円であり、この25年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2040年には社会保障給付費が約190兆円程度に達すると推計されています（図表4）。

また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の3割が高齢者（65歳以上）ですが、2070年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2070年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。

このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました（参考1）。

また、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」においては、我が国は人生100年時代を迎えているとの認識のもと、社会保障制度を持続させるために、「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、年齢ではなく負担能力に応じた負担を求めることで全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を進めていくことが打ち出されました。

社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や働き方・ライフスタイルの多様化、国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制（図表5）を構築することが重要となります。少子高齢化に伴う社会保障給付費の増加、多様化する国民の生活保障ニーズ、負担能力に応じた負担への移行等、社会保障制度を取り巻く状況から、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される「私的保障の支え手」としての役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。

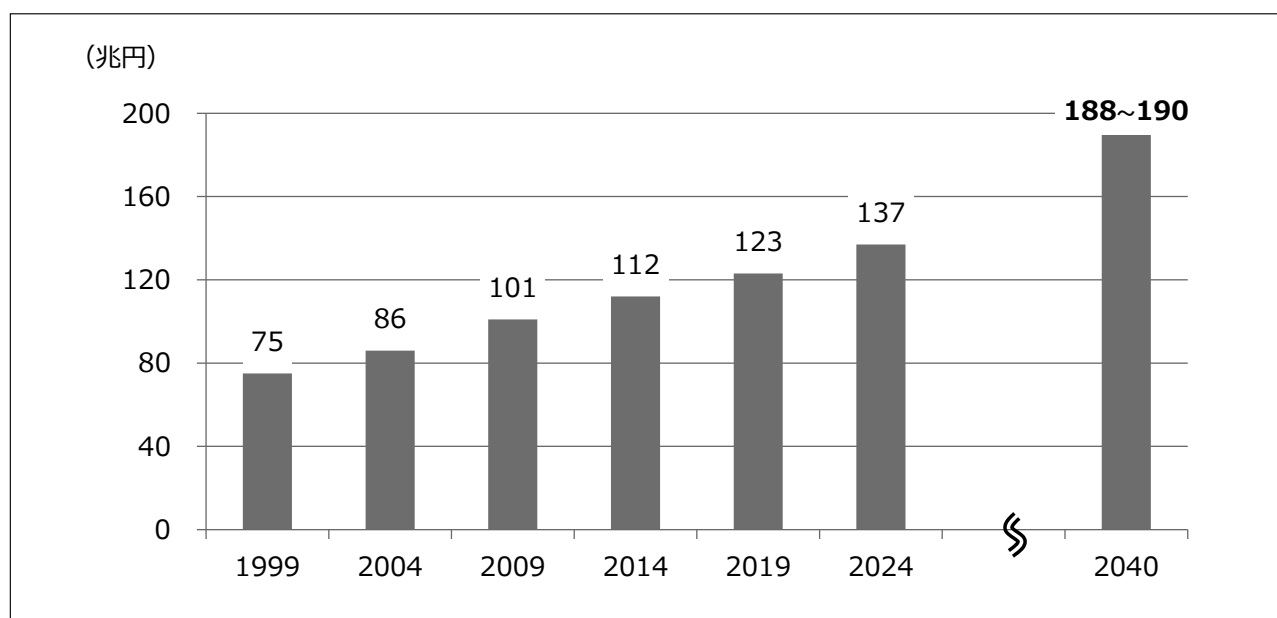
そして、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、

継続していくために、恒久的であることが不可欠です。また、国民一人ひとりが私的保障により必要な備えを自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。

さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています（参考2）。

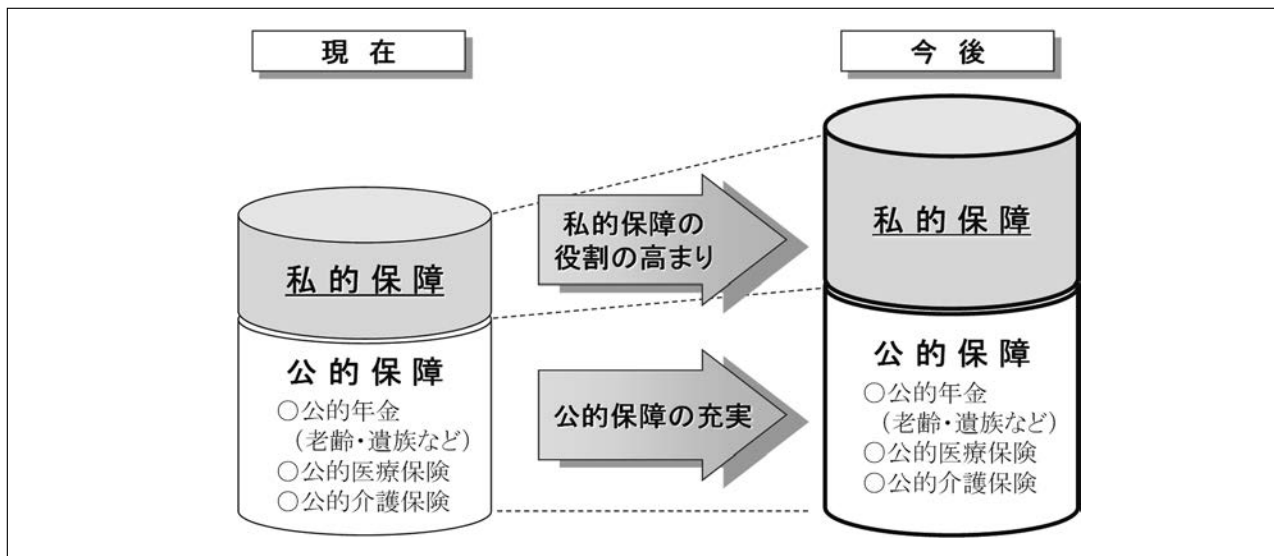
生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を推し進めることにもなります。

（図表4） 社会保障給付費の推移



（国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度 社会保障費用統計」、2024年度：厚生労働省推計値（予算ベース）、2040年度：経済財政諮問会議「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）（平成30年5月）」における将来推計値）

(図表5) 公私二本柱の生活保障



(参考1) 社会保障制度改革推進法（抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

（平成24年8月10日成立）

(参考2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋）

（自助・自立のための環境整備等）

第2条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

（平成25年12月5日成立）

3. 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民一人ひとりにとって必要な保障の種類、保障額は異なり、年齢や家族構成の変化などに伴って、生活保障ニーズも変化していきます。そのため、国民生活の安定に向けては、国民一人ひとりが、自身や家族にとって保障分野ごとに必要な保障を準備し、見直していくことが重要です。

例えば、日ごろの生活や将来に向けて不安に感じていることとしては、「自分の介護が必要となること」「年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること」は男性・女性の50代以降で多く、「自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること」は男性・女性の30代～50代で多くなっています。また、「老後の生活が経済的に苦しくなること」は、男性の50代、女性の40代～50代で多くなっています。このように年齢や性別によって不安と覚えることには差異があり、ライフステージの変化によって必要とする保障も変化していきます(図表6)。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。

そして人生100年時代を迎えた今、平均寿命の伸長と働き方・ライフスタイルの多様化により、生活保障ニーズの多様化も一段と進展しています。生命保険はこうしたニーズに応えるため、進化を続けています。例えば、認知症に備える保険、精神疾患を含めた心身不調による長期療養に備える保険、日々の生活における健康維持・増進を後押しする保険などはその一例です。最近では、こうした保障に加え、認知症の理解および予防・共生や日々の健康増進・疾病予防を支援する情報提供、アプリ等を利用した生活習慣改善サポート、介護の相談・介護施設の紹介等の様々なサービスも合わせて、トータルで安心を提供しています。

現在、個人保険・個人年金保険にかかる保険金・給付金・年金は、合計で年間約13兆円(令和5年度)が支払われ、各分野で公的保障を補完しています(図表7)。

平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されました。また、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中、国民にとって老後の生活資金の確保は喫緊の課題となっており、個人年金保険等を活用した老後への備えの重要性は一層高まっています。

保障分野ごとの生命保険が全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能し、国民が安定した生活を送るためには、各分野において一層、国民の自助努力を促していく必要があります。

(図表6) 生活上の不安項目

(複数回答, 単位: %)

	自分自身に関する不安				
	自分が病気や事故にあうこと	自分の介護が必要となること	老後の生活が経済的に苦しくなること	年をとって体の自由がきかなくなり、病気がちになること	自分の不慮の死により家族の者に負担をかけること
男性	56.1	40.1	33.5	40.6	32.1
20歳代	48.9 ▲	20.0 ▲	27.7 ▲	25.5 ▲	24.3 ▲
30歳代	58.5	32.7 ▲	33.5	32.4 ▲	38.2
40歳代	60.8	34.9 ▲	37.1	38.1	41.1
50歳代	57.5	48.3	46.9	48.3	39.1
60歳代	55.7	49.3	34.1	47.6	28.2
70歳代	53.7	46.3	23.9 ▲	43.8	24.4 ▲
女性	58.7	46.9	42.3	45.9	31.7
20歳代	52.9	22.4 ▲	37.1	24.3 ▲	24.8 ▲
30歳代	61.5	35.5 ▲	44.3	38.0 ▲	36.3
40歳代	65.2	43.8	50.9	45.7	39.5
50歳代	62.2	53.9	49.6	52.2	36.8
60歳代	57.2	57.0	42.8	53.1	29.9
70歳代	51.6 ▲	53.1	29.3 ▲	48.7	21.8 ▲

○印：全体に比べて統計的に有意に高いと認められる結果
 ▲印：全体に比べて統計的に有意に低いと認められる結果
 □印：男性と女性の割合を比較した上で、統計的に有意に高いと認められる結果

(生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表7) 生命保険による公的保障の補完

公的保障		給付事由	生命保険での補完
公的年金	老齢年金	老齢になったとき	個人年金
	遺族年金	死亡したとき	死亡保障
	障害年金	病気やケガで障害が残ったとき	就業不能・介護保障
公的医療保険		病気やケガで治療を受けたとき	医療保障
公的介護保険		所定の介護状態になったとき	就業不能・介護保障

生活保障に対する国民の意識のうち、遺族保障について、特に重要となる子どもの扶養をしている国民においては、遺族の生活資金の備え等として平均2,289万円の死亡保険金が必要と考える一方、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円であり、必要と考える死亡保険金額に比べて大きく不足している状況となっています（生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」データに基づき、大学生以下の子を扶養している対象について生命保険協会集計）。

被相続人（被保険者）が死亡した後も、主に配偶者や子ども、老齢の親など遺族の将来の生活費や、将来の子どもの教育費などが必要なため、死亡リスクへの備えの不足は、残

された遺族の生活の困窮、希望する子どもの教育機会の損失を招く懸念があります。

子どもの教育機会の損失が起きると、将来の収入の減少につながり、次の世代の婚姻率の減少や、経済的な要因により希望する人数の子どもをもうけられないことにより、さらなる少子化の進展の連鎖や、日本経済の低迷などを招くこととなるため、これを回避するべく保障額の充足を図るためには、より一層の支援が必要と考えられます。一般生命保険料控除の拡充により、これを支援することで、政府が掲げるこどもまんなか社会の実現にも寄与できるものと考えます。

病気やケガの治療に要する費用には公的医療保険によるサポートがありますが、自己負担分は多くの年代で上昇傾向にあることから、自助努力による病気等のリスクへの備えの重要性は増しています（図表8）。また、家族が所定の介護状態になった場合、介護サービスの利用に要する費用には公的介護保険によるサポートがありますが、一方で、自己負担分があるため介護サービスの利用料を捻出できずに介護離職される方もいると考えられます（図表9）。民間の介護保険給付をこれらの費用に充てることで、施設やサービスの利用により仕事と介護を両立しやすくなり、ひいては介護離職の防止にも貢献できるものと考えています。

また、人生100年時代を迎え、早い時期から少しずつでも自助努力による老後の資産形成をおこなうことが重要となっています。資産形成については、個人年金、NISA、iDeCo等、様々な方法があり、それぞれの特長に応じて活用することが肝要と考えますが、個人年金は老後の安全資産を確保する上で活用でき、残余分を安心して投資に回していただくといった点で大きく貢献できるものと認識しています。加えて、病気・ケガ・死亡といったリスクに備えておくことで、生活が安定し、長期間にわたる継続的な資産形成が可能になると考えています。このような観点からも、生命保険は貢献できるものと考えています。

加えて、生命保険文化センターの「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、遺族・介護・老後保障については過半数を超える人が、医療保障においても約4割を超える人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、概ね過半数の人が「充足感がない」と考えており（図表10・図表11）、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、かつ平均加入金額も低下傾向にあり、国民全体の私的保障の準備不足が懸念されます（図表12・図表13）。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。

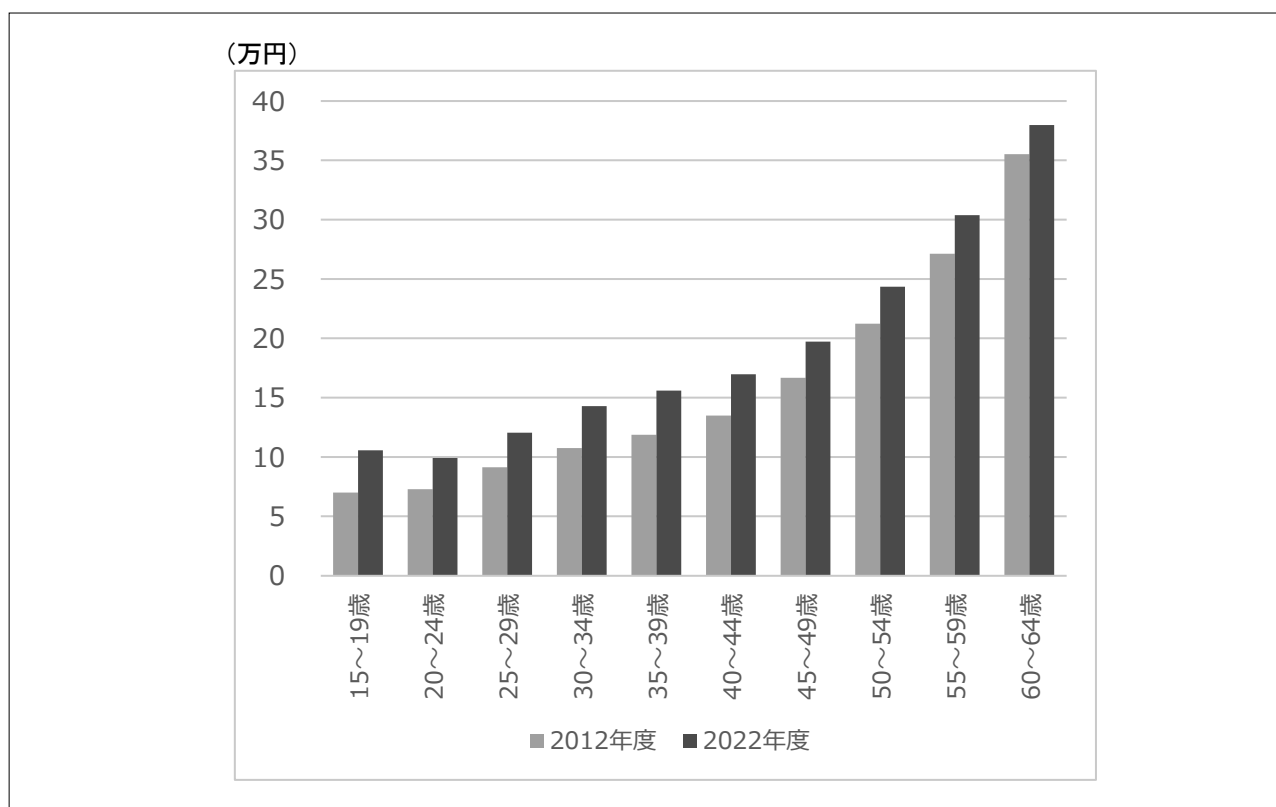
遺族保障、介護医療保障、老後保障という生活保障すべてについて、今後も公的保障（社

会保険)と私的保障(生命保険)が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制は重要です。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。

また、生命保険料控除制度の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても各種リスクに対する備えを充実させ、将来に向けた保障や資産形成を継続するための一助となることから、持続可能な社会保障制度の確立と国民生活の安定に資するものと考えます。国民が安心して生命保険に加入し、継続していくために、生命保険料控除制度が恒久的であることは不可欠であり、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

(図表8) 1人当たりの医療費自己負担額



(厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」)

(図表9) 介護を機に離職した理由

理由	割合
仕事と「手助・介護」の両立が難しい職場だったため	59.4%
「手助・介護」をする家族・親族が自分しかいなかったため	17.6%
自分の心身の健康状態が悪化したため	17.3%
自分の希望として「手助・介護」に専念したかったため	15.4%
施設へ入所できず「手助・介護」の負担が増えたため	15.0%
両立するための職場の両立支援制度や介護サービスを知らなかったため	11.0%
在宅介護サービスを利用できず「手助・介護」の負担が増えたため	9.6%
自分の他に「手助・介護」する家族・親族はいるが、家族や親族からの理解・協力が十分に得られなかった又は家族や親族が「手助・介護」に専念することを希望したため	9.4%
自分自身で「手助・介護」すると介護サービスなどの利用料を軽減できるため	8.4%
要介護者が「手助・介護」に専念することを希望したため	6.9%
「手助・介護」を機に辞めたが、理由は「手助・介護」に直接関係ない	6.6%
その他	4.1%

(株式会社N T Tデータ経営研究所「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」
(令和元年度厚生労働省委託調査))

(図表10) 公的保障に対する考え方

必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合	
遺族保障	64.6 %
医療保障	43.4 %
介護保障	77.6 %
老後保障	73.9 %

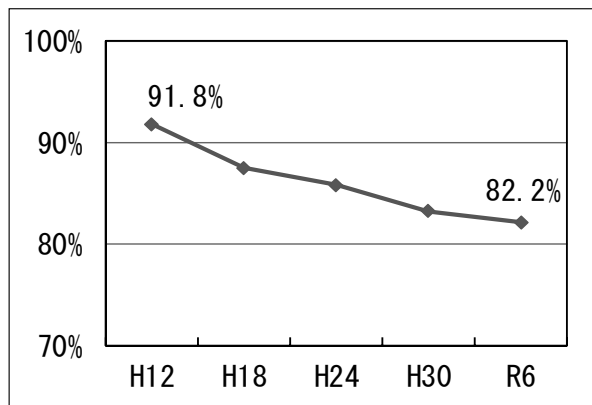
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表11) 経済的準備に対する充足感

私的準備に公的保障・企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合	
遺族保障	52.5 %
医療保障	45.8 %
介護保障	70.0 %
老後保障	65.5 %

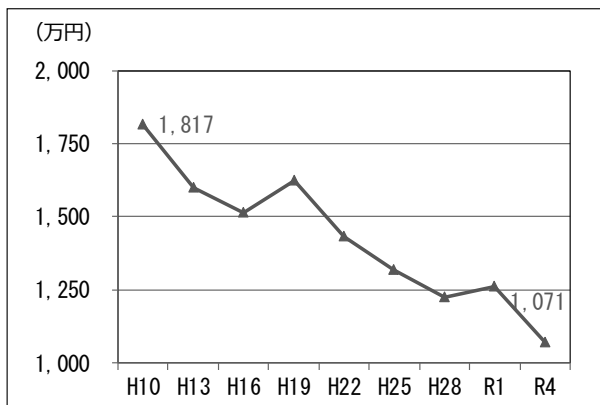
(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(図表12) 生命保険の世帯加入率の推移



(生命保険文化センター
「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」)

(図表13) 生命保険の平均加入額



(生命保険文化センター
「令和4年度 生活保障に関する調査」)

4. 必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。

平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から令和6年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています（図表14）。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところであり、制度の推移と物価水準の均衡の観点から見た場合において、その拡充の必要性が高まっています。

前述のとおり、特に遺族保障充足の必要性が大きい子どもを扶養している国民は、平均2,289万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備え等として必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は平均1,348万円です。必要と考える平均死亡保険金額は実際に加入している平均金額の約1.5倍強であり、大きな乖離があります（図表15）。このような環境の下、令和7年度税制改正にて、令和8年の1年間の時限措置として、23歳未満の扶養親族を有する場合の所得税における一般生命保険料控除枠について、現行の4万円の適用限度額に2万円の上乗せ措置が講じられました（図表16）。

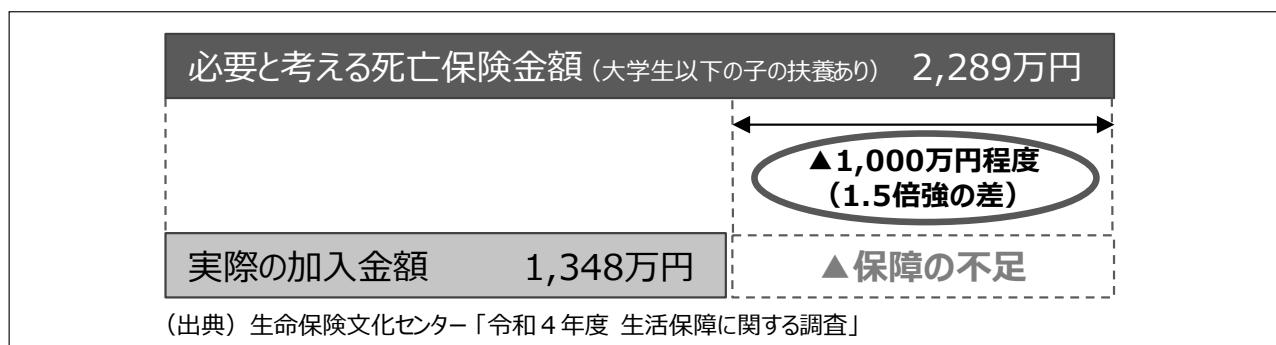
子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点からは本拡充は恒久措置であることが望ましく、「令和8年分所得税において講じられる、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する2万円の上乗せ措置」の恒久化を要望します。

（図表14） 生命保険料控除制度の所得控除水準と消費者物価指数との比較

	昭和49年	…	平成2年	…	平成24年	…	令和6年
一般生命保険料控除 + 介護医療保険料控除	5万円	…	5万円	…	一般生命保険料控除 4万円 + 介護医療保険料控除 4万円		
個人年金保険料控除	—	…	5万円	…	4万円		
消費者物価指数	47.5	…	89.6	…	94.5	…	108.5

※総務省統計局ホームページより。令和2年を100とした時の指数。

(図表15) 子育て世代が「必要と考える保険金額」と「実際の加入金額」の差



(図表16) 令和8年分の生命保険料控除制度

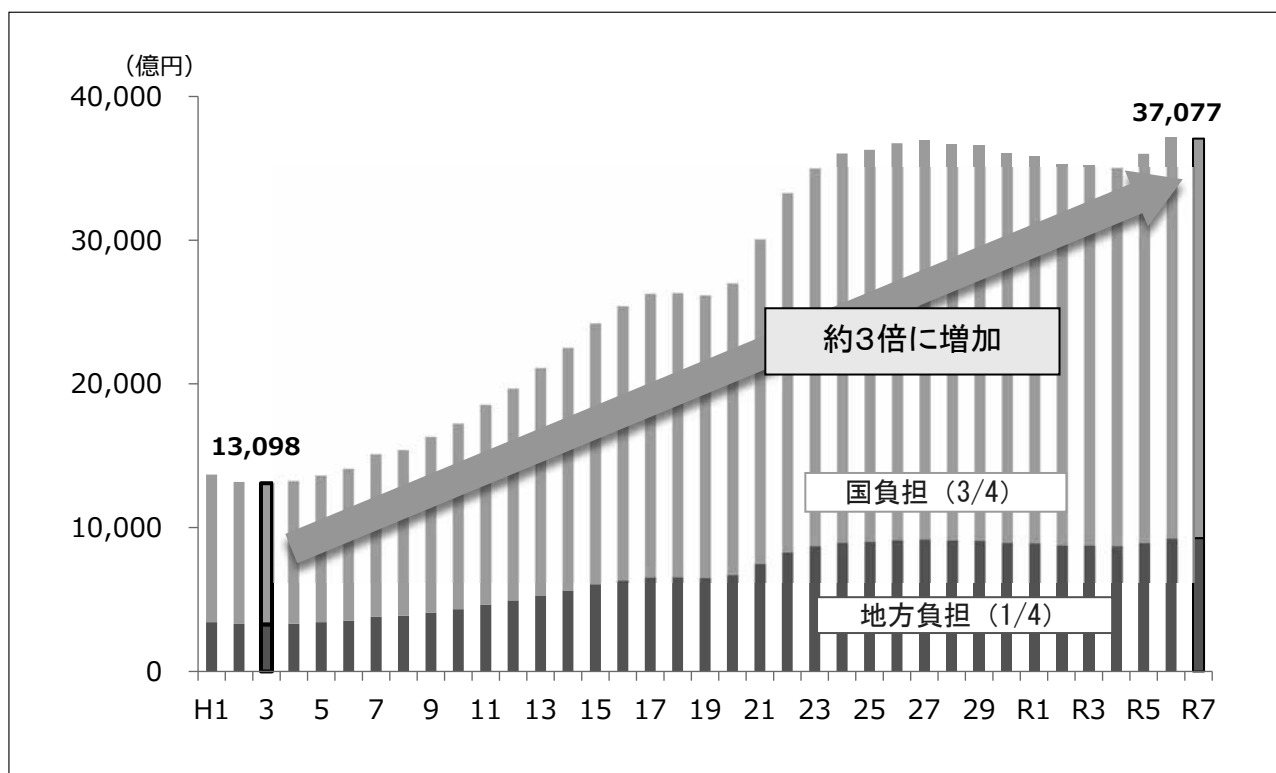
令和8年分の生命保険料控除制度の控除限度額			
合計控除額		平成24年1月からの契約	
		所得税12万円	地方税7万円
一般生命保険		介護医療保険	個人年金保険
所得税	23歳未満扶養親族	4万円	4万円
	有		
地方税	有	2.8万円	2.8万円
	無		
		4万円	4万円
		2.8万円	2.8万円

5. 国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

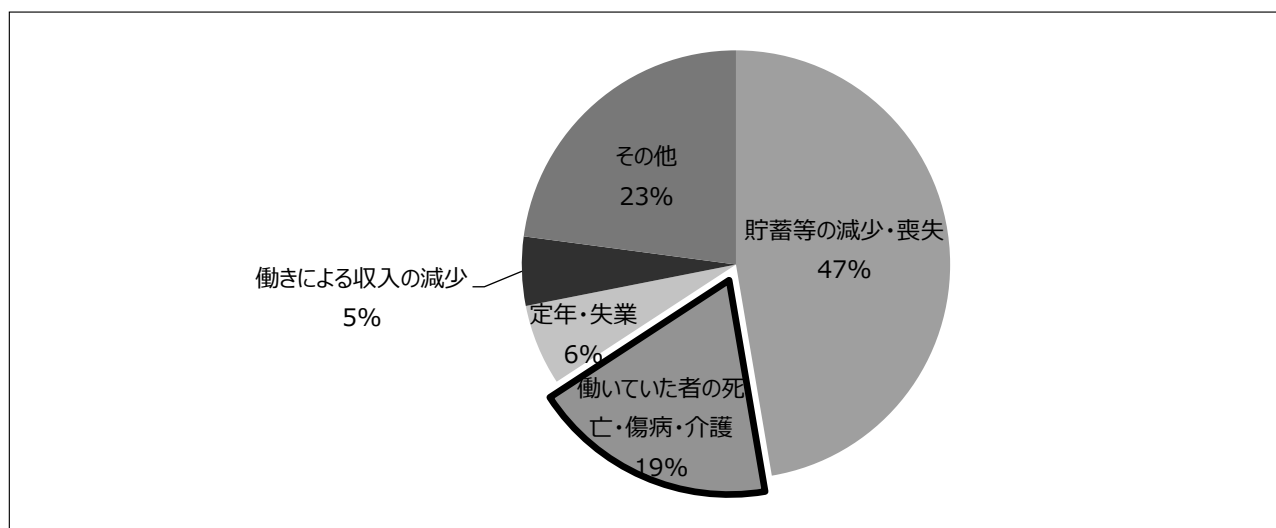
今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成3年度以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費（図表17）の受給開始の主な理由には、貯蓄等の減少・喪失とともに働いていた者の死亡・傷病・介護があり（図表18）、健康な間にそれらの備えを十分に行うことができなければ生活保護の受給を回避できた方もいると思われます。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためには、国税（所得税）と同様に地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。

(図表17) 生活保護費の推移



(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧、厚生労働省公表資料)

(図表18) 生活保護の開始理由 (令和5年度)



(厚生労働省「令和5年度被保護者調査」)

◎公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合であっても課税停止措置を延長すること

企業年金（確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金）および個人型確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で積立金に特別法人税が課されることになっていますが（令和8年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります（図表19）。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

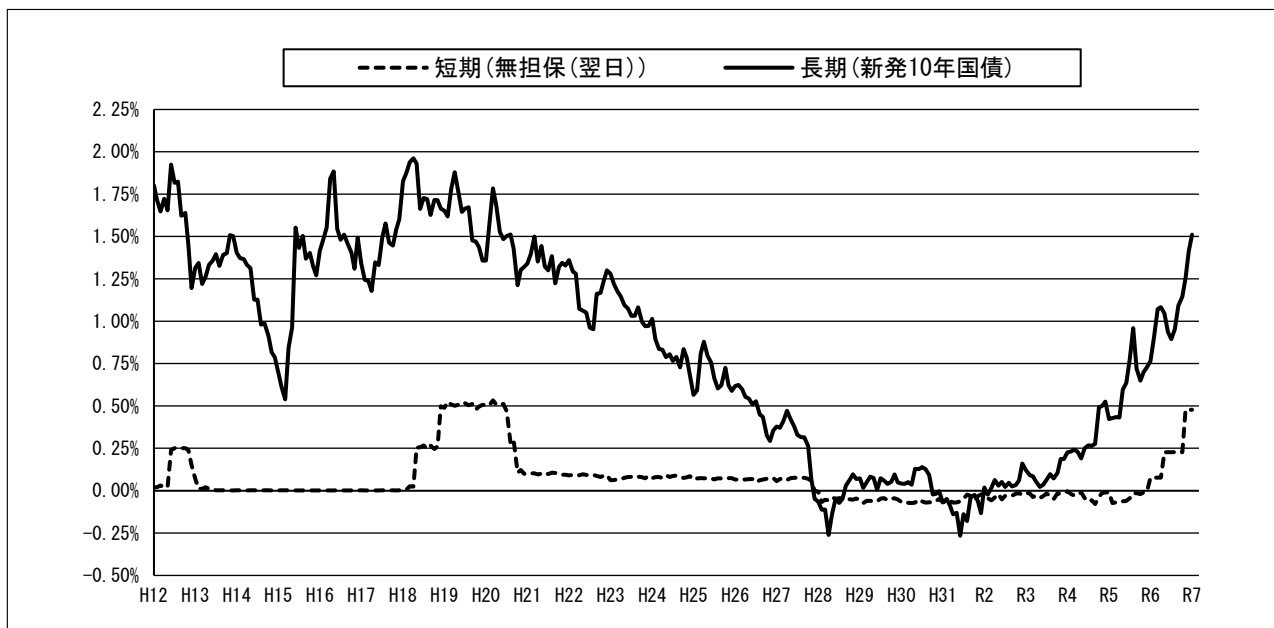
諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます（図表20）。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積立で年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります（図表21）。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、課税凍結ではなく撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することを要望します。

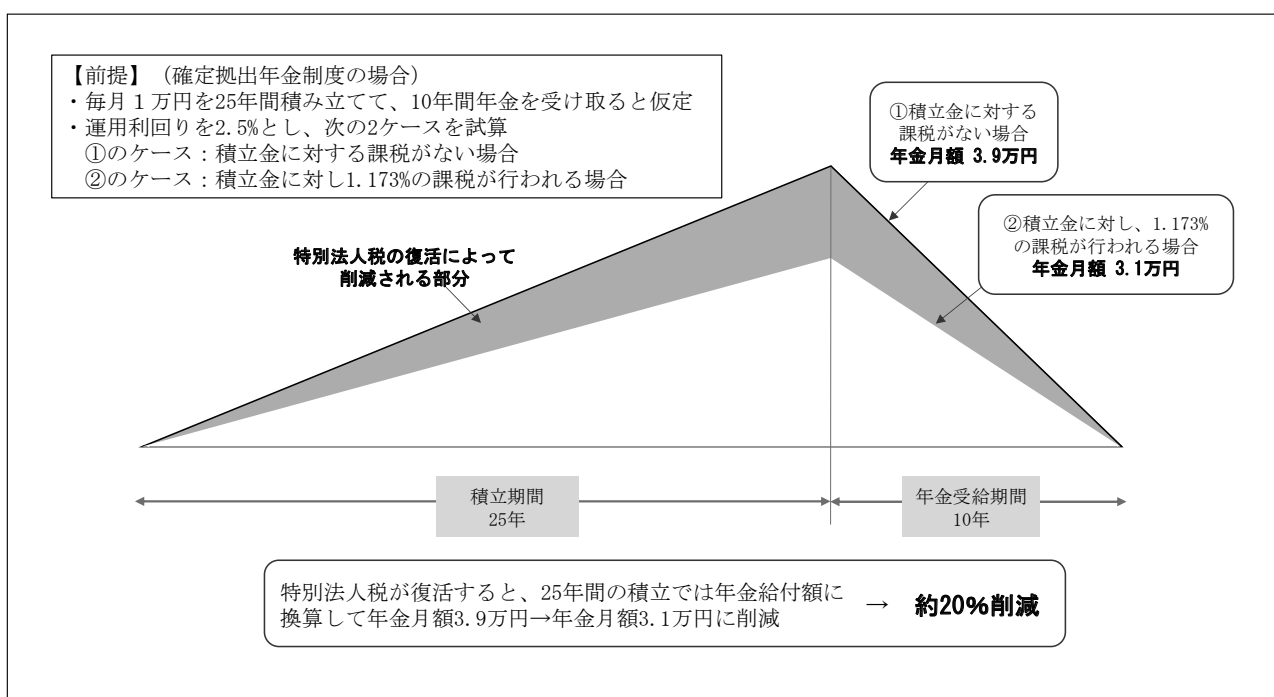
(図表19) 短期・長期金利の推移



(図表20) 主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
拠出段階	非 課 税				
運用段階	非 課 税				課税
給付段階	課 税				

(図表21) 特別法人税が復活した場合の年金給付額試算



I. 企業年金保険関係

◎働き方に中立的な税制の構築に向けた税制改正の議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税の在り方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論を行うこと

確定給付企業年金制度を含む企業年金は、新しい資本主義実現会議下の資産運用立国分科会で令和5年12月13日に取りまとめられた資産運用立国実現プランにおいては、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として、また、「人への投資」の一環としても、重要な役割を担っていると位置づけられています。

そのような中、働き方やライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築に関する議論を進める中で、確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額や中途引出し（脱退一時金）の在り方は、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

この点、確定給付企業年金制度は、従業員の老後の所得確保の側面のみならず、退職一時金制度由来の功労報奨的な側面や賃金の後払い的な側面等を有しているといわれ、従業員の資産形成や中途退職時の資金需要に対する一時的な所得確保等の様々な意義をもっています。また、その人事制度としての利便性の高さから、中小企業も含めて企業規模を問わず広く活用され、制度の普及につながってきた歴史があります。

そのため、労使合意を前提とした現状の自由な制度設計を妨げないことが、制度の普及・推進については老後の所得確保などの従業員の資産形成につながるものと考えています。

仮に、確定給付企業年金制度に対して拠出限度額の設定や中途引出しが制限された場合、労使で合意された給付設計とすることができなくなり、確定給付企業年金制度が終了または縮小し、退職時給付が退職一時金制度に回帰することが懸念され、その結果として企業の倒産時に退職一時金を十分に受け取れない可能性がある等、従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

従って、確定給付企業年金制度において現行のとおり、拠出限度額を設定しないこと、中途引出しを認める等の制度の前提を維持することが極めて重要だと考えています。

また、企業年金制度以外から支給される退職一時金を確定給付企業年金制度・（企業型・個人型）確定拠出年金制度へ資産移換することや、退職一時金制度からの企業型確定拠出年金制度への制度移換金を一括で拠出し運用期間をより長期間確保できるようにすること

等を認めることで、働き方の多様化が進む今日において年金制度による老後の所得確保の促進に繋がるものと考えています。なお、後者については、損金算入期間を同様に短縮することが難しい場合は、税制は現行どおり適用し、制度移換金の一括拠出のみを認めることも有益だと考えられます。

上記を踏まえ、働き方に中立的な税制の構築に向けた議論、とりわけ拠出時・運用時・給付時の課税のあり方については、私的年金全体の拠出限度額の見直し等の議論が進んだ場合であっても、年金制度のカバレッジの縮小が起きないように、一体的・慎重に議論することを要望します。

◎確定給付企業年金制度について、企業の年金支給義務等に移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

人生100年時代において、公的年金と相まって高齢期の所得を補完する私的年金の重要性が増していくことが見込まれる中、確定給付企業年金制度については、国民の多様なライフプランに寄り添う観点から、中途退職時の給付に加え、年金受取の選択肢の充実も期待されています。もっとも、自制度のみで多様な年金受取ニーズを満たすことは、選択肢の拡充に伴う年金受給者の管理負荷、年金受給者の増加に伴う長寿・財務・運用リスク等、事業主の制度維持コストや負債が増大するため、制度の持続性に悪影響を与える恐れがあります。

そこで、以下のような仕組みを導入することで、幅広い世代の国民の老後生活に寄与することができると思います。

- ・年金受給者等に係る資産と債務の全部または一部を保険会社等の第三者に移転することで、事業主に新たなコスト・リスクが発生することを回避しつつ、現役世代も含めた制度の持続性を維持・向上させる仕組み
- ・退職時に生命保険会社が個人向けに提供している年金商品等を購入しやすくすることで加入者（受給者）の年金受取の選択肢を拡充する仕組み

上記を踏まえ、企業の年金支給義務等に移転させる仕組みを導入できるようにするため、年金支給義務等に移転する際の非課税措置や、確定給付企業年金制度等の一時金受給時に年金商品等を即時購入する際の非課税措置等を講ずること、および移転後の年金給付も、移転前同様、公的年金等控除の対象として担保される措置等を講ずることを要望します。

◎企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し（脱退一時金）について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、通算拠出期間が短い（５年以下）または資産額が少額（25万円以下）であること等の要件を満たす場合に限るとされており、原則として60歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置が、2022年５月に施行されましたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや、国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時に脱退一時金を受け取りたいというニーズがあります。

また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがあります。

そのため、上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します（図表22）。

（図表22）企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

	60歳未満の退職	
	【現行】	【要望】
企業型 確定拠出年金制度	脱退一時金支給原則不可	 一定の要件※を満たした場合に脱退一時金支給可

※外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合

Ⅱ. 生命保険契約関係

◎遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（50.0%、生命保険文化センター「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており（図表23）、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。

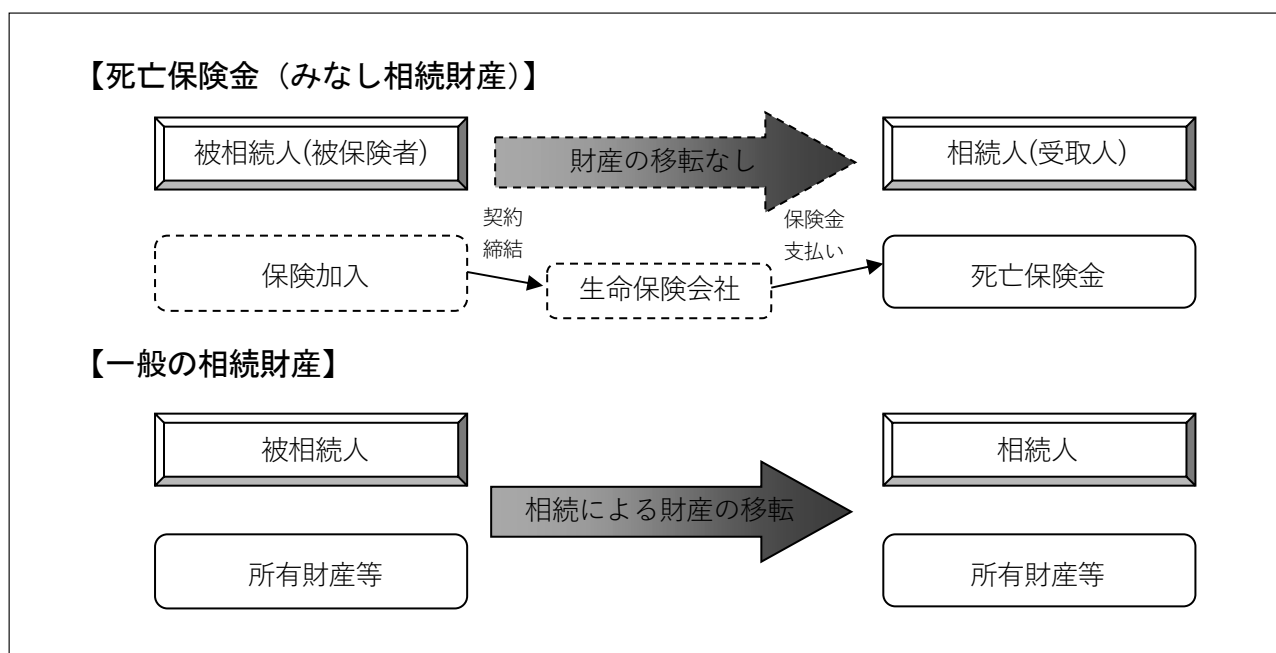
死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり（図表24）、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

（図表23）東日本大震災に係る死亡保険金の支払件数・金額（平成25年3月末時点）

支払件数	支払金額 (死亡保険金)	うち災害死亡保険金額
		504 億円
21, 027 件	1, 599 億円	

（生命保険協会ホームページ）

(図表24) 死亡保険金と通常の相続財産との相違点

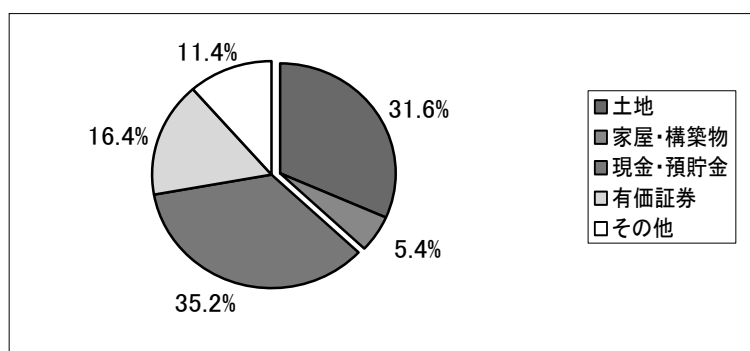


相続財産の大半（約4割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています（図表25）。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月十数万円程度であり、必要な生活資金は月30万円程度（総務省「家計調査（令和6年）」における母子世帯の平均実支出は27万8,086円）であることから、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

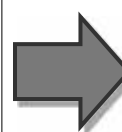
また、生命保険文化センターの調査によれば、子育て世帯の30代から40代の男性が加入している普通死亡保険金額は約2,200万円となっていますが（図表26）、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、配偶者と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

(図表25) 相続財産の種類別財産価額の構成比



(国税庁「統計年報(令和5年)」)



流動性資金確保のために
死亡保険金の相続税非課税
措置が必要

(図表26) 子育て世帯・男性(30～49歳)の平均普通死亡保険金額

	30・40代	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
普通死亡保険金額(平均)	2,246万円	2,665万円	2,402万円	2,022万円	2,145万円

(生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

Ⅲ. 資産運用関係

◎不動産関連税制の総合的見直しを図ること

地域活性化や都市再生の促進に資するため、土地の有効利用や流動化の促進等に向け、税制の適正化・簡素化を図り、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的見直しを要望します。

①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減

不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化

会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを

考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

③特定資産の買換特例の拡充

不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第3号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）への引き上げを要望します。

④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ

土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。

固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、これを適正化するために、商業地に係る負担調整措置を恒久化的措置とすることなども含め、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。

⑤固定資産税等の課税事務簡素化

固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。

また、事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。

⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化

賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわ

かる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

IV. その他

◎生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、法人事業税の位置付けや、外形標準課税導入の趣旨を踏まえても、生命保険業の現行の課税方式は、保険会社の事業活動の規模を適切に表すと同時に税収の安定化に寄与する適切な課税方式であり、また現行の保険業をとりまく特段の構造変化もないことから、これを見直す合理的な理由はないものと考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

◎国際課税ルールに従った国内法制化およびその施行にあたっては、米国をはじめとした諸外国の税制度・運用実態等を踏まえ、日本の生命保険会社の事業活動が阻害されることがないように、十分に留意すること

令和3年10月、BEPS（税源浸食と利益移転）に関する経済協力開発機構（OECD）/G20の会合において、新国際課税ルールの合意（以下、本国際合意）がまとめられています。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱で構成されています。

本国際合意を踏まえ、「第2の柱」のうち、令和5年度税制改正においては、所得合算ルー

ル（IIR：Income Inclusion Rule）について国内法制化がなされ、2024年4月より施行されました。また、令和7年度税制改正においては、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）について国内法制化がなされ、2026年4月より施行される予定です。

一方、米国において、米国市民や米国企業に対し差別的または域外適用的な課税をしている国の企業・個人が米国内で得る特定の源泉所得に対し追加的に課税される税制（以下、本税制）を導入することが検討されています。この差別的または域外適用的な課税にはUTPRも含まれているため、仮に、本税制が導入され、日本が米国に対し差別的な税を課している国と見なされた場合には、日本企業および国内居住者が米国内で得る特定の源泉所得に対し追加的な税が課されることとなります。

企業間の公平な競争条件を作る等の観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、生命保険業界としても異論のないところですが、国際課税ルールに基づく国内法制度の見直しや実施にあたっては、米国をはじめとした諸外国の税制度・運用実態等も踏まえ、日本の生命保険会社の事業活動が阻害されないよう、十分に留意することが必要と考えます。

資料 1－2

不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について

要 望 項 目	結 果
①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減	【不動産取得税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。 【登録免許税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 2 租税特別措置等（国税）[延長・拡充等] (6) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。
②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化	【不動産取得税】【登録免許税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
③特定資産の買換特例の拡充	【買換特例】大綱には次のように記載された。 三 法人課税 5 その他の租税特別措置等（国税）[廃止・縮減等] (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。 ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。 ② 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を60%（現行：80%）に引き下げる。 イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。） (イ) 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域 (ロ) 特定都市再生緊急整備地域内の区域 (ハ) 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域 ロ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域 ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。 ④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものを除外する。

要 望 項 目	結 果
④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ	【地価税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。 【土地重課制度】大綱には次のように記載された。 三 法人課税 5 その他の租税特別措置等（国税）[拡充等] (3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。 ① 適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。（再掲） ロ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げる。 ハ 対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。 ニ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時に於いて地すべり防止区域等内に存する場合には、対象としないこととする。 （イ）都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡 （ロ）都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡 （ハ）都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡 （注）上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。 ② 適用停止措置の期限を3年延長する。 【固定資産税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑤固定資産税等の課税事務簡素化	【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化	【評価プロセス】【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。

資料 1－3

◆与党「令和 8 年度税制改正大綱」における記載の内、生命保険協会の要望項目以外の項目で業界に関係する主なものは以下のとおり。

項 目	大綱における記載等
基礎控除等の見直し	第二 令和 8 年度税制改正の具体的内容 1 物価上昇局面における基礎控除等の対応 一 個人所得課税（国税） (1) 基礎控除 ① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。 ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。 イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 62万円 ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円 ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円 ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円 ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。 (注 1) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。 (注 2) 上記の改正及び下記 (4) の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。 (2) 給与所得控除 ① 給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。 ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用する。 (3) 上記 (1) 及び (2) の見直しに伴う所要の措置 ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。 ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。 ③ 勤労学生の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げる。 ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を69万円（現行：65万円）に引き上げる。 ⑤ その他所要の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

項 目	大綱における記載等
(続き)	(4) 令和 7 年分以後の各年分の基礎控除等の特例 ① 居住者のその年分の合計所得金額が 655 万円（令和 10 年分以後の各年分にあつては、132 万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。 イ 令和 8 年分及び令和 9 年分次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円以下である場合 42 万円 (ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円を超える場合 5 万円 ロ 令和 10 年分以後の各年分 37 万円 ② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。 (注) 上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。 (5) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設 ① 令和 8 年及び令和 9 年における給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例を創設する。 ② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。 ③ その他所要の措置を講ずる。 (略) (地方税) (1) 給与所得控除 ① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。 ② 令和 9 年度分及び令和 10 年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、①に加え、5 万円引き上げる。 (2) 所得税における (1) から (5) までの見直しに伴う所要の措置 ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。 ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。 ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。 ④ その他所要の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和 9 年度分以後の個人住民税について適用する。 ※「第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方 1. 物価高への対応 (1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
高校生年代の扶養控除等の見直し	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定 (2) 子育て環境の整備・暮らしの安定 ④ 高校生年代の扶養控除等の見直し 個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。 その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。
ひとり親控除の拡充	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定 (2) 子育て環境の整備・暮らしの安定 ③ ひとり親控除の拡充 ひとり親控除について、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。あわせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。 本拡充は、令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税から適用する。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 1 物価上昇局面における基礎控除等の対応」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
住宅ローン控除の拡充	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (1) 成長投資拡大に向けた環境整備 ④ 住宅ローン控除の拡充 本格的な人口減少やカーボンニュートラルといった変化に対応した豊かな住生活を実現するためには、既存住宅の利活用の促進とともに、省エネ性能の向上が重要となる。住宅ローン控除については、こうした考え方の下、適用期限を5年間延長した上で、所要の見直しを行うこととする。 具体的には、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しする。他方、令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。 世帯規模の変化を踏まえた対応として、床面積要件について、40㎡に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充する。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとする。 安全・安心な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害レッドゾーンでの新築（建替えを除く。）は適用対象外とする。災害イエローゾーンも含めた立地要件のあり方については、災害ハザードエリアの指定状況も踏まえ、引き続き検討することとする。 東日本大震災の被災者向けの措置については、被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、控除率の上乗せ措置を維持した上で、床面積要件の特例の適用範囲の拡充や立地要件の導入等の措置を講ずる。 また、所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定 (2) 子育て環境の整備・暮らしの安定 ① 住宅ローン控除の拡充（子育て世帯等関係） 住宅ローン控除について、子育て世帯の住宅取得を支援する観点から、従来、新築住宅に限られていた子育て世帯等への上乗せ措置の対象を、省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 2 住宅・土地税制（国税）〔延長・拡充等〕（1）、（2）」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
リフォームに係る特例措置の延長	第二 令和8年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 2 住宅・土地税制（国税）〔延長・拡充等〕 (9) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。 ① 本特例の適用期限を3年延長する。 ② 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。 (注) 上記②の改正は、令和9年1月1日以後に行う耐震改修工事について適用する。 (10) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。 ① 本特例の適用期限を3年延長する。 ② 改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40㎡以上50㎡未満であるものについても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用しない。 ③ 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しを行う。 (注) 上記③の改正は、特定の改修工事をした家屋を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。
N I S Aの拡充	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (3) 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長 ① N I S Aの拡充 N I S Aについては、令和5年度税制改正において抜本的拡充・恒久化を図り、既に老後等に備えた十分な資産形成が可能になっているが、対象年齢は18歳以上とされていた。次世代の資産形成を支援する観点から、金融経済教育を更に充実することと併せて、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充する。その際、格差の固定化につながらないように配慮しつつ、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とする。また、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とする。子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について、18歳以上向けの制度に移行するものとする。 つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加するほか、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品も併せて追加する。 国内市場を対象とした株式指数の追加は、結果として、個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることも期待される。幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の50%を超える投資信託を対象に加える。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 3 金融・証券税制（国税・地方税）〔拡充等〕(1)」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件	第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ３ 金融・証券税制（国税・地方税）〔拡充等〕 (4) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。
セルフメディケーション税制の拡充等	第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ４ 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 (8) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講ずる。 ① 本特例のうちスイッチＯＴＣ医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を５年延長する。 (注) 上記の「スイッチＯＴＣ医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）のうち、医療用から転用された一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。 ② 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。 イ スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等について、消化器官用薬としての効能又は効果を有する医薬品及び一定の生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有する医薬品を対象に加えるとともに、所要の経過措置（５年未満の必要範囲内）を講じた上、瘦身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品を除外する。 ロ 体外診断用医薬品である一般用医薬品等のうち一定のものを対象に加える。 ハ 薬局製造販売医薬品で、本特例の対象となる一般用医薬品等と同じ成分を有効成分として含有するものを対象に加える。 (注) 上記の「薬局製造販売医薬品」とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する一定の医薬品（体外診断用医薬品を除く。）をいう。 ③ その他所要の措置を講ずる。 (注) 上記②の改正は、令和９年分以後の所得税について適用する。 ※「第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ４ 租税特別措置等（地方税）〔延長・拡充等〕〈個人住民税〉(2)」にも同様の記載あり

項 目	大綱における記載等
暗号資産取引等に係る課税の見直し	第一 令和８年度税制改正の基本的考え方 ２．「強い経済」の実現に向けた対応 (3) 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長 ② 暗号資産の分離課税化等 暗号資産取引に係る課税については、令和７年度税制改正大綱で示された、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びＥＴＦから生ずる所得を分離課税の対象とする。国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、３年間の繰越控除制度を創設する。 こうした暗号資産の資産形成に資する金融商品としての位置付けは、デジタルエコノミーの進展にもつながるものである。 ※「第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ３ 金融・証券税制（国税・地方税）〔拡充等〕（２）」にも記載あり。
公的年金等に係る雑所得の見直し	第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ５ その他（国税） (5) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。 ① 給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。 ② その他所要の措置を講ずる。 （注）上記の改正は、令和９年分以後の所得税について適用する。
所得税等の確定申告書の添付書類の見直し	第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ５ その他（国税） (7) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。 第二 令和８年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 ５ その他（地方税） 〈個人住民税〉 (1) 小規模企業共済等掛金控除の証明書等の添付又は提示に代えてその記載事項を記載した明細書を個人住民税の申告書の提出の際に添付できる措置の適用対象に、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける場合を加える。

項 目	大綱における記載等
年金課税のあり方	第三 検討事項 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化	第三 検討事項 2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。
防衛力強化にかかる財源確保	第二 令和8年度税制改正の具体的内容 六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 1 防衛特別所得税（仮称）の創設 (1) 納税義務者 ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務がある。 ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある。 (2) 税額の計算 ① 防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。 ② 防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とする。 ③ 基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とする。 (3) その他 ① 申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とする。 ② その他所要の措置を講ずる。 2 復興特別所得税の改正 (1) 復興特別所得税の税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げる。 (2) 復興特別所得税の課税期間を令和29年まで（現行：令和19年まで）の間とする。 (3) その他所要の措置を講ずる。 (注1) 上記（1）の改正は、令和9年分以後の所得税等について適用する。 (注2) 令和8年度税制改正後も、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。 ※「第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」にも記載あり。

項 目	大綱における記載等
物価上昇を踏まえた税制上の基準額の見直し	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 1. 物価高への対応 (2) 税制上の基準額の点検・見直し 物価の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、省庁横断的・網羅的に行った点検の結果をもとに、見直しを行う。食事支給やマイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額、中小企業者等が取得時に全額損金算入できる減価償却資産の取得価額、厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業における差額ベッド料金等の基準額を引き上げる。その他の基準額も含め、税制上の基準額については、今後とも各措置の期限到来時や各年度の税制改正の中で、適時に必要な見直しを検討する。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 一 個人所得課税 5 その他（国税）（2）、（10）」、第二 令和8年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 1 税制上の基準額の点検・見直し（国税）（1）」等にも記載あり。
設備投資促進税制の創設	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (1) 成長投資拡大に向けた環境整備 ① 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置 危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上による果実が賃上げにつながる好循環をより強固なものとし、こうした好循環を海外市場と結びつけることで、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが極めて重要である。近年、国内設備投資は増加傾向にあるが、こうした基調を加速させ、足元の供給力不足を解消し、人口減少下でも拡大する内需が成長を牽引するとともに、世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出を拡大することにより、中長期的な経済成長を実現していく。 こうした考え方の下、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設する。具体的には、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する（建物を含め、投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上）及びROI水準15%の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用する。）。 また、輸出入取引に係る条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大3年間の繰越税額控除を可能とする。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 2 「強い経済」の実現に向けた対応（国税）（1）」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
研究開発税制の拡充・見直し	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (1) 成長投資拡大に向けた環境整備 ② 研究開発税制の拡充 研究開発投資は、経済成長を加速させ、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉である。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「強い経済」を実現する上で、極めて重要な意味を持つ。近年、デジタル革命の下で、巨大な資本を有するプレイヤーの登場により、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している。このような、「科学とビジネスの近接化」の時代においては、科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか、国力や産業競争力を決する鍵となる。 こうした考え方の下、国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、研究開発税制において、新たに「戦略技術領域型」を創設し、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限を設定する。あわせて、当該技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率を設ける。さらに、これらについて3年間の繰越税額控除を設けるなど、制度を抜本的に強化する。 また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しを行う。このほか、海外への委託研究について、国内での試験研究に馴染まない海外での治験に配慮しつつ、諸外国と同様、一定の制限を設けることとし、科学技術創造立国としての復権に向けて、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化を図る。 (中略) (2) 租税特別措置等の見直し・適正化 ④ 研究開発税制 研究開発税制については、EBPMの観点から、データに基づく分析を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する。一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について、近年の物価上昇等の状況も踏まえ、控除率の上限は維持しつつ、試験研究費の増加を促す観点から所要の見直しを行う。また、税制の対象となる試験研究の範囲に関し、科学技術創造立国実現の礎となる、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究について、諸外国と同様、一定の制限（令和8年度：70%、令和9年度：60%、令和10年度：50%）を設ける（ただし、国内での試験研究に馴染まない海外での治験については制限の対象外とする。）。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 2. 「強い経済」の実現に向けた対応（国税）(2)」等にも記載あり

項 目	大綱における記載等
オープンイノベーション促進税制の見直し	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (1) 成長投資拡大に向けた環境整備 ③ オープンイノベーション促進税制 スタートアップは、イノベーションを生み出す主体として、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である。日本経済の成長を牽引する大規模スタートアップを輩出するため、国として、資金や人材、ノウハウの面での課題への対応を後押ししていく必要がある。その際、スタートアップのステージごとの課題に応じた、メリハリある対応が重要である。とりわけ、スタートアップの「出口」について、IPOへの偏重が指摘される中、出口戦略の多様化、特にM&Aの促進は極めて重要である。こうした喫緊の課題に対処する観点から、M&A型において、対象となる株式に3年以内に出資割合が50%超となることを見込む場合における出資割合が50%以下の株式を追加するとともに、協業をより一体的に進める観点から、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩方法の見直し等を行った上で、適用期限を2年延長することとする。 なお、オープンイノベーション促進税制は、国内の事業会社等がスタートアップに出資する際、株式取得の一定額の所得控除を認めるという、極めて異例の措置であり、特に、新規出資型については、取得から3年経過後は、仮に株式を譲渡したとしても免税となる仕組みとなっている。引き続き、その政策効果や必要性を見極めるとともに、租税回避に用いられる可能性にも十分留意していく必要があるが、こうした思い切った施策を通じ、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを作るべく、税制以外の施策と一体となって取組みを進めていく。

項 目	大綱における記載等
賃上げ促進税制の見直し	第一 令和８年度税制改正の基本的考え方 ２．「強い経済」の実現に向けた対応 (2) 租税特別措置等の見直し・適正化 ③ 賃上げ促進税制 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和６年度税制改正において、賃上げ促進税制を抜本的に強化した。一方、足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にある。このように、企業の賃上げをめぐる状況は令和６年度税制改正当時と大いに様変わりしている。 こうした状況に鑑み、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに廃止する。中堅企業向け措置については、令和８年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する。 一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和８年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。 なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止する。 ※「第二 令和８年度税制改正の具体的内容 三 法人課税 ２．「強い経済」の実現に向けた対応（国税）（３）」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
租税特別措置の見直し	第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (2) 租税特別措置等の見直し・適正化 ① 基本的な考え方 租税特別措置等は、特定の政策目的の実現に有効な政策手段となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があり、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、現在ある租税特別措置等については、ゼロベースで見直すことを基本とし、毎年度、期限が到来する措置を中心に、実態を検証した上で、政策効果が低いものは廃止すべきである。さらに、適用状況等によっては期限前であっても、必要に応じ見直しを行うことが重要である。検証に当たっては、政策の合理性に加え、租税特別措置等が政策手段として有効であり、また、補助金等他の手段と比較しても相当であることを厳に確認するとともに、適用実績が僅少でないか、長期にわたり固定化していないか、といった観点も踏まえる必要がある。租税特別措置等の創設や拡充を行う場合には、減収額を埋める財源の確保はもとより、こうした観点から一層厳格な検討が求められる。 なお、政策の実効性・必要性を立証するためには、E B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）に基づく適切なデータを用いた分析・検証が必要である。とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆるインセンティブ措置については、データによる分析・検証に基づき、税制によって行動変容が実現し、政策効果が発現したことが厳格に立証されなければならない。所管省庁においては、令和 8 年度税制改正の結果も踏まえつつ、令和 9 年度税制改正に向けて、租税特別措置等の要望段階から、データに基づいた説明責任を果たすことが求められる。 あわせて、租税特別措置等の見直しをより一層進める観点から、税務データの整備を進め、その活用を図る必要がある。 ② 租税特別措置の適用実態調査のあり方 租税特別措置の見直しをより一層進めていく観点からは、租税特別措置の透明性の更なる向上が必要である。わが国においては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）に基づき、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、法人税関係の租税特別措置について、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されている。一方、既に補助金等の交付先名が原則として公表されていることや、諸外国において租税の特別措置の適用企業名が公表される仕組みが整備されている例があることを踏まえ、一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある。企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和 9 年度税制改正において結論を得る。 (略)

項 目	大綱における記載等
今後の法人税のあり方	第一 令和８年度税制改正の基本的考え方 ２．「強い経済」の実現に向けた対応 (4) 今後の法人税のあり方 「強い経済」を実現するためには、「責任ある積極財政」の下、大胆かつ戦略的な危機管理投資・成長投資を進め、雇用と所得を増やし、潜在成長力を引き上げるための取組みが極めて重要であり、国がその先頭に立つことは言うまでもない。しかし、国内投資の拡大や賃上げの取組みの主役は他ならぬ企業である。 令和７年度税制改正大綱においては、これまでの法人税改革の振り返りとして「わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を23.2%まで引き下げた」が、「企業部門では収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた」、「設備投資については、法人税改革以降、海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現預金として社内にとどまる傾向が一層強まってきた」と指摘している。その上で、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく」との方向性が示されている。 今後の法人税については、こうした方向性を踏まえ、企業が国内投資や賃上げにより積極的に取り組む効果を発揮させる観点から、メリハリのある対応を講じていく。

項 目	大綱における記載等
グローバル・ミニマム課税への対応	第二 令和８年度税制改正の具体的内容 五 国際課税 １ グローバル・ミニマム課税への対応 (国税) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行う。 (1) 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。 ① 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために令和３年12月１日以後に締結されたものに限る。）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産 ② 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（令和３年12月１日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る。）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債 (2) その他所要の措置を講ずる。 (地方税) 法人住民税について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。 ※「第一 令和８年度税制改正の基本的考え方 ４．公平かつ円滑な納税のための環境整備（６）」にも記載あり

項 目	大綱における記載等
外国子会社合算税制（CFC税制）等の見直し	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備 (6) 国際課税（経済のグローバル化・デジタル化への対応） (略) 外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和8年度税制改正においても引き続き見直しを行うとともに、令和9年度以降の税制改正においても必要な見直しの検討を行う。(略) 第二 令和8年度税制改正の具体的内容 五 国際課税 2 外国子会社合算税制等の見直し (国税) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。 (1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設 ① 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。(1)において同じ。）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。(1)において同じ。）に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度（(1)において「特例清算事業年度」という。）については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。 ② 外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。 ③ 外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。

項 目	大綱における記載等
(続き)	④ 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。 ⑤ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例を廃止する。 (2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定を不要とする。 (3) 外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不相当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。 (4) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しを行う。 (注) 上記の改正は、外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。 (地方税) 個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 2. 「強い経済」の実現に向けた対応 (2) 租税特別措置等の見直し・適正化 ⑥ 教育資金一括贈与 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISAの拡充等も踏まえ、適用期限（令和8年3月末）は延長しない。 第二 令和8年度税制改正の具体的内容 二 資産課税 1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せず終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

項 目	大綱における記載等
貸付用不動産の評価方法の見直し	第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方 4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備 (1) 税負担の公平の確保に向けた是正 ③ 不動産に係る公平の確保 イ 貸付用不動産の評価方法の見直し 貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、納税者の予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、関係団体等の意見を聴きつつ、貸付用不動産の評価方法の見直しを行う。(略) ※「第二 令和 8 年度税制改正の具体的内容 二 資産課税 3 その他(国税)(4)」にも記載あり
インボイス制度の定着に向けた対応	第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方 4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備 (2) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の定着に向けた対応 消費税は、諸外国の付加価値税制度と同様、価格転嫁を通じて最終的には消費者が負担しており、消費者が支払った消費税相当分は、本来、その全てが納税されることが原則であって、一部が事業者の手元に残ることは、消費者の理解を得られることではない。消費税やインボイス制度のあり方を考える上では、国・地方における貴重な社会保障の財源とされていることや担税者たる消費者の視点に配慮する必要があることに加え、あらかじめ決められた制度変更の内容に沿って早期に対応を進めてきた事業者の真摯な努力を無にすれば、税制に対する信頼を損なうこととなりかねないことも念頭に置くべきである。 こうした基本的考え方を前提としつつ、インボイス制度導入に係る事業者の事務負担にも配慮し、制度の社会的な定着をより確実なものとする観点から、次の措置を講ずる。 なお、インボイス制度導入に係る各種経過措置については、上記の基本的考え方を踏まえ、今般見直した内容を含め、これまでに決定した措置が期限どおり確実に実施されるよう、関係省庁が連携して必要な対応を実施することとし、消費者が負担した消費税によって社会保障制度がしっかりと支えられる社会を実現する。その際には、消費税の基本的な仕組み等に関する的確な理解の増進も図ることとする。 ① 新たにインボイス発行事業者となった小規模事業者の税額控除に関する経過措置 いわゆる 2 割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで 2 割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置を 2 年に限り講ずる。 なお、インボイス制度開始後に課税事業者となった小規模事業者等が意図せず消費税を滞納すること等がないよう、今後、適正な納税を促す方策についても検討を行う。

項 目	大綱における記載等
(続き)	② 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置 消費者が支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっており、また、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている実態が確認されていることも踏まえ、本経過措置は段階的に縮減することとするが、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、その最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用を終了する。 あわせて、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額を、現行の10億円から1億円に引き下げる。その上で、当該上限額については、取引実態等を踏まえ、今後、更なる引下げについて検討する。 ※「第二 令和8年度税制改正の具体的内容 四 消費課税 2 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し」にも記載あり
公的年金等受給者の扶養控除等申告書に係る措置	第二 令和8年度税制改正の具体的内容 七 納税環境整備 2 その他（地方税） (4) 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は申告することとする等の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用する。
地方税の退職所得の特別徴収票の提出方法に係る措置	第二 令和8年度税制改正の具体的内容 七 納税環境整備 2 その他（地方税） (6) 個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置 個人住民税における退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用する。

項 目	大綱における記載等
地方法人課税における税源の偏在是正	第一 令和8年度税制改正の基本的考え方 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定 (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 (略) 財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。 こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。 一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。 こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。(略)

不動産関連税制の個別要望項目と要望結果について

要 望 項 目	結 果
①不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減	【不動産取得税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。 【登録免許税】大綱には次のように記載された。 二 資産課税 2 租税特別措置等（国税）〔延長・拡充等〕 (6) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。
②不動産流動化に係る不動産取得税の廃止および登録免許税特例措置の恒久化	【不動産取得税】【登録免許税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
③特定資産の買換特例の拡充	【買換特例】大綱には次のように記載された。 三 法人課税 5 その他の租税特別措置等（国税）〔廃止・縮減等〕 (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する（所得税についても同様とする。）。 ① 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。 ② 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を60%（現行：80%）に引き下げる。 イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。） （イ）防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域 （ロ）特定都市再生緊急整備地域内の区域 （ハ）立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域 ロ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域 ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。 ④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものを除外する。

④地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ	【地価税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。 【土地重課制度】大綱には次のように記載された。 三 法人課税 5 その他の租税特別措置等（国税）[拡充等] (3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。 ① 適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正を前提に、対象に、承認地域経済牽引事業用地整備（仮称）を行う承認地域経済牽引事業用地整備者（仮称）に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。（再掲） ロ 都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡について、その建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を160万円/3.3㎡（現行：100万円/3.3㎡）に引き上げる。 ハ 対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。 ニ 次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内に存する場合には、対象としないこととする。 （イ）都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡 （ロ）都市計画法の開発許可を要しない一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡 （ハ）都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡 （注）上記の「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。 ② 適用停止措置の期限を3年延長する。 【固定資産税】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑤固定資産税等の課税事務簡素化	【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。
⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化	【評価プロセス】【課税事務】大綱には記載なく、現行どおりとなった。

生 命 保 険 協 会 会 報

2025年度・通巻第292号

(2025年（令和7年）4月～2026年（令和8年）3月）

2026年9月30日発行

一般社団法人 生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

